

福島県青少年行政事業計画

平成 29 年 度

生かそう、きずな。未来のために！

福島県青少年健全育成推進本部
(福島県・福島県教育委員会・福島県警察本部)

<福島県青少年行政事業計画（平成29年度版）>

目 次

第 1 部 青少年への施策

第 1 章 平成 29 年度青少年行政事業計画	
1 基本方針	1
2 施策体系	3
第 2 章 平成 29 年度青少年行政事業概要及び予算	
1 平成 29 年度青少年行政事業一覧表	5
2 平成 29 年度青少年行政施策体系別一覧表	15
3 平成 29 年度青少年行政施策体系別関係事業概要	17
4 平成 29 年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要	36

第 2 部 青少年の現状

第 1 章 青少年の人口	
1 福島県の総人口及び青少年人口の推移	39
2 全国の総人口及び青少年人口の推移	40
3 地域別青少年人口の割合	40
第 2 章 相談機関	
1 児童相談等の状況	41
2 教育センターの教育相談来所の概況	42
3 ヤングテレホンの相談状況	42
第 3 章 青少年の教育	
1 学校数と在学青少年数（各年 5 月 1 日現在）	43
2 中学・高校卒業者の進路状況	44
3 高校の退学者数	45
4 不登校児童生徒数の推移（福島県／公立・国立・私立学校）	46
5 いじめ発生件数の推移（福島県）	46
6 暴力行為発生状況の推移（福島県／公立学校）	46
第 4 章 青少年の労働	
1 新規学校卒業予定者に占める就職者の割合	47
2 新規学校卒業者の求人数推移	47
3 求人倍率の推移	47
4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移	48
5 在職期間別離職率の推移	48
第 5 章 青少年の国際交流活動	
1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）	49
2 外国青年の受け入れ	49

第6章 少年非行の概況	
1 非行少年の推移	51
2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数	51
3 交通非行少年の補導数	52
4 刑法犯少年の罪種別状況	52
5 刑法犯少年の学職別状況	52
6 刑法犯少年の都道府県別状況（平成28年）	53

第7章 青少年を取り巻く環境	
1 青少年健全育成条例の運用状況	54
2 市町村別図書類自動販売機等設置台数	55
3 書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表	56

第8章 青少年育成団体等	
1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧	58
2 青少年団体の組織状況	59
3 青少年関連相談窓口	61
4 市町村青少年行政担当課一覧	68
5 少年センター一覧	70

第3部 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況	71
------------------------	----

第4部 参考資料

1 福島県青少年健全育成条例	77
2 福島県青少年健全育成条例施行規則	91
3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する 行為等の規制に関する条例	95
4 福島県暴走族等根絶条例	102
5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱	107
6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱	109
7 福島県青少年育成県民会議規約	111
8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分	113

(巻末資料)

子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日） 子ども・若者育成支援推進本部

第1部 青少年への施策

第1章 平成29年度青少年行政事業計画

1 基本方針

本県に未曾有の被害をもたらした東日本大震災及びその後の原子力災害の発生からすでに6年が経過し、避難先での生活にも一定の落ち着きが見えるなど、復興の歩みを進めています。本県は今もなお「非常時が続いている」状況に置かれています。

このような状況にある青少年を十分にサポートしていくため、県では、平成25年3月に新たな『ふくしま青少年育成プラン』を策定しました。

(新しい県の総合計画『ふくしま新生プラン』と同様に、平成25(2013)年度を初年度とし、平成32(2020)年度を目標年度とする「8か年計画」です)。

このプランの策定にあたっては、①青少年による主体的・能動的な社会参画活動の支援と②青少年及びその保護者のメンタル面のサポートの二点を重視し、基本理念では、特に「たくましく生き抜く力を持つ青少年の育成」を強調しています。

将来の福島県を担う青少年一人ひとりが、震災による困難に挫けることなく、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝きながら、心身ともに健やかに成長するためには、家庭、学校、職場、地域及び行政機関等が一致団結し、県民各人が青少年健全育成の意識を持って各種の青少年育成施策を展開していくことが重要です。

県の各部局等が行う青少年関連施策をより効果的に実施するため、新プランに掲げる基本目標を踏まえた平成29年度の総合的な「福島県青少年行政事業計画」を策定し、有機的な連携を図りながら諸施策を推進していくこととします。

【基本理念】

「夢に向かってチャレンジする意欲と創造力にあふれ、たくましく生き抜く力を持つ青少年を地域の力ではぐくみます」

あらゆる可能性を秘めた青少年が、心身ともに健やかに成長し、意欲や創造力にあふれ、いきいきと夢や未来に向かってチャレンジすることができるよう、また、いかなる逆境にも挫けず、たくましく生き抜く力を身につけられるようにするため、地域社会が力を合わせて青少年を支援し、育成することを「基本理念」として掲げます。

【基本目標】

I すべての青少年の健やかな成長の支援

人、地域及び自然等との関わりの中で、一人ひとりの青少年が、豊かな心と健やかな体をはぐくみ、現代社会の大きな変化に対応できる力を身につけることができるよう、各種の施策を推進し、かけがえのない今・将来において、いきいきと輝くたくましい青少年を育成します。

- 1 豊かな心と健やかな体の育成
- 2 社会の変化に対応できる力の育成
- 3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援

II 困難を有する青少年及びその家族の支援

社会生活を円滑に営むうえで、様々な困難を抱えた青少年やその家族に対し適切な支援を図ります。

また、様々な事情を抱えた青少年の自立に向けた適切な支援を図ります。

- 1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組
- 2 非行防止対策と立直り支援の充実

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備

青少年が健やかに成長するためには、大人一人ひとりが、青少年の育成に関心を持って青少年の育成に取り組むことが何よりも大切です。

家庭、学校、職場及び地域などが力を合わせ、青少年の成長を支え合う思いやりあふれる環境づくりを進めます。

- 1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革
- 2 青少年を育成する地域力の強化
- 3 社会環境の健全化

2 施策体系

基本目標	柱	基本方策	推進する取組
Ⅰ すべての青少年の健やかな成長の支援	1 豊かな心と健やかな体の育成	(1) 基本的な生活習慣の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムの向上 ・食育の推進 ・生活習慣形成の啓発 ・食と農の連携
		(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・生命を大切にする教育や人権教育の充実 ・思いやりやいたわる心の育成
		(3) ふくしまの文化の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・次代の文化を担う青少年の育成
	2 社会の変化に対応できる力の育成	(1) 自らたくましく生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の向上 ・スポーツ・健康教育の推進 ・青少年の生きる力をはぐくむ体験活動、読書活動の推進 ・確かな判断力を持つ消費者の育成
		(2) コミュニケーション能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい人間関係をつくる力の育成 ・体験活動・交流事業の推進 ・国際人の育成
		(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の充実や情報利活用能力(情報リテラシー)の育成
	3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援	(1) 青少年による、ふくしま復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・若者による、ふるさと再生の支援 ・地域づくりの総合的な支援
		(2) 社会参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の地域活動等への参加・参画 ・意見主張の機会の提供
		(3) 就業・自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育や就業体験の充実と推進 ・若者の就業支援 ・無職の若者(ニート)等の自立支援
	Ⅱ 困難を有する青少年及びその家族の支援	1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組	(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応			<ul style="list-style-type: none"> ・相談・サポート体制の充実 ・指導体制の充実強化 ・豊かな人間関係をはぐくむ体験活動の充実 ・問題解決と立直り・自立支援のための関係機関等との連携
(3) 障がいのある青少年への支援の充実			<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある青少年とその親への支援 ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援 ・障がいのある青少年への就業支援
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶			<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止、早期発見・早期対応 ・虐待を受けた子どもとその親への支援 ・若者のデートDVの防止
2 非行防止対策と立直り支援の充実		(1) 非行防止活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導活動の充実 ・非行防止のための支援活動の充実 ・飲酒、喫煙の害の啓発 ・暴走族の根絶
		(2) 立直り支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰活動の支援
		(3) 薬物乱用の防止・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止のための啓発・指導

基本 目標	柱	基本方策	推進する取組
社会環境の整備 青少年の健全な育成を推進するための	1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革	(1) 子どもの成長を支える家庭づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の重要性の啓発 ・地域による子育て家庭への支援 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ・ひとり親家庭への支援
		(2) 子どもを育てる大人の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人が変われば、子どもも変わる運動」等の推進
	2 青少年を育成する地域力の強化	(1) 地域力を生かした青少年の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・学校・地域の連携 ・NPO法人や企業との連携
		(2) 地域コミュニティづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のための居場所づくり ・地域コミュニティづくり
		(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体活動の活性化 ・青少年活動指導者の育成
		(4) 県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動の推進
	3 社会環境の健全化	(1) 有害環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県青少年健全育成条例の適正な運用 ・インターネット上の有害情報対策
		(2) 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯活動の推進 ・交通安全の推進 ・被害少年等に対する支援

第2章 平成29年度青少年行政事業概要及び予算

1 平成29年度青少年行政事業一覧表

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
◎ 知事部局			9,381,631	1,767,467		
○ 総務部			207,328	163,542		
123		「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	0	0		広報課
123		ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業	34,387	34,387	繰入金	広報課
322	重	チャレンジふくしま戦略的情報発信事業(キビタン関係)	5,830	5,830	繰入金	広報課
111		私立幼稚園等心と体いきいき事業	45,450	45,450	国庫支出金	私学・法人課
121		私立小中学校少人数教育推進事業補助金	26,600	0		私学・法人課
122		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[次世代を担う人材育成の促進]	10,718	5,359	国庫支出金	私学・法人課
132		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進]	6,400	3,200	国庫支出金	私学・法人課
133		緊急スクールカウンセラー等派遣事業[生活基盤を築くための私立高校生等支援事業]	25,573	25,573	国庫支出金	私学・法人課
211	新	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[チーム学校の推進]	7,200	3,600	国庫支出金	私学・法人課
211		緊急スクールカウンセラー等派遣事業[スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者派遣事業]	35,116	35,116	国庫支出金	私学・法人課
212		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[教育相談体制の整備]	8,854	4,427	国庫支出金	私学・法人課
213		私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[特別支援教育に係る活動の充実]	1,200	600	国庫支出金	私学・法人課
○ 危機管理部			0	0		
323		少年消防クラブ員教育	-	-		消防保安課
○ 企画調整部			911,838	615,927		
132		第39回全日本中学生水の作文福島県コンクール	116	0		土地・水調整課
131	新	ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業	18,074	18,074	国庫支出金	地域政策課
321		うつくしまグリーンプロジェクト 芝生化事業	2,747	2,664	国庫支出金	地域政策課
322	重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	890,535	595,000	繰入金	地域振興課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
123		統計グラフコンクール	342	165	国庫支出金	統計課
123	新	ふくしま統計出前授業	16	16	国庫支出金	統計課
123	新	親子統計グラフ教室	8	8	国庫支出金	統計課
(文化スポーツ局)			103,999	98,176		
113	重	アートによる新生ふくしま交流事業(子どもアートアカデミー)	3,992	3,992	国庫支出金	文化振興課
122	重	チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクト	37,726	37,726	繰入金	文化振興課
132	重	NPO強化を通じた若者定着・地域活性化事業(NPOマネジメント強化地域活性化事業(チャレンジインターンシップ))	16,746	11,356	国庫支出金 繰入金 寄附金	文化振興課
121		県民カレッジ推進事業	0	0		生涯学習課
122	重	ジャーナリストスクール開催事業	4,295	4,295	繰入金	生涯学習課
121	重	未来へチャレンジ!ふくしまスポーツ塾	9,049	9,049	繰入金	スポーツ課
121		うつくしまスポーツキッズ発掘事業	2,600	2,600	繰入金	スポーツ課
121	新	ふくしまラグビー交流事業	15,471	15,471	国庫支出金	スポーツ課
121	新	ふくしまゴルフプロジェクト	9,845	9,412	国庫支出金	スポーツ課
323		(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業(スポーツを通じた人づくり事業-子どものスポーツ環境に関する事業)	4,275	4,275	繰入金	スポーツ課
○ 生活環境部			205,679	150,554		
112		環境教育副読本作成事業	2,506	2,506	県税	生活環境総務課
112	新	環境教育フェスティバル事業	7,782	7,782	県税	生活環境総務課
132		せせらぎスクール推進事業	1,557	1,533	繰入金	生活環境総務課
112		地域人権啓発活動活性化事業	8,835	8,835	国庫支出金	男女共生課
112		「人権への気づき」推進事業	1,873	1,834	国庫支出金	男女共生課
311		ワーク・ライフ・バランス推進事業	0	0		男女共生課
312		男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	3,965	0		男女共生課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
221		暴走族等の根絶に向けた対策の推進	0	0		生活交通課
311		交通遺児奨学金の支給	0	0		生活交通課
311		交通遺児図書カード贈呈	0	0		生活交通課
311		交通遺児家族ふれあい事業	0	0		生活交通課
332		福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	1,090	0		生活交通課
332		福島県交通対策協議会への補助	1,295	0		生活交通課
122		地球体験キャラバン	0	0		国際課
122		国際交流員設置事業	15,048	15,048	諸収入	国際課
122		語学指導等を行う外国青年招致事業	1,425	0		国際課
122		ふくしまグローバルセミナー	266	0		国際課
113	重	エコセタ	3,000	3,000	県税	環境共生課
113	重	すくすく育て！緑のカーテン事業	5,490	5,490	国庫支出金 繰入金	環境共生課
132	重	ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	3,388	3,388	県税 諸収入	環境共生課
132	重	エコ活動実践プロジェクト	2,343	1,239	国庫支出金 繰入金 諸収入	環境共生課
132		地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業	7,414	7,413	県税	環境共生課
132		復興ふくしまエコ大作戦！みんなでエコチャレンジ事業	3,893	3,893	県税	環境共生課
113		ふくしま子ども自然環境学習推進事業	22,174	22,076	繰入金	自然保護課
322		自然公園等施設整備事業補助金	16,612	14,365	国庫支出金	自然保護課
322		国立公園等施設整備事業	86,671	43,100	国庫支出金	自然保護課
132		みんなで守る水辺環境保全事業	9,052	9,052	県税	水・大気環境課
○ 保健福祉部			25,005	18,403		
132		県ボランティアセンター事業費補助	8,072	4,036	国庫支出金	社会福祉課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
211		特定相談事業	462	151	国庫支出金	障がい福祉課
111	重新	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	9,092	9,092	国庫支出金	健康増進課
112		エイズ予防普及啓発事業	192	96	国庫支出金	健康増進課
132		ジュニア献血ポスターコンクール事業	455	455	使用料及び手数料	薬務課
223		薬物乱用防止指導員運営事業	1,872	1,872	使用料及び手数料	薬務課
223		薬物関連問題相談事業	1,503	1,503	使用料及び手数料	薬務課
223		覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業	199	199	使用料及び手数料	薬務課
223		危険ドラッグ等撲滅対策事業	3,158	999	使用料及び手数料	薬務課
(こども未来局)			683,315	449,749		
113		地域の寺子屋推進事業	5,676	5,676	国庫支出金	こども・青少年政策課
123		子どもインターネット安全安心環境整備事業	0	0		こども・青少年政策課
132	新	若者交流支援事業	7,432	7,432	国庫支出金	こども・青少年政策課
133		東日本大震災子ども支援基金事業	72,985	72,985	繰入金	こども・青少年政策課
211		ひきこもり支援対策推進事業	20,345	10,345	国庫支出金	こども・青少年政策課
211	重	ユースプレイス自立支援事業	25,260	25,260	繰入金	こども・青少年政策課
211		青少年総合相談支援事業	7,350	0		こども・青少年政策課
312	重	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	103,568	103,568	国庫支出金 繰入金	こども・青少年政策課
312		低所得者の結婚新生活支援事業	38,880	38,880	国庫支出金	こども・青少年政策課
322		子どもの貧困対策事業	2,724	0		こども・青少年政策課
322		福島県青少年会館運営費補助事業	22,884	0		こども・青少年政策課
324		福島県青少年育成県民会議補助事業	8,797	0		こども・青少年政策課
324		青少年健全育成県民総ぐるみ運動の展開	155	0		こども・青少年政策課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
331		青少年健全育成審議会の開催	631	0		こども・青少年政策課
331		社会環境調査・指導事業	323	0		こども・青少年政策課
331		青少年健全育成優良団体・個人の知事表彰	99	0		こども・青少年政策課
211	重	子どもの心のケア事業	138,520	138,387 133	国庫支出金 諸収入	児童家庭課 子育て支援課
213		発達障がい者支援センター運営事業	15,592	7,783 21	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
213		発達障がい者支援体制整備事業	5,716	2,855	国庫支出金	児童家庭課
111		子どもの生活・学習支援事業	17,161	8,634	国庫支出金	児童家庭課
211		母子・父子自立支援員の配置	35,456	120	諸収入	児童家庭課
211		家庭相談員の配置	19,527	65	諸収入	児童家庭課
214		虐待から子どもを守る総合対策推進事業	15,341	6,472	国庫支出金	児童家庭課
311		児童相談所の運営	112,015	21,050 69	国庫支出金 諸収入	児童家庭課
311		家庭支援相談事業	6,878	14	諸収入	児童家庭課
○ 商 工 労 働 部			326,693	158,179		
133		経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	480	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職面接会開催事業	719	0		雇用労政課
133		新規高卒者就職促進対策本部設置運営	0	0		雇用労政課
133	重	ふるさと福島就職情報センター窓口運営事業	66,733	33,338	国庫支出金	雇用労政課
133		若年者生活基盤支援事業	30,729	30,729	国庫支出金	雇用労政課
133	重	情報発信事業	29,658	14,829	国庫支出金	雇用労政課
133		女性就職応援事業	21,839	10,919	国庫支出金	雇用労政課
211		労働相談事業	2,615	0		雇用労政課
311		勤労者福祉融資事業	35,000	35,000	諸収入	雇用労政課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
133	重	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	92,160			商工総務課
133	重	医療関連産業高度人材育成事業	26,791	13,395	国庫支出金	医療関連産業集積推進室
132	重	ふくしまの子・ふるさとの商店街プロデュース事業	19,969	19,969	繰入金	商業まちづくり課
○ 農 林 水 産 部			146,500	90,437		
133	重	ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業	112,123	56,060	国庫支出金	農業担い手課
133	重	きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業	6,300	6,300	国庫支出金 繰入金	農業担い手課
111	重	ふくしまから はじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	13,426	13,426	国庫支出金	農産物流通課
112		「ふくしまの農育」推進事業	2,129	2,129	繰入金	農村振興課
132	重	若者の森林自己学習支援事業	1,650	1,650	繰入金	森林計画課
121		木とのふれあい創出事業	2,313	2,313	繰入金	林業振興課
132		もりの案内人養成事業	2,042	2,042	繰入金	森林保全課
323		「緑の輪」推進事業	2,180	2,180	諸収入 財産収入	森林保全課
132	重	森林づくり交流促進事業	4,337	4,337	国庫支出金	全国植樹祭推進室
○ 土 木 部			6,771,274	22,500		
332		交付金事業 (交通安全)	2,808,840	0		道路整備課
332		やさしい道づくり推進事業	217,000	0		道路整備課
322		”ふなっこ”ふるさと川づくり事業	25,000	22,500	県債	河川整備課
322		都市公園事業	3,720,434	0		まちづくり推進課
◎ 教 育 委 員 会			13,004,963	1,984,568		
132		「ふくしま子ども憲章」推進事業	20	0		教育総務課
112	重	ふくしま未来キッズワクワクプロジェクト	28,434	28,434	国庫支出金	社会教育課
121	重	ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業	416,860	390,688	国庫支出金 繰入金	社会教育課

施策体系コード	区分	事業の名	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
122	重	ふくしまの未来をひらく読書の力 プロジェクト	7,935	7,935	国庫支出金	社会教育課
131	重	子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業	161,045	161,045	国庫支出金 繰入金	社会教育課
311	重	ふくしまを十七字で奏でよう絆ふれあい支援事業	4,492	4,492	国庫支出金	社会教育課
312	重	地域でつながる家庭教育応援事業	4,940	4,940	国庫支出金	社会教育課
321	重新	地域学校協働本部事業(放課後子ども教室事業)	120,445	110,111	国庫支出金	社会教育課
321	重新	地域学校協働本部事業(学校支援活動事業)	31,526	28,216	国庫支出金	社会教育課
321		体験活動ボランティア推進センター事業	0	0		社会教育課
322		施設管理事業(自然の家)	246,207	9,371	使用料及び手数料 財産収入 繰入金 諸収入	社会教育課
322	重新	地域学校協働本部事業(地域学校協働活動事業)	61,298	61,298	国庫支出金	社会教育課
322	重新	地域学校協働本部事業(評価・検証委員会設置)	1,262	1,262	国庫支出金	社会教育課
322		自然の家主催事業	0	0		社会教育課
323		青少年団体育成指導	0	0		社会教育課
113		うつくしま電子事典	0	0		義務教育課
121		少人数教育推進事業	6,215,477	-	国庫支出金	義務教育課
121		復旧・復興の基盤づくりのための教員配置	3,481,156	-	国庫支出金	義務教育課
121	重	学力向上推進支援事業(小・中学校)	46,168	1,053	国庫支出金	義務教育課
121	重	中山間地域インターネット活用学力向上支援事業	16,244	14,977	国庫支出金	義務教育課
121	重新	「学びのスタンダード」推進事業	31,984	31,984	繰入金	義務教育課
212	重	緊急時スクールカウンセラー派遣事業	303,883	300,887	国庫支出金	義務教育課
212	重	スクールカウンセラー等活用事業(小・中学校)	139,957	139,507	国庫支出金	義務教育課
212	重	スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業	116,422	116,367	国庫支出金	義務教育課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)			担当課(室)の名称
			当初予算	うち特定財源		
				金額	名称	
212	重	道徳教育総合支援事業	10,342	10,342	国庫支出金	義務教育課
212	重	24時間子どもSOS電話相談事業	6,432	6,432	国庫支出金	義務教育課
212	重	不登校・いじめ等対策総合推進事業	2,945	0		義務教育課
212	重	学校教育相談員配置事業	2,286	0		義務教育課
212	重	人権教育開発事業	1,000	1,000	国庫支出金	義務教育課
213		「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進	69,031	0		義務教育課
332	重	緊急時カウンセラー派遣事業	1,458	0		義務教育課
121		学校における読書活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課
122		教科等における言語活動の充実	0	0		義務教育課 高校教育課
123		情報化対応研修の充実	736	0		義務教育課 高校教育課
123		情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	0	0		義務教育課 高校教育課
123		I C Tを活用した学習活動の推進	0	0		義務教育課 高校教育課
121		県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	0	0		高校教育課
122		語学指導等を行う外国青年招致事業	148,375	13,559	諸収入	高校教育課
122		双葉地区教育構想(国際人育成プラン)	2,146	2,146	諸収入	高校教育課
133	重	次世代のふくしまを担人材育成事業(専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業、インターシップによるキャリア教育推進事業、専門高校における地域産業連携事業、先端技術推進事業)	14,937	14,937	国庫支出金 繰入金	高校教育課
133		双葉地区教育構想(福祉健康人材育成プラン)	486	0		高校教育課
212	重	スクールカウンセラー活用事業(高等学校)	24,197	24,185	国庫支出金	高校教育課
212	重	生徒指導アドバイザー派遣事業	18,616	18,616	国庫支出金	高校教育課
213		身体に障がいのある生徒に対する支援事業	11,201	48	諸収入	高校教育課
121		学校改革推進事業	2,120	0		高校教育課 県立高校改革室
212		教員研修の充実	1,394	0		特別支援教育課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)		担当課(室)の名称	
			当初予算	うち特定財源		
				金額		名称
213	重	特別支援学校整備事業	1,090,390	329,011	国庫支出金	特別支援教育課
213		県立特別支援学校学習環境整備事業	32,203	32,072	国庫支出金	特別支援教育課
213		高等学校学習支援推進事業	39,087	39,037	国庫支出金	特別支援教育課
213		障がいのある子ども等の教育相談	7,497	0		特別支援教育課
213	重	インクルーシブ教育システム推進事業	2,371	790	国庫支出金	特別支援教育課
213	重	次世代のふくしまを担う人材育成事業「特別支援学校における就労総合支援事業」	964	964	繰入金	特別支援教育課
111	重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	1,797	1,797	国庫支出金 繰入金	健康教育課
111	新	つながる食育推進事業	4,810	4,810	国庫支出金	健康教育課
121		ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	72,087	72,087	国庫支出金 諸収入	健康教育課
211		学校すこやかプラン	132	0		健康教育課
223		薬物乱用防止教室推進事業	0	0		健康教育課
332		学校安全教室推進事業	168	168	国庫支出金	健康教育課
◎ 警察本部			21,222	207		
212		少年相談活動	72	0		少年課
221		有害環境から少年を保護する事業	174	0		少年課
221		毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	0	0		少年課
221		非行防止教室等の開催	0	0		少年課
222		少年サポート事業	740	85	国庫支出金	少年課
332		福島県警察スクールサポーター制度	19,968	0		少年課
212		いじめ110番(ヤングテレホン予算含む)	87	0		県民サービス課
212		ヤングテレホン	0	0		県民サービス課
332	重	被害者等支援連絡協議会	181	122		県民サービス課

施策体系コード	区分	事業の名称	平成29年度予算額(千円)		担当課(室)の名称	
			当初予算	うち特定財源		
				金額		名称
212		少年相談活動	0	0	交通指導課	
221		地域活動の活性化	0	0	交通指導課	
221		加入防止、脱退促進などの普及啓発	0	0	交通指導課	

(区分) 「重新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

		平成29年度予算額(千円)		
		当初予算	うち特定財源	
			金額	名称
合計(平成29年度の全事業分)		22,407,816	3,752,242	
全事業	186	当初	特定財源計	
重新	7	22,407,816	3,752,242	
重	48	【第1部/第2章/1. 建制順・予算一覧表】		
新	9			
計	64			
その他	122			

2 平成29年度青少年行政施策体系別一覧表

項 目		平成29年度 (単位：千円)				
大 項 目		事業数	当初予算	うち 重点 新規事業	うち 重点事業	うち 新規事業
中 項 目						
小 項 目						
I すべての青少年の健やかな成長の支援		90	11,570,734	3	26	8
1 豊かな心と健やかな体の育成		19	183,819	2	5	2
(1) 基本的な生活習慣の形成		6	91,736	1	2	1
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解		7	51,751	0	1	1
(3) ふくしまの文化の担い手の育成		6	40,332	1	2	0
2 社会の変化に対応できる力の育成		37	10,611,397	1	7	4
(1) 自らたくましく生きる力の育成		17	10,347,974	1	4	2
(2) コミュニケーション能力の育成		11	227,934	0	3	0
(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成		9	35,489	0	0	2
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援		34	775,518	0	14	2
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援		2	179,119	0	1	1
(2) 社会参加・参画の促進		17	94,886	0	6	1
(3) 就業・自立支援の充実		15	501,513	0	7	0
II 困難を有する青少年及びその家族の支援		51	2,226,709	0	15	1
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組		39	2,219,063	0	15	1
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実		11	291,983	0	2	1
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応		16	636,487	0	10	0
(3) 障がいのある青少年への支援の充実		11	1,275,252	0	3	0
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶		1	15,341	0	0	0
2 非行防止対策と立直り支援の充実		12	7,646	0	0	0
(1) 非行防止活動の充実		6	174	0	0	0
(2) 立直り支援活動の充実		1	740	0	0	0
(3) 薬物乱用の防止・啓発		5	6,732	0	0	0

項 目		平成 2 9 年 度 (単 位 : 千 円)				
大 項 目		事 業 数	当 初 予 算	う ち 重 点 新 規 事 業	う ち 重 点 事 業	う ち 新 規 事 業
中 項 目						
小 項 目						
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備		45	8,610,373	4	7	0
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革		12	309,738	0	3	0
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり		8	158,385	0	1	0
(2) 子どもを育てる大人の意識改革		4	151,353	0	2	0
2 青少年を育成する地域力の強化		22	5,249,582	4	2	0
(1) 地域力を生かした青少年の育成		4	154,718	2	0	0
(2) 地域コミュニティづくり		12	5,079,457	2	2	0
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進		4	6,455	0	0	0
(4) 県民運動の推進		2	8,952	0	0	0
3 社会環境の健全化		11	3,051,053	0	2	0
(1) 有害環境の浄化活動の推進		3	1,053	0	0	0
(2) 子どもの安全の確保		8	3,050,000	0	2	0
合 計		186	22,407,816	7	48	9

3 平成29年度青少年行政施策体系別関係事業概要

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)		担部(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
I すべての青少年の健やかな成長の支援								
1 豊かな心と健やかな体の育成								
(1) 基本的な生活習慣の形成								
	私立幼稚園等心と体いきいき事業	全国的に園児を含めた子どもたちの運動能力、体力の低下が危惧されている。本県でも園児の体力低下や肥満園児が増加していることから、園児の体力向上や肥満防止を目的としたプログラムを計画的に実施する私立幼稚園に対し、経費を助成する。	45,450	45,450	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
更新	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	食育推進の観点から関係部局が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子が育つ食環境整備を推進する。 1 子どもの食を考える地域ネットワーク会議 2 保育所等を対象とした食の指導者育成研修会 3 地域の子育て食環境支援事業	9,092	9,092	国庫支出金	保健福祉部	健康増進課	
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対して基本的な生活習慣の習得支援や学習支援、食事の提供等を行う居場所をつくることにより、ひとり親家庭の子どもたちの生活向上を図る。	17,161	8,634	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、地域団体が行う特色ある食育活動を支援することなどにより、子ども達の体験等を通じた食育を推進する。	13,426	13,426	国庫支出金	農林水産部	農産物流通課 健康教育課	
重	ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	東日本大震災により明らかになった新たな課題に対応するため、食育推進の観点から保健福祉部・農林水産部・教育委員会等関係機関が連携し、家庭・学校・地域が一体となって地域における食育推進体制を整備するとともに、食育推進体系を再構築し「元気なふくしまっ子」が育つ食環境整備を進める。	1,797	1,797	国庫支出金 繰入金	教育庁	健康教育課	
新	つながる食育推進事業	栄養教諭と養護教諭等が連携した食育へのアプローチや、体験活動を通じた食への理解促進などを行い、学校を核として家庭を巻き込む食育の推進を図る。	4,810	4,810	国庫支出金	教育庁	健康教育課	
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解								
	環境教育副読本作成事業	小学5年生を対象とした環境教育に関する副読本の作成・配布を行い、環境に関する理解促進を図り、環境保全に関する主体的な取組を実践できる人材育成を行う。	2,506	2,506	県税	生活環境部	生活環境総務課	
	地域人権啓発活動活性化事業	福島県人権啓発活動ネットワーク協議会の一員として人権啓発活動活性化事業及び人権の花運動を実施する市町村を支援する。 (1) 人権啓発活動市町村委託事業 (2) 人権の花運動	8,835	8,835	国庫支出金	生活環境部	男女共生課	
	「人権への気づき」推進事業	様々な人権課題についての理解を深める機会を提供するため、スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動を実施し、広く県内外への人権意識の高揚を図る。	1,873	1,834	国庫支出金	生活環境部	男女共生課	
新	環境教育フェスティバル事業	環境教育普及・啓発のためのイベントを開催し、イベントを通して産業廃棄物をはじめとした環境問題に関する理解の促進を図り、ごみ排出抑制等の環境保全に関する取組を実践できる人材を育成する。	7,782	7,782	県税	生活環境部	生活環境総務課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)等名	担課(室)等名	関係(室)団体の称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	エイズ予防普及啓発事業	県民に対し、エイズやHIV感染症に関する正しい知識の知識の普及啓発を行い、感染防止を図る。 1 世界エイズデーキャンペーン(学生等ボランティアの協力) 2 保健所における学校や各種団体への出前講座	192	96	国庫支出金	保健福祉部	健康増進課	
	「ふくしまの農育」推進事業	環境にやさしい米づくりや野菜・果物・穀物等の栽培、生きもの調査等の体験型学習に取り組み、子どもたちが田んぼや畑の仕事と生きものとの関わりについて学ぶ。	2,129	2,129	繰入金	農林水産部	農村振興課	
重	ふくしま未来キッズワクワクプロジェクト	自然の家においてアスレチック等様々な体験活動を楽しめる事業を開催し、自然体験や体を動かすことの魅力を伝え、運動不足解消や体力増進につなげる。	28,434	28,434	国庫支出金	教育庁	社会教育課	企画調整部 保健福祉部

(3) ふくしまの文化の担い手の育成

重新	アートによる新生ふくしま交流事業(子どもアートアカデミー)	福島の未来を担う子どもたちに、文化芸術に触れてもらい、心豊かな成長と創造する場を与えるため、各学校等にアーティストを講師に招いた児童・生徒対象のワークショップを開催する。	3,992	3,992	国庫支出金	文化スポーツ局	文化振興課	
重	エコセタ	保育園・幼稚園等を対象に、エコに関する願いごとを考えるセタイベントの開催を支援し、園児等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	3,000	3,000	県税	生活環境部	環境共生課	
重	すくすく育て!緑のカーテン事業	小学校を対象に、省エネ効果のある緑のカーテンを育てる取組を支援し、児童等の環境意識の啓発とあわせて、家庭への啓発効果の普及を図る。	5,490	5,490	国庫支出金 繰入金	生活環境部	環境共生課	
	ふくしま子ども自然環境学習推進事業	本県の豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校及び特別支援学校に対し、宿泊料等の助成を行う。	22,174	22,076	繰入金	生活環境部	自然保護課	
	地域の寺子屋推進事業	震災後、改めて見直されている社会全体での子育てを支援するため、地域資源を利用して世代間交流を行う「地域の寺子屋」を県内各地に拡大するとともに、子育て支援を行う高齢者を増やすことで、社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、本県の復興を担う子ども達を社会全体で育てるという「日本一子育てしやすい環境」につなげる。	5,676	5,676	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	うつくしま電子事典	本県の豊かな自然及び歴史や風土が生んだ人物や文化等の様々な情報を、小・中学生向けの教育用コンテンツとして整備し、教科等の学習に活用できるようにする。	0	0		教育庁	義務教育課	※平成16年度より実施

2 社会の変化に対応できる力の育成

(1) 自らたくましく生きる力の育成

	私立小中学校少人数教育推進事業補助金	教育効果を考えた最も効果的な方法である少人数教育実現のため、私立小学校、中学校の全学年において、1クラス33人以下の編成を行うか、チームティーチング方式により対応する場合に補助を行う。	26,600	0		総務部	私学・法人課	
重	未来へチャレンジ!ふくしまスポーツ塾	震災により運動の機会を奪われた県内の子どもたちに、県内の優れた選手・指導者及び育成ノウハウを活用し、スポーツの楽しさを体験するとともに、継続した活動につなげるための講習会等を実施し、本県の未来を担うたくましい人材を育成する。	9,049	9,049	繰入金	文化スポーツ局	スポーツ課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)の 等名 称	担課(室)の 等名 称	関係(室)の 団体 等名 称
			当 予 算	うち特定財源				
				金 額	名 称			
	県民カレッジ 推進事業	県民の多様な学習ニーズや学習活動の広域化に対応していくため、県・市町村・大学等高等教育機関、民間教育機関等が連携・協力し、県民が、主体的、継続的に学習活動に取り組めるよう、生涯学習に関する情報や学習機会を体系化して提供する。	0	0		文化スポーツ局	生涯学習課	
	うつくしまスポーツキッズ 発掘事業	将来有望なジュニア層を対象に共通した理念や指導に基づいたトレーニングを実施し、競技に適した人材(タレント)の発掘とその育成・強化を図る。	2,600	2,600	繰入金	文化スポーツ局	スポーツ課	(公財) 福島県スポーツ振興基金
新	ふくしまラグビー交流事業	県内の小学生たちに、中央競技団体等から招聘した講師を派遣し、タグラグビーを通してラグビー競技に親しむ機会を提供する。また、国内トップ選手等を特別招聘し、多様な世代(幼稚・保育園児、小・中・高校生)との交流イベントを実施する。	15,471	15,471	国庫支出金	文化スポーツ局	スポーツ課	
新	ふくしまゴルフプロジェクト	ゴルフに触れ合う機会を創出し、高校生への出前講座、スナックゴルフ教室、ジュニアゴルフ塾等を開催し競技人口の拡大を図る。	9,845	9,412	国庫支出金	文化スポーツ局	スポーツ課	
	木とのふれあい創出事業	小中学校を対象に木工工作用の木材を提供し、木を使った物づくりの楽しさや森林に関して学ぶ機会を創出する。	2,313	2,313	繰入金	農林水産部	林業振興課	
重	ふくしま親子自然体験・交流活動支援事業	震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信して行くような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動等を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図る。	416,860	390,688	国庫支出金 繰入金	教育庁	社会教育課	
	少人数教育推進事業	学力向上や人間性・社会性の育成を図るため、小学校1～2年、中学校1年において30人学級を小学校3～6年、中学校2～3年において、30人程度学級編制が可能となるよう、継続して必要な教員を配置する。	6,215,477	-	国庫支出金	教育庁	義務教育課	財務課
	復旧・復興の基盤づくりのための教員配置	震災により遅れが懸念される児童生徒の学習を支援するための教員を配置する。	3,481,156	-	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	学力向上推進支援事業(小・中学校)	指導の改善に資する評価問題の作成と活用、効果的な指導法の実践研究を行う。また、学力調査を実施して本県児童生徒の学力の実態を把握し、授業改善を図る。さらに、全国学力・学習状況調査結果を各学校が分析を深め児童生徒の学力の実態を把握することができるようにするため、分析支援ツールを提供する。	46,168	1,053	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	中山間地域インターネット活用学力向上支援事業	中山間地域の学習指導及び学習環境の充実を図るため、町村教育委員会の実施するインターネットを活用した学力向上の取組を支援する。	16,244	14,977	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
	学校における読書活動の推進	教育活動全般における学校図書館の計画的な活用、読み聞かせやブックトークなど多様な読書活動の推進等により、読書習慣の形成を促進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	社会教育課
重新	「学びのスタンダード」推進事業	知識、技能の確実な定着と、それらを活用して問題を解決する際に必要な思考力、判断力、表現力を育成するため、「学びのスタンダード」を基に、授業の質的改善や校内研修の実質化、効率的な家庭学習の充実により、児童生徒の学力の向上を図る。	31,984	31,984	繰入金	教育庁	義務教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)・団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	学校改革推進事業	福島県学校教育審議会答申をふまえた「県立高等学校改革計画」に基づき、特色ある学校・学科づくりをはじめ、学校規模の適正化や学校・学科の適正配置を図るため、学科改編等について検討し、県立高等学校改革を推進する。 学校が保護者や地域住民等の意向を把握して学校経営に反映させるとともに、学校としての説明責任を果たし、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりを推進する。	2,120	0		教育庁	高校教育課 県立高校教室	※平成8年度より実施
	県立学校に勤務する常勤講師の資質の向上のための研修会	学習指導、生徒指導、進路指導に関する基礎的、実践的な研修を通して、常勤講師の力量を向上させ、特に初めて採用された常勤講師に対して、基本的な服務倫理、教育公務員としての在り方や教科指導等について学ばせる。	0	0		教育庁	高校教育課	
	ふくしま子供体力向上総合プロジェクト	原子力発電所事故により低下した児童生徒の体力の向上や肥満傾向児の出現率を低下させるため、運動能力の向上や食育等による健康増進に向けた事業を展開する。	72,087	72,087	国庫支出金 諸収入	教育庁	健康教育課	
(2) コミュニケーション能力の育成								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分) [次世代を担う人材育成の促進]	グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、プログラミング・情報モラルを含めた情報活用能力の育成等の取組を行っている私立学校へ助成を行う。	10,718	5,359	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
重	ジャーナリストスクール開催事業	未来を担う子どもたちが、県内で復旧・復興や文化及びスポーツ等で活躍したりがんばっている個人及び団体に対し取材を行い、新聞にまとめ県内外及び世界に「ふくしま」を発信する。これにより、自分たちの住む「ふくしま」の良さを知るとともに、自分の将来への夢や希望を深く考えさせる機会とする。	4,295	4,295	繰入金 国庫支出金	文化スポーツ局	生涯学習課	
重	チャレンジふくしまパフォーミングアーツプロジェクト	県内の中学生、高校生たちが、プロの演劇作家、音楽家等と共に時間を過ごし、ワークショップ等を行いながらミュージカルを創り上げ、公演するとともに、創作活動等の様子を県内外に広く発信する。	37,726	37,726	繰入金	文化スポーツ局	文化振興課	
	ふくしまグローバルセミナー	東日本大震災等により、世界との絆の大切さが再認識された現在、地域や学校において、環境、貧困、人権といった地球規模の話題について理解を深め、かつ解決に向けた取組を行う人材を育成するため、JICAやNGOと連携しながら高校生以上を対象とした研修会を開催する。	266	0		生活環境部	国際課	
	地球体験キャラバン	青年海外協力隊OB・OGと外国青年が県内の学校や公民館等で、クイズやゲームなどを通して開発途上地域の文化や習慣等を紹介し、開発途上地域への認識を深めてもらうとともに、県内での開発教育の推進を図る。	0	0		生活環境部	国際課	
	国際交流員設置事業	外国青年を国際交流員として雇用し、国際交流事業の企画立案、実施に対する助言、国際理解講座などを通じて、県国際交流の一層の拡充を図る。	15,048	15,048	諸収入	生活環境部	国際課	
	語学指導等を行う外国青年招致事業	外国青年を招致し、外国語(英語)教育を行うことを通じ、県内青少年や地域住民との交流を行い、地域レベルでの国際交流を促進する。	1,425	0		生活環境部	国際課	
重	ふくしまの未来をひらく読書の力プロジェクト	福島県全体の読書活動について検討する場や中高校生の情報発信能力を県内外に発信する場、幼児期の読書の大切さを広報する場を設定することにより、より良い読書環境づくりを進めていく。また、各地域で活躍できる読書活動支援者を育成したり、資質向上を図り、自立的・自発的に活動ができるようになるための支援する。	7,935	7,935	国庫支出金 繰入金	教育庁	社会教育課	義務教育課 高校教育課 県立図書館

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)等名	担当(室)等名	関係(室)・団体の称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	教科等における言語活動の充実	知的活動やコミュニケーションなどの基盤となる言語に関する能力を育成するため、全ての教科等において子どもたちの言語活動の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	※平成21年度より実施
	語学指導等を行う外国青年招致事業	県立学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、訪問による指導を行うなどして、生徒の英語コミュニケーション能力の向上や、国際理解の深化を図る。	148,375	13,559	諸収入	教育庁	高校教育課	※昭和62年度より実施
	双葉地区教育構想(国際人育成プラン)	双葉地区教育構想の基本目標である「国際人として社会をリードする人材の育成」の実現のために、海外留学や英語を通じた中高連携事業などにより、実践的なコミュニケーション能力や異文化理解に富む人づくりを推進する。	2,146	2,146	諸収入	教育庁	高校教育課	※平成18年度より実施
(3) 情報利活用能力(情報リテラシー)の育成								
	「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」への子ども参加コーナーの掲載	子どもも参加できるコーナーを「ふくしまからはじめよう。ゆめだより」に掲載する。	0	0		総務部	広報課	
	ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業	若年者を雇用し、「ふくしまからはじめよう。チームキビタン」の結成によるプロモーション活動を県内外で実施し、ふくしまの魅力と、復興に向かうふくしまの今を全国へ向けて発信する。	34,387	34,387	繰入金	総務部	広報課	
	統計グラフコンクール	統計知識・技術の普及向上と次代を担う児童・生徒を中心に早い段階から統計に慣れ親しんでもらうため、福島県統計協会と共催で統計グラフコンクールを実施する。	342	165	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
新	ふくしま統計出前授業	児童・生徒を対象に、統計とは何か、統計の大切さについて身近な題材を用いて授業を行うことで、統計に対する関心と理解を深め、統計調査への協力意識の醸成を図る。	16	16	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
新	親子統計グラフ教室	統計グラフの作成を通じて、統計に慣れ親しんでもらうことで、将来の統計調査への協力を促すとともに統計知識の普及と統計の表現技術の向上を図る。	8	8	国庫支出金	企画調整部	統計課	福島県統計協会
	子どもインターネット安全安心環境整備事業	インターネット上の有害情報から子どもたちを守るため、子どものメディアリテラシーの育成やフィルタリング利用の推進に係る啓発活動を推進する。 1 青少年有害環境対策推進連絡会議の開催	0	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
	情報化対応研修の充実	全ての教員が、ICTを活用して指導できるようにするため、教員研修の充実を図る。	736	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
	情報モラル教育に関する教材の開発や実践事例の提供等	情報モラル教育に関する教材の開発及び既存の教材の活用等実践事例の提供を通して、情報モラル教育の充実を図る。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)・団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	ICTを活用した学習活動の推進	ICTを活用した授業の実践事例の公開を通して、ICTを活用した学習活動を推進する。	0	0		教育庁	義務教育課 高校教育課	県教育センター
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援								
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援								
新	ふくしまサッカーチャレンジプロジェクト事業	復興のシンボルであるJヴィレッジの再生やJFAアカデミー福島の本県での再開に向け、県内のサッカーの振興を図り、サッカーを通じた地域活性化の礎を築くとともに、避難地域の復興や人口減少が進む中、子どもたちを安心して産み育て、スポーツに親しむことは重要であるため、サッカーを通じた体力づくり・環境づくりを進める。	18,074	18,074	国庫支出金	企画調整部	地域政策課	(公財)日本サッカー協会、(一財)福島県サッカー協会外
重	子どもがふみだす ふくしま復興体験応援事業	本県の子どものための、復興に貢献しようという想いを具現化する機会を提供することで、子どもたちが主体的に復興に寄与する社会体験活動に取り組みことを通して、新生ふくしまを担うたくましい子どもたちの育成を図る。	161,045	161,045	国庫支出金 繰入金	教育庁	社会教育課	
(2) 社会参加・参画の促進								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進]	職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携共同した取組等を行っている私立学校へ助成を行う。	6,400	3,200	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	第39回全日本中学生水の作文福島県コンクール	「水の週間」の行事の一環として、水循環政策本部、国土交通省が主催する「第39回全日本中学生水の作文コンクール」に参加し、県内の中学生を対象とした水の作文コンクールを実施することにより、本県の次代を担う中学生の水に対する関心を高め、理解を深める。	116	0		企画調整部	土地・水調整課	
重	NPO強化を通じた若者定着・地域活性化事業(NPOマネジメント強化地域活性化事業(チャレンジインターンシップ))	若者(高校生・大学生)が、復興支援などを実施する県内NPO法人において、10日間程度のインターンシップを行い、地域の課題などについて、学び・体験する機会を提供する。 また、活動終了後は、活動報告会の開催や活動報告書の作成により、NPO法人におけるインターンシップの成果について広く情報発信する。	16,746	11,356	国庫支出金 繰入金 寄附金	文化スポーツ局	文化振興課	(特非)ふくしまNPOネットワークセンター
	せせらぎスクール推進事業	本県で行う全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者を養成するとともに、「せせらぎスクール」実施団体に必要な教材を提供し、水環境保全活動の活性化を図る。	1,557	1,533	繰入金	生活環境部	生活環境総務課	環境創造センター
重	ふくしまエコライフ絵はがきコンテスト	小学生、中学生、高校生を対象に、地球にやさしい生活をテーマにした絵はがきコンテストを実施し、児童・生徒の環境意識の啓発を図るほか、優秀作品を用いて地域に向けた啓発活動を行う。	3,388	3,388	県税 諸収入	生活環境部	環境共生課	
重	エコ活動実践プロジェクト	高校生を対象に、地域等において自らが行う省エネルギー活動等を支援し、その取組結果の発表等を通して、地域における環境意識の向上を図る。	2,343	1,239	国庫支出金 繰入金 諸収入	生活環境部	環境共生課	
	みんなで守る水辺環境保全事業	猪苗代湖北岸部の清掃活動及び環境学習会等の実施	9,052	9,052	県税	生活環境部	水・大気環境課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当部(局)の名称	担当室の名称	関係課(室)・団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	地球温暖化防止のための新「福島議定書」事業	学校・事業所等での廃棄物減量化や省資源・省エネルギーの実践を進めるため、それぞれの団体が自ら二酸化炭素排出量の削減目標を定めた「福島議定書」を知事と取り交わし、温室効果ガス等の削減に取り組む。(予算額には事業所版も含む)	7,414	7,413	県税	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク)
	復興ふくしまエコ大作戦! みんなでエコチャレンジ事業	学校や家庭における地球温暖化防止活動を推進し、県民の環境配慮意識の向上につなげるため、取組成果に応じた商品を提供し、より一層の省エネルギー化や廃棄物減量化への取組意欲の促進を図る。(予算額には家庭版も含む)	3,893	3,893	県税	生活環境部	環境共生課	福島県地球温暖化防止活動推進センター(特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク)
	ジュニア献血ポスターコンクール事業	将来の献血者の確保と、一般県民への献血思想の普及啓発を目的として、中学生を対象とした献血基礎知識の啓発を兼ねたポスターコンクールを開催する。	455	455	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
	県ボランティアセンター事業費補助	県社会福祉協議会内に設置された県ボランティアセンターの行う次のような活動を支援する。 1 福祉教育推進事業 2 養成研修事業 3 広報・啓発事業	8,072	4,036	国庫支出金	保健福祉部	社会福祉課	
新	若者交流支援事業	県内及び首都圏の学生を参集し、ワークショップやフィールドワークを開催しながら県外におけるPR企画を進めることにより、若者の社会参画への意識向上を図る。	7,432	7,432	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	
重	ふくしまの子・ふるさとの商店街プロデュース事業	商店街の賑わい創出と子ども達のふるさとへの愛着心(まちづくり参画への第一歩)を醸成するため、子ども達が商店街やまちづくりについて学びながら商店街の賑わいを取り戻すための取組を検討・実践する。	19,969	19,969	繰入金	商工労働部	商業まちづくり課	
	もりの案内人養成事業	森林とのふれあいを通して森林の役割や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者を養成する。	2,042	2,042	繰入金	農林水産部	森林保全課	(公財)ふくしまフォレスト・コロシアム
重	森林づくり交流促進事業	県内外の子どもたちの絆を深めるため、野外交流活動を通じ、コミュニケーション能力を向上させる。	4,337	4,337	国庫支出金	農林水産部	全国植樹祭推進室	
重	若者の森林自己学習支援事業	県内の大学生等におけるサークルなどのグループに対し、森林自己学習活動の実施を支援するとともに、県内の複数の大学等とのネットワークを持ち、連携した教育機会の提供を行っている団体の取組を支援する。	1,650	1,650	繰入金	農林水産部	森林計画課	福島大学
	「ふくしま子ども憲章」推進事業	規範意識の向上や豊かな心の育成に役立てるため、募集し策定した「ふくしま子ども憲章」の普及、啓発に努める。具体的な手法としては、ホームページやメールマガジンを活用する。	20	0		教育庁	教育総務課	義務教育課

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当予算	うち特定財源				
				金額	名称			
(3) 就業・自立支援の充実								
	緊急スクールカウンセラー等派遣事業[生活基盤を築くための私立高校生等支援事業]	進路アドバイザーを県内各方に配置し、就職を希望する私立高校生等や新規高卒者等の望む職業生活向上や生活基盤安定の支援を実施する。	25,573	25,573	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	東日本大震災子ども支援基金事業	東日本大震災により孤児・遺児となった児童の生活及び修学を支援するため、対象者が大学等を卒業するまでの機関、寄附を原資とした基金から定額の給付を行う。	72,985	72,985	繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	
	経済団体、企業等への求人確保要請、求人勧奨	県内企業に対して新規高卒者の雇用勧奨状を送付するとともに、経済団体などを訪問し、新規高卒者対象の求人確保を要請する。	480	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職面接会開催事業	求人企業と就職を希望する高校生が一堂に会する面接会を県内5会場で開催し、新規高卒者の就職促進を図る。	719	0		商工労働部	雇用労政課	
	新規高卒者就職促進対策本部設置運営	新規高卒者の就職促進に携わる県の関係部署、福島労働局、経済団体及び教育団体により新規高卒者就職促進対策本部を設置し、適宜対策会議を開催し、必要な事項の検討、調整などを行う。	0	0		商工労働部	雇用労政課	
重	ふるさと福島就職情報センター窓口運営事業	ふるさと福島就職情報センターの窓口を福島市及び東京に設置し、県内就職を希望する学生や求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介、県内企業の魅力情報の発信を行うとともに、Fターンウェブサイトを運営・活用して窓口利用の促進を図り、県内就職を支援する。	66,733	33,338	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
	若年者生活基盤支援事業	就職後の早期離職を防止するための研修会等を実施する。	30,729	30,729	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
重	情報発信事業	首都圏や県内の学生に対して、県内における就業機会を創出するとともに、県内企業の魅力情報を発信することにより、県内回帰による人材確保・県内への就職促進を図る。	29,658	14,829	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
	女性就職応援事業	ふるさと福島就職情報センター福島窓口に、女性コーディネーターを3名配置し、出産・育児等で離職した女性の再就職を支援することにより、女性活躍の促進を図る。	21,839	10,919	国庫支出金	商工労働部	雇用労政課	
重	医療関連産業高度人材育成事業	将来の医療関連産業を担う人材を育成するため、高校生から大学院生を対象に、教育用冊子の配付や、医療関連産業に係る特別セミナーの開催、インターンシップ等を実施する。	26,791	13,395	国庫支出金	商工労働部	医療関連産業集積推進室	(一財)ふくしま医療機器産業推進機構に委託
重	福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業	本県の将来を担う優秀な産業人材を確保するため、大学等を卒業後に地域経済を牽引する県内産業へ就職した者が、奨学金の返還に要する経費に対して補助金を交付する (※平成28年度新規事業)	92,160			商工労働部	商工総務課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)の名称	担課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
重	ふくしまの未来を創る新・農業人育成・確保支援事業	農業高校生の就農意識の醸成を図るため、若手農業者との交流や農家体験研修を行うほか、新規就農の着実な定着を図るため、農業青年等が行う就農を喚起する活動や地域課題解決への活動を支援する。	112,123	56,060	国庫支出金	農林水産部	農業担い手課	(公財)福島県農業振興公社
重	きらめく・ふくしま農業女子育成・確保支援事業	若い女性が農業を職業として選択するような体制づくりを進めるため、部内女性職員によるプロジェクトチームを立ち上げるとともに、女性農業者のネットワーク整備による連携強化を進め、女性農業者の定着促進による地域農業の活性化を図る。	6,300	6,300	国庫支出金 繰入金	農林水産部	農業担い手課	
重	次世代のふくしまを担人材育成事業(専門高校と小・中学校のキャリア教育連携事業、インターシップによるキャリア教育推進事業、専門高校における地域産業連携事業、先端技術推進事業)	児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観を育成するなどのキャリア教育の推進や最先端技術及び実践的な知識・技能を習得させ、地域産業を担う人材育成に向けた取組を行う。	14,937	14,937	国庫支出金 繰入金	教育庁	高校教育課	雇用労政課
	双葉地区教育構想(福祉健康人材育成プラン)	福祉・健康に関する専門的な授業を行い、将来、総合的な健康づくりをコーディネートでき、福祉・健康分野で活躍する人づくりを推進する。	486	0		教育庁	高校教育課	※平成18年度より実施

1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組

(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実

新	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[チーム学校の推進]	チーム学校を進めるための多様な専門スタッフや外部人材等の活用、地域に根ざした取組等を進める私立学校を助成する。	7,200	3,600	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	緊急スクールカウンセラー等派遣事業[スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者派遣事業]	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、各私立学校の要請を受けて派遣し、被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行う。	35,116	35,116	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
	特定相談事業	精神保健福祉センターにおいて、思春期問題や依存(嗜癖)問題等に関する相談や講演会等を実施し、問題を抱えている本人や家族への支援や一般県民の心の健康の保持増進を図る。 1 特定相談(定期相談) 2 思春期精神保健セミナー	462	151	国庫支出金	保健福祉部	障がい福祉課	
	ひきこもり支援対策推進事業	「福島県ひきこもり支援センター」において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援として、電話、メール、訪問、面談などにより、相談対応を行う。また、各保健福祉事務所において、ひきこもり状態にある本人や家族への支援として、ひきこもり家族教室を実施する。	20,345	10,345	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議
重	ユースプレイス自立支援事業	社会生活を円滑に営むことが困難な青年に対して「居場所」を提供し、社会性を身につけ就業意欲を高めるプログラムを施し、若者の社会的自立を目指す。また、ボランティアの育成や市町村や関係機関・団体へ働きかけを行うことで、本事業の地域への定着を図る。(委託事業：県内5地域)	25,260	25,260	繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	特定非営利活動法人ビーンズふくしま他
	青少年総合相談支援事業	社会生活を円滑に営むことが困難な青少年及びその保護者に対して、あらゆる相談に応じ、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。 1 青少年支援ネットワーク事業 2 青少年総合相談センター事業(福島県青少年育成県民会議へ委託)	7,350	0		こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)等名	担課(室)等名	関係(室)団体の称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
重	子どもの心のケア事業	1 子ども支援センター事業 2 相談・支援体制強化事業 3 子ども心のケア支援強化事業 4 県外へ避難した家庭への心のケア事業 5 心の健康グループミーティング事業	138,520	138,387	国庫支出金 133 諸収入	こども未来局	児童家庭課 (1~4) 子育て支援課 (5)	
	母子・父子自立支援員の配置	各保健福祉事務所等に母子・父子自立支援員を17名配置し、母子家庭等に関する各種相談に対応する。	35,456	120	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	家庭相談員の配置	各児童相談所に10名の家庭相談員を配置し、児童の養育などの問題について相談指導を行い、児童福祉の向上を図る。	19,527	65	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	労働相談事業	県内の中小企業における労働問題に的確に対処するため、雇用労政課に中小企業労働相談所を設置、労働相談員2名を配置し、県内の労働者(従業員や労働組合)、使用者(経営者や人事労務担当者)からの労働相談に対応する。	2,615	0		商工労働部	雇用労政課	
	学校すこやかプラン	児童・生徒の現代的健康課題を解決するため、地域の保健関係機関、保護者等と効果的な連携を図り、支援体制の整備充実や健康教育担当教員の資質の向上のための研修会を開催する。	132	0		教育庁	健康教育課	
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)[教育相談体制の整備]	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の取組を進める私立学校へ助成を行う。	8,854	4,427	国庫支出金	総務部	私学・法人課	
重	緊急時スクールカウンセラー派遣事業	東日本大震災に被災した児童生徒や原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている児童生徒等の心のケアを目的としてスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。	303,883	300,887	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	スクールカウンセラー等活用事業(小・中学校)	児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止や早期解決を図るため、個々の児童生徒の状況を把握し、早期に対応することをねらいとしたスクールカウンセラー等を小・中学校に配置する。	139,957	139,507	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業	東日本大震災における生活環境の変化等、多様な問題に直面している児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカーを配置して、関係機関と連携の上、児童生徒等の心のケア及び生活のケアにあたる。	116,422	116,367	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	道徳教育総合支援事業	学習指導要領の趣旨及び児童生徒、学校等の実態を踏まえ、創意工夫を生かした道徳教育を推進するための実践研究を行い、その成果を普及することにより道徳教育の充実を図る。	10,342	10,342	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	24時間子どもSOS電話相談事業	いじめ問題等に悩む子どもや保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、24時間電話相談体制を整備する。	6,432	6,432	国庫支出金	教育庁	義務教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
重	不登校・いじめ等対策総合推進事業	いじめ、不登校等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について調査研究を行い、効果的な取組みについて、その成果の普及を図る。	2,945	0		教育庁	義務教育課	
重	学校教育相談員配置事業	いじめ問題の解消とその未然防止に努めるとともに、不登校等の学校不適応問題の解決のため、県教育センターに学校教育相談員を配置し、電話相談に当たるとともに、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、いじめや不登校問題を抱える学校教職員及び児童生徒、保護者を対象にいじめ問題解消や不登校の相談を行い、問題の早期解決を図る。(フリーダイヤル電話相談「ダイヤルSOS」)	2,286	0		教育庁	義務教育課	
重	人権教育開発事業	人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図る。	1,000	1,000	国庫支出金	教育庁	義務教育課	
重	スクールカウンセラー活用事業(高等学校)	いじめや不登校等生徒の問題行動、悩みの解決に資するため、生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを県立高等学校に配置し、カウンセリングや助言を行い諸問題の未然防止と早期解決を図る。	24,197	24,185	国庫支出金	教育庁	高校教育課	
重	生徒指導アドバイザー派遣事業	いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退等、複雑・多様化する児童生徒の問題行動等に適切、効果的に対応するための方策等について、専門家をアドバイザーに委嘱し派遣する。	18,616	18,616	国庫支出金	教育庁	高校教育課	
	教員研修の充実	特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室、特別支援教育コーディネーター等の教員を対象に、より専門的な研修を実施し、その指導力の向上を図る。	1,394	0		教育庁	特別支援教育課	養護教育センター
	少年相談活動	少年及び少年の保護者が抱える不安や悩みの早期解消を図る必要性から少年警察補導員等による少年相談業務を推進し、適切な支援を行う。(屋外面接時食糧費)	72	0		警察本部	少年課	
	いじめ110番	子どもの非行やいじめなどに関して、少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。(ヤングテレホン予算含む)	87	0		警察本部	県民サービス課	
	ヤングテレホン	子どもの非行やいじめなどに関して少年警察補導員、少年相談専門員による電話相談等を実施し、問題の早期解決のための専門的なアドバイスを行う。	0	0		警察本部	県民サービス課	
	少年相談活動	少年及び保護者が抱える不安や悩みの早期解決を図る必要性から少年相談業務を推進し、適切な支援を行うとともに、相談業務に対する広報啓発活動を推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	
(3) 障がいのある青少年への支援の充実								
	私立学校運営費補助(教育改革推進特別分)【特別支援教育に係る活動の充実】	教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築(支援員やコーディネーターの配置など)等の取組を進める私立学校を助成する。	1,200	600	国庫支出金	総務部	私学・法人課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)		担部(局)の 等名	担課(室)の 等名	関係(室) ・団体の 等名	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
	発達障がい者支援センター運営事業	発達障がいの早期発見、発達支援などの支援体制を確立し、発達障がい児(者)の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる一貫した支援を図るため、診断・相談・関係機関の調整・関係職員への情報提供や研修を行う。 1 診断及び相談 2 関係機関の調整 3 関係職員への情報提供・研修 4 普及・啓発 5ペアレントプログラム	15,592	7,783 21	国庫支出金 諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい者支援センターを中心として、発達障がい児・発達障がい児(者)のライフステージに応じた適切な発達障がい支援が受けられる体制を構築する。 1 発達障がい相談支援推進事業 2 発達障がい者支援センター連絡協議会 3 発達障がい児支援者スキルアップ事業	5,716	2,855	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
	「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進	障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと共に学べる環境整備を進めるために、視覚障害支援講師やADHD通級指導教室講師の配置を行う。	69,031	0		教育庁	義務教育課	※平成18年度より実施
	身体に障がいのある生徒に対する支援事業	身体に障害のある生徒が在籍する高等学校において、特に肢体不自由等の重度の障がいを持ち、車いすを常時使用して、段差や階段での自力走行が不可能な生徒に対して、介助員を配置することでその教育活動を支援する。	11,201	48	諸収入	教育庁	高校教育課	※平成10年度より実施
重	特別支援学校整備事業	特別支援学校の児童生徒の増加による過密化や遠距離通学による児童生徒への負担軽減を図るため、学校や分校等を設置し、教育環境を充実させる。	1,090,390	329,011	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	財務課施設財産室
	県立特別支援学校学習環境整備事業	県立特別支援学校全体整備計画に基づき整備する特別支援学校について、学校備品、教材・教具等を整備する。	32,203	32,072	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
	高等学校学習支援推進事業	高等学校に1.6%程度在籍している可能性のある発達障がい等の生徒において、学習の遅れに加え、東日本大震災の影響による環境の変化への不適応等が見られることから、高等学校における発達障がい等の生徒への支援をより手厚くするために、該当生徒が在籍する高等学校に学習支援員を配置し、生徒の特性に応じた学習支援を行う。	39,087	39,037	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
	障がいのある子ども等の教育相談	特別支援学校は、現在、地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。特に、その中でも地域の特別支援教育に関する相談のニーズが年々高まっている状況にあり、各学校における教育相談担当者の相談業務時間の確保が不可欠になっているため、その時間を確保するための時間講師(教育相談補充教員)を配置する。	7,497	0		教育庁	特別支援教育課	※平成12年度より実施 財務課
重	インクルーシブ教育システム推進事業	特別な支援を必要とする子どもたちへの支援体制の整備・充実のために、市町村が関係機関と連携し、地域における特別支援教育を総合的に推進するために行う取組の充実を図るとともに、特別支援学校が、地域の状況や各学校等のニーズ等を踏まえ、特別支援教育に関するセンター的機能を効果的に発揮するために、特別支援学校教員の専門性の向上とともに各機能の強化を図る。	2,371	790	国庫支出金	教育庁	特別支援教育課	
重	次世代のふくしまを担う人材育成事業「特別支援学校における就労総合支援事業」	県内全ての高等部設置特別支援学校における就職率と職場定着率を向上させるため、関係機関と連携し、企業への理解啓発と企業で働き続けることのできる人材育成の充実を図る。	964	964	繰入金	教育庁	特別支援教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)		担部(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶								
	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性強化を図る。 1 虐待から子どもを守る連絡会議の開催 2 児童虐待ケース対応強化事業 3 市町村虐待対応強化支援事業 4 児童虐待防止普及啓発事業 5 学校等との連携強化事業 6 未成年後見人報酬等補助事業 7 児童虐待ケース対策研修事業	15,341	6,472	国庫支出金	こども未来局	児童家庭課	
2 非行防止対策と立直り支援の充実								
(1) 非行防止活動の充実								
	暴走族等の根絶に向けた対策の推進	暴走族等根絶条例に基づき策定された暴走族等根絶基本方針に則り、具体的な取組推進計画である「暴走族等の根絶のためのアクションプログラム」により、暴走族等の根絶に向けた各種の取組みの展開を図る。	0	0		生活環境部	生活交通課	福島県暴走族等根絶対策会議
	有害環境から少年を保護する事業	児童・生徒がインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事案が後を絶たないことから、有害環境少年を保護する対応について理解と実践をさせるため、児童・生徒及び保護者等に対する広報啓発用チラシを作成、インターネットに起因する少年の非行防止、犯罪被害防止を図る。	174	0		警察本部	少年課	
	毎月第3金曜日の街頭補導活動強化の日	学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体と連携を図り、街頭活動を強化し、少年の健全育成を図る。	0	0		警察本部	少年課	
	非行防止教室等の開催	小・中・高校生を対象に、再非行の防止や薬物乱用防止等を重点とした非行防止教室を開催して、非行防止対策を推進する。	0	0		警察本部	少年課	
	地域活動の活性化	暴走族根絶地域ネットワークを通じて官民一体となった暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	
	加入防止、脱退促進などの普及啓発	関係機関と協力した加入防止活動や検挙した構成員に対する離脱活動を推進するとともに、保護者等に対する支援活動や普及啓発を推進する。	0	0		警察本部	交通指導課	
(2) 立直り支援活動の充実								
	少年サポート事業	学校、地域、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携を図り、非行防止のための社会参加活動及び不良行為少年や非行少年のための「居場所づくり」、「立直り支援」を行うもの。	740	85	国庫支出金	警察本部	少年課	
(3) 薬物乱用の防止・啓発								
	薬物乱用防止指導員運営事業	薬物乱用防止指導員による地域に根ざした啓発活動を推進する。 1 薬物乱用防止指導員地区協議会の開催 2 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催 3 薬物乱用防止指導員地区協議会への補助	1,872	1,872	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)		担当(局)の称	担当(室)の称	関係(室)・団体の称	
			当初予算	うち特定財源				
				金額				名称
	薬物関連問題相談事業	精神保健福祉センターの機能を活用し、薬物関連問題に対する相談指導、医学的知識の普及等の事業を実施する。 1 薬物関連専門相談窓口の開設 2 出張薬物関連相談窓口の開設 3 薬物依存症に対する研修会の実施 4 薬物依存者の家族教室の開催 5 薬物関連問題相談窓口の案内 6 薬物関連問題実務担当者会議の開催	1,503	1,503	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
	覚せい剤・シンナー・ポンド乱用防止事業	薬物乱用防止の啓発と指導取締りの強化を図り、若年層教育指導を行う。 1 乱用防止推進体制の充実強化 2 薬物乱用防止指導員研修会及び啓発活動 3 薬物乱用防止教室開催の支援 4 薬物相談窓口の利用PR	199	199	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
	危険ドラッグ等撲滅対策事業	県内2地域において、高校生らを対象に啓発活動リーダー養成のための研修を実施するほか、啓発活動リーダーが自ら考え作成した啓発資料を用いて、同世代の若者に対し危険ドラッグの恐ろしさを訴えていく。 1 高校生等啓発活動リーダー養成事業 2 危険ドラッグ撲滅ユース啓発事業	3,158	999	使用料及び手数料	保健福祉部	薬務課	
	薬物乱用防止教室推進事業	学校や地域において効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、教職員や指導員が一堂に会して研鑽を深め、指導者を育成する。	0	0		教育庁	健康教育課	薬務課

III 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備

1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革

(1) 子どもの成長を支える家庭づくり

交通遺児奨学金の支給	県内の交通遺児等の健やかな成長と勉学の励みとするため、奨学金を支給する。 1 小・中学生全員 30,000円 2 小学校入学予定児童 70,000円 3 中学校入学予定児童 100,000円 4 中学校卒業予定生徒 150,000円	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
交通遺児図書カード贈呈	県内の交通遺児に対し、その健全な育成を図るため、学習用図書等の購入費用として図書カードを贈呈する。 1 小学生 5,000円分 2 中学生 7,000円分 3 小学校入学予定児童 5,000円分 4 中学校入学予定児童 10,000円分 5 中学校卒業予定生徒 30,000円分	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
交通遺児家族ふれあい事業	県内の交通遺児のうち、小学4年・中学2年生の家庭に対して家族ふれあい旅行の経費の一部として、50,000円の旅行クーポン券を贈呈する。	0	0		生活環境部	生活交通課	(公財)福島県交通遺児奨学金協会
ワーク・ライフ・バランス推進事業	県民が性別にとらわれず、職業生活やその他の家庭・地域生活を生き生きと過ごすことができるよう、就職、結婚、出産・育児、介護などのライフステージに応じた仕事と生活の調和の取組みを男女共同参画の視点から促進する。	0	0		生活環境部	男女共生課	
児童相談所の運営	児童相談所において、次の事業を実施する。 1 児童に関する様々な問題における市町村・家庭等からの相談対応 2 各種相談内容に応じた必要な調査並びに医学的・心理的・社会的診断の実施 3 児童及び保護者等への助言等必要な援助の実施 4 児童の一時保護 5 児童福祉施設への入所等の措置 6 地域の実状に応じ、児童や家庭に対する相談援助活動の企画・実施	112,015	21,050	国庫支出金 69 諸収入	こども未来局	児童家庭課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担当(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	家庭支援相談事業	子育ての不安や悩み等様々な児童問題について、電話相談等に応じる体制を整備し、家庭での養育を支援する。 1 「子どもと家庭テレフォン相談」の実施 2 児童家庭専門員の配置	6,878	14	諸収入	こども未来局	児童家庭課	
	勤労者福祉融資事業	育児・介護休業期間中に必要な生活資金の融資等により、労働者の生活安定と福祉の向上を図る。	35,000	35,000	諸収入	商工労働部	雇用労政課	東北労働金庫
重	ふくしまを十七字で奏でよう絆ふれあい支援事業	子どもの豊かな心を育成するとともに、人と人との絆を深め、家庭や地域の教育力の向上のために、人と人とのかわりの中で感じた思いや願い、震災からのさらなる復興を願った「ふくしま」への思い等を綴った十七音の作品を募集し、県内外に広く発信する。	4,492	4,492	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
(2) 子どもを育てる大人の意識改革								
	男女共生センター啓発及び研修事業・相談事業	男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家庭・地域等における取組が進んでいくよう各種講座を開催する。 また、男女が自立し、生き甲斐のある人生を送ることができるように、日常生活から生じる悩みや就業等にかかる相談を行う。	3,965	0		生活環境部	男女共生課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
重	結婚から子育てまでみんなで支える環境整備事業	1 福島県結婚支援ネットワーク構築事業 ・世話やき人制度(結婚～子育てに関する相談役)の運用 ・結婚支援フォーラムの開催 ・企業等への結婚支援の取組に関する意向調査 ・ふくしま結婚マッチングシステムの運用 ・市町村担当者会議の開催 2 市町村企画事業支援	103,568	103,568	国庫支出金 繰入金	こども未来局	こども・青少年政策課	(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構
	低所得者の結婚新生活支援事業	新規に婚姻した世帯(世帯所得340万円未満。ただし、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除)に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の住居費、引越費用)を支援する市町村を対象に支援額の3/4を補助する。 補助対象とする支援額の上限は24万円。	38,880	38,880	国庫支出金	こども未来局	こども・青少年政策課	
重	地域でつながる家庭教育応援事業	「親の学び」を支援するために、PTAと連携し、親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、学習プログラムを作成し、家庭教育支援者をリードする人材を育成するとともに、企業と連携して地域の家庭教育推進を働きかける。	4,940	4,940	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
2 青少年を育成する地域力の強化								
(1) 地域力を生かした青少年の育成								
	うつくしまグリーンプロジェクト芝生化事業	県内小学校・幼稚園等の校庭・園庭のポット苗方式による芝生化の取組を支援することにより、子ども達の生活環境の整備・体力向上及びコミュニティの活性化などを通して魅力ある地域づくりを推進する。	2,747	2,664	国庫支出金	企画調整部	地域政策課	
重新	地域学校協働本部事業(放課後子ども教室事業)	地域住民の参画を得て、放課後の小学生が安全で安心して活動できる拠点づくりを進めることにより、子どもの健全育成と安心して子育てできる社会の実現を図る。	120,445	110,111	国庫支出金	教育庁	社会教育課	こども未来局
重新	地域学校協働本部事業(学校支援活動事業)	様々な体験・交流・学習活動等豊かな人間性を涵養するとともに、地域の子どもたちと大人の積極的な参加・交流による地域コミュニティ活性化と地域社会全体の教育力の向上を図る。	31,526	28,216	国庫支出金	教育庁	社会教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)の名称	担当(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	体験活動ボランティア推進センター事業	学習支援ボランティア、病院訪問学習支援ボランティア等の登録と活動のコーディネートを進め、地域で教育を支えるしくみをつくる。	0	0		教育庁	社会教育課	
(2) 地域コミュニティづくり								
重	チャレンジふくしま戦略的情報発信事業(キビタン関係)	全国のご当地キャラとの縁やゆかりを育むため、「ご当地キャラ子ども夢フェスタ」の開催により、子どもたちに笑顔をお届けるとともにふくしまの元気を全国に発信する。	5,830	5,830	繰入金他	総務部	広報課	
重	地域創生総合支援事業(サポート事業・県戦略事業)	民間団体や市町村等が主体となつて行う、個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に向けた取組を支援するとともに、地方振興局を中心に出先機関が連携し、地域の実情に応じた事業を実施する。 1. サポート事業 ①一般枠 民間団体が地域の課題を踏まえ、特性をいかして行う広域的な視点に配慮された事業や、先駆的・モデル的な事業を対象に支援する。特に、被災者支援や被災者を含む団体が自ら行う復興関連事業を優先して支援する。 ②地域創生・市町村枠 市町村等が行う、地域創生の推進に寄与し、それぞれの地域課題の解決に資する事業を支援する。 ③健康枠 東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向けた取組や、心身の健康の維持・増進を図るため地域ぐるみで行う健康づくり活動など健康長寿ふくしま・「健康」をテーマとしたチャレンジふくしま県民運動の推進に資する事業を支援する。 ④過疎・中山間地域集落等活性化枠 過疎・中山間地域の集落等や市町村、集落等と協定を結んだ民間団体(協定団体)が行う集落等の再生・活性化に向けた取組を支援する。 ⑤地域資源事業化枠(里山経済活性化事業) 集落等や民間事業者等が行う、地域資源を活用した収益性が期待できる取組を支援する。 2. 県戦略事業 震災に伴う各地域固有の課題に対応・解決するために必要とする事業(地域経営事業)、過疎・中山間地域の振興を図る事業(過疎・中山間地域振興事業)、広域に及ぶ地域課題や年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業(地域連携調整事業)を柔軟かつ機動的に実施する。	890,535	595,000	繰入金	企画調整部	地域振興課	各地方振興局 企画商工部
	自然公園等施設整備事業補助金	自然公園等における優れた自然の保護と、その利用増進を図るため、施設整備を実施する市町村に対し、工事費の1/2以内の補助を行う。	16,612	14,365	国庫支出金	生活環境部	12_自然保護課	
	国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	86,671	43,100	国庫支出金	生活環境部	自然保護課	
	子どもの貧困対策事業	子どもの貧困対策について、関係機関が連携して対応し、各種事業が効果的に事業を必要とする子どもたちに届くよう、ネットワークづくりを行う。また、貧困状態にある子どもたちの家庭に対して、支援の実施体制(内容・窓口等)についての情報提供を目的に支援ブックを作成する。	2,724	0		こども未来局	こども・青少年政策課	
	福島県青少年会館運営費補助事業	福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、(公財)福島県青少年育成・男女推進機構に対し、運営費の一部を補助する。 <福島県青少年会館事業> ・青少年情報ステーション事業 ・福島っ子ガンバレ・レクリエーション普及事業 ・青少年活動助成事業 ほか	22,884	0		こども未来局	こども・青少年政策課	(公財)福島県青少年育成・男女推進機構 福島県青少年会館

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)の名称	担課(室)の名称	関係(室)団体の名称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	”ふなっこ”ふるさと川づくり事業	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮した河川整備を実施する。	25,000	22,500	県債	土木部	河川整備課	
	都市公園事業	県民の休憩、観賞、散策、運動などのレクリエーションの場を提供するとともに、災害時の避難地、火災延焼防止などの機能を発揮する都市公園の整備を推進する。また、老朽化した公園施設の更新やユニバーサルデザイン化を推進する。	3,720,434	0		土木部	まちづくり推進課	
	施設管理事業(自然の家)	福島県自然の家の管理運営及び施設・設備の維持管理を行うとともに、集団宿泊体験や自然体験などの実施を希望する団体を受け入れ、行動計画作成の段階から利用団体にあった助言・指導を行うことにより効率的で充実した活動の実現を図る。	246,207	9,371	使用料及び手数料 財産収入 繰入金 諸収入	教育庁	社会教育課	
重新	地域学校協働本部事業(地域学校協働活動事業)	県内8本部(学区)において、地域の総合窓口として「地域コーディネーター」を配置し、学校と地域住民等との連携協力体制づくりを促進するとともに、研究協議会等をとおして、担当教員や地域コーディネーターの資質向上を図る。	61,298	61,298	国庫支出金	教育庁	社会教育課	教育総務課 義務教育課
重新	地域学校協働本部事業(評価・検証委員会設置)	学識経験者・事業関係者・地域住民等による委員会を設置し、各事業の実施に伴い、被災地における課題可決に向けての明確な目標設定や効果測定、事業評価・検証を実施する。	1,262	1,262	国庫支出金	教育庁	社会教育課	
	自然の家主催事業	郡山自然の家及び会津自然の家における各種事業。	0	0		教育庁	社会教育課	
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進								
	少年消防クラブ員教育	少年消防クラブの果たす役割を認識させるとともに、クラブ員の交流を通じて、少年消防クラブの強化充実を図る。	—	—		危機管理部	消防保安課	福島県消防学校
	(公財)福島県スポーツ振興基金助成事業(スポーツを通じた人づくり事業—子どものスポーツ環境に関する事業)	子どもの体を動かす機会の減少や発達段階に応じたスポーツ指導を受けられないなどの課題を解決するために、子どもがその能力や興味・関心に応じ、スポーツ活動に取り組む機会を創出する事業に対し助成する。	4,275	4,275	繰入金	文化スポーツ局	スポーツ課	(公財)福島県スポーツ振興基金
	「緑の輪」推進事業	緑の少年団装備品の整備等に関する補助及び緑の少年団大会等の開催支援を行う。	2,180	2,180	諸収入 財産収入	農林水産部	森林保全課	(公社)福島県森林・林業・緑化協会
	青少年団体育成指導	青少年団体の育成を図るため、運営、活動について指導助言を行う。	0	0		教育庁	社会教育課	

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)		担部(局)の 等名	担課(室)の 等名	関係(室) 団体の 等名	
			当初 予算	うち特定財源				
				金額				名称
(4) 県民運動の推進								
	福島県青少年育成県民会議補助事業	青少年の健全育成を県民総ぐるみで推進するため設置された福島県青少年育成県民会議の運営費の一部を補助し、事業の円滑な実施を図る。 ＜福島県青少年育成県民会議事業＞ ・青少年育成指導者向けセミナーの開催 ・青少年の健全育成に資する団体・個人の表彰事業 ・少年の主張福島県大会の実施 ・「家庭の日」コンクールの実施	8,797	0	こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議	
	青少年健全育成県民総ぐるみ運動の展開	青少年の健全育成や非行・被害防止についてより効果的に周知すると共に、青少年を社会全体ではぐむ気運を醸成するため、学校の夏休み期間である7月～8月に、「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を展開する。	155	0	こども未来局	こども・青少年政策課	青少年育成県民会議	
3 社会環境の健全化								
(1) 有害環境の浄化活動の推進								
	青少年健全育成審議会の開催	県青少年健全育成条例に基づき、青少年に優良な書籍及び映画の推奨や、有害な図書類の指定等を行うため、県青少年健全育成審議会を開催する。	631	0	こども未来局	こども・青少年政策課		
	社会環境調査・指導事業	青少年に有害な環境の実態調査及び関係業界に対する審査・指導を行う。 ・有害図書類の指定後における書店等の指導 ・自動販売機の届出事項の確認調査及び指導 ・書店、ビデオ店、カラオケ店等の実態調査及び指導	323	0	こども未来局	こども・青少年政策課		
	青少年健全育成優良団体・個人の知事表彰	県青少年健全育成条例に基づき、青少年又は青少年団体等でその活動が他の模範であるもの等を表彰し、青少年健全育成に係る県民の意識高揚を図る。	99	0	こども未来局	こども・青少年政策課		
(2) 子どもの安全の確保								
	福島県交通安全母の会連絡協議会への補助	福島県交通安全母の会連絡協議会の行う交通事故防止活動（子どもと高齢者の交通安全リーダー研修会、県下一斉交通安全街頭活動等）に係る経費の一部を補助し、家庭を中心とした地域ぐるみの交通安全活動に取り組む。	1,090	0	生活環境部	生活交通課	福島県交通安全母の会連絡協議会	
	福島県交通対策協議会への補助	福島県交通対策協議会の行う各季の交通安全運動をはじめ、交通安全県民大会の開催、交通死亡事故多発警報の運用、テレビ・ラジオのスポット放送による各種広報啓発等に係る経費の一部を補助し、県民各層の交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携により交通安全対策を推進する。	1,295	0	生活環境部	生活交通課	福島県交通対策協議会	
	交付金事業（交通安全）	小中高等学校、養護学校の通学路や歩行者の事故が多発している箇所などの歩道整備を重点的に進める。	2,808,840	0	土木部	道路整備課		
	やさしい道づくり推進事業	高齢者や障がい者を含むすべての人が安全に安心して利用できる歩行環境の整備を推進する。	217,000	0	土木部	道路整備課		
重	緊急時カウンセラー派遣事業	事故や事件等の緊急時に心のケアが必要な児童生徒に対して、PTSD(心的外傷後ストレス障害)にならないためにすみやかにカウンセラーを派遣しその対応にあたる。	1,458	0	教育庁	義務教育課		

区分	事業の名称	事業の内容	平成29年度予算額(千円)			担部(局)等名	担当(室)の称	関係(室)団体の称
			当初予算	うち特定財源				
				金額	名称			
	学校安全教室推進事業	学校安全の三領域(生活安全、災害安全、交通安全)について、安全教育担当者を対象に研修会を実施し、学校安全教育の推進・充実を図る。	168	168	国庫支出金	教育庁	健康教育課	
	福島県警察スクールサポーター制度	児童・生徒の登下校時等の安全確保、学校施設の安全対策強化を目的として、非常勤嘱託員となるスクールサポーター16名を管内16署に配置し、登下校時のパトロール、小・中学校等への訪問活動を行うなどして、児童・生徒の安全確認や各種安全対策に必要な指導、助言、情報提供を行う。	19,968	0		警察本部	少年課	
重	被害者等支援連絡協議会	被害者等の置かれている現状を踏まえ、被害者等の視点に立ち、参加機関・団体等の相互協力と緊密な連携によって、被害者等のニーズに対応する各種の支援活動を効果的に促進するとともに、被害者等支援事業に関する広報・啓発等を行う。	181	122		警察本部	県民サービス課	

「区分」：「重新」：重点・新規事業 「重」：重点事業 「新」：新規事業

平成29年度青少年行政の国の関係機関及び関係団体の事業概要

事業名	事業内容	対象及び 人 員	実施時期 及び場所	担当機関
高等学校と家庭裁判所との連絡会	家庭裁判所における少年審判手続を紹介し、非行生徒の処遇の適正化と非行防止を図る。 また、非行生徒に関する諸問題について協議し、連携を密にする。	家庭裁判所 県教育庁 県北地区高等学校等 約40名	12/8 福島家庭裁判所	福島家庭裁判所
第67回社会を明るくする運動	再犯防止し、新たな被害者を生み出さない、安心・安全な犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して、県及び各市町村ごとに推進委員会を結成し、地域の関係機関団体の協力のもとに更生保護事業への理解を深め、犯罪や非行を防止し、立ち直りを見守る地域力を高める。講演会、研究会等を開催し、またはパレード等広報活動を行う。	県民一般	7月中 (同運動強調月間及び再犯防止啓発月間) 県内一円	福島保護観察所 地区保護司会 更生保護女性会
非行防止研究会	更生保護に対する理解を深め、青少年の非行防止を推進するため、地域保護司会が中心となり、地域関係機関団体及び地域住民の参加を求め、講演会等を行う。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月 県内随所	福島保護観察所 保護司会 更生保護女性会
学校と保護司との連携強化のための推進事業	“社会を明るくする運動”の強調月間に合わせ、地区保護司会が中心となり、学校を訪問し、「非行・薬物乱用防止の啓発」、「教職員との面談」等を行うことにより、地域での青少年育成の連携を図る。	中学生・高校生 学校教職員 保護司	各中学・高校	福島保護観察所 福島県保護司会連合会 各地区保護司会
ミニ集会 (地域懇談会)	青少年の健全な育成に関する身近なテーマについて、話し合い、青少年非行の防止を推進するため、地域において、更生保護女性会員・保護司が中心となり、地域住民に呼びかけ、地域懇談会を開催する。	保護司 関係機関団体 地域住民	7～8月 を中心に 通年 県内随所	福島保護観察所 地区保護司会 地区更生保護女性会
BBS会員研修会	BBS活動の諸問題について、研究協議を行い、BBS運動の充実強化を図る。BBS会員を対象とし、実践活動について研究協議を行う。	BBS会員 約30名	年3回 福島市	福島保護観察所 県BBS連盟

事業名	事業内容	対象及び 人 員	実施時期 及び場所	担当機関
更生保護女性 会員研修会	県内各地区更生保護女性会の会員に対し、研修会（活動に必要な知識の習得、会員相互の情報交換及び当面する諸問題についての研究協議）を行う。	更生保護女性 会員	6～10月 県内随所	福島保護 観察所 県更生保護 女性連盟
県勤労青少年ホ ーム交歓会	県内の勤労青少年ホームの利用者が一堂に会し、相互の交流を図るとともに親睦と友情を深める目的でスポーツ大会等を行う。	勤労青少年	8/27 喜多方市 押切川公 園体育館	県勤労青 少年ホー ム連絡協 議会
児童館等施設 長及び児童厚 生員研修会	児童館・児童センターに求められる役割や期待等が一層増加する中、県内児童館・児童センター活動の充実向上と、児童館長・児童厚生員等の資質の向上を図るため。	県内児童館・ 児童センター 施設長、児童 厚生員、児童 指導員等	11月初 旬（予定） 県中地区 （予定）	福島県児 童館連絡 協議会
			7/18 郡山市	福島県社 会福祉協 議会
サマーショ ートボランテ ィアスクール	県内の大学、短大、専修学校、高等学校、中学校、小学校在学中の学生・生徒・児童及び社会人に夏休みを中心とした一定期間、ボランティアな福祉活動を体験する場を提供することにより、自分たちが住む地域社会の福祉課題や福祉の現状を理解していただき、ボランティア活動の振興を図ることをねらいとして実施する。	① 県内の大学、 短大、専修学 校、高等学校、 中学校、小学 校に在学中の 学生・生徒・ 児童 ② 県内に在住ま たは勤務する 社会人	7～8月 社会福祉 施設等 ※詳細は 各市町村 社会福祉 協議会へ ご確認く ださい。	福島県社 会福祉協 議会 市町村社 会福祉協 議会 ※実施の 有無につ いては、 各市町村 社会福祉 協議会に より異な ります。

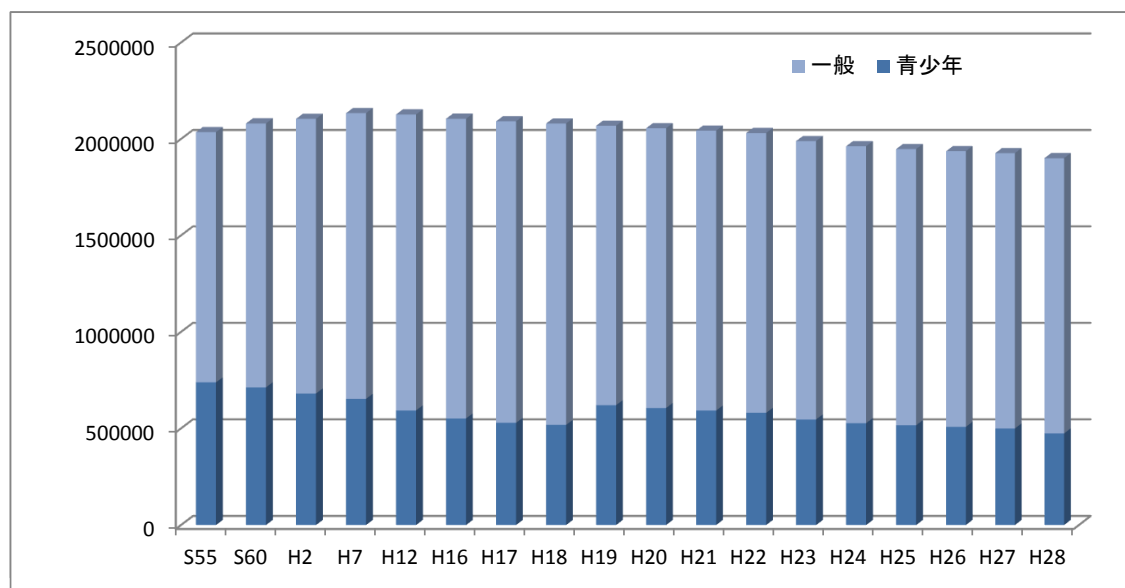
第2部 青少年の現状

第1章 青少年の人口

1 福島県の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：人）

年	総人口（人）	0～24歳（人）	25～29歳（人）	青少年総数（人）	総人口に占める割合（%）
昭和55年	2,035,272	737,890	—	737,890	36.26%
昭和60年	2,080,304	712,213	—	712,213	34.24%
平成2年	2,104,058	680,453	—	680,453	32.34%
平成7年	2,133,592	652,751	—	652,751	30.59%
平成12年	2,126,935	592,712	—	592,712	27.87%
平成16年	2,104,850	551,340	—	551,340	26.19%
平成17年	2,091,319	528,567	—	528,567	25.27%
平成18年	2,080,186	517,677	117,248	517,677	24.89%
平成19年	2,068,352	506,851	112,994	619,845	29.97%
平成20年	2,055,496	497,403	107,994	605,397	29.45%
平成21年	2,042,816	489,254	102,772	592,026	28.98%
平成22年	2,030,463	482,217	97,911	580,128	28.57%
平成23年	1,988,995	446,768	99,294	546,062	27.45%
平成24年	1,962,333	432,388	94,488	526,876	26.85%
平成25年	1,947,580	425,843	90,302	516,145	26.50%
平成26年	1,936,630	421,840	85,713	507,553	26.21%
平成27年	1,926,425	418,809	80,574	499,383	25.92%
平成28年	1,900,253	389,143	84,553	473,696	24.93%



（出典：「福島県現住人口調査年報」）

注1）青少年人口について、平成17年以前は0～24歳までの人口を、平成18年以降は0～29歳までの人口を集計

注2）平成27年は国勢調査年のため、9月1日現在の人口

2 全国の総人口及び青少年人口の推移

各年10月1日現在（単位：千人）

年	総人口	青少年総数			総人口に占める青少年人口の割合（%）
		青少年人口 （0～24歳）	青少年人口 （25～29歳）	合計 （0～29歳）	
昭和55年	117,060	43,620	9,041	52,661	44.99
昭和60年	121,049	43,214	7,823	51,037	42.16
平成2年	123,611	41,294	8,071	49,365	39.94
平成7年	125,570	38,467	8,788	47,255	37.63
平成12年	126,926	34,446	9,809	44,255	34.87
平成16年	127,687	32,220	8,755	40,975	32.09
平成17年	127,768	31,559	8,314	39,873	31.21
平成18年	127,770	31,171	8,014	39,185	30.67
平成19年	127,771	30,812	7,795	38,607	30.22
平成20年	127,692	30,436	7,630	38,066	29.81
平成21年	127,510	30,002	7,502	37,504	29.41
平成22年	128,062	29,771	7,436	37,207	29.05
平成23年	127,799	29,150	7,219	36,369	28.46
平成24年	127,515	28,870	7,048	35,918	28.17
平成25年	127,298	28,642	6,869	35,511	27.90
平成26年	127,083	28,441	6,678	35,119	27.63
平成27年	127,110	28,341	6,530	34,871	27.43
平成28年	126,933	27,969	6,393	34,362	27.07

注）平成22年のみ9月1日集計。

（出典：総務省統計局「人口推計月報」）

3 地域別青少年人口の割合

平成28年10月1日現在（単位：人）

区分	総人口	青少年人口 （0～29歳）	振興局別青少年人口の割合（%）
県北地方振興局	487,601	120,961	24.81
県中地方振興局	537,249	141,460	26.33
県南地方振興局	142,889	37,278	26.09
会津地方振興局	247,404	59,000	23.85
南会津地方振興局	26,561	4,986	18.77
相双地方振興局	110,095	23,571	21.41
いわき地方振興局	348,454	86,440	24.81
計	1,900,253	473,696	24.93

（資料提供：「福島県現住人口調査年報」）

第2章 相談機関

1 児童相談等の状況(平成28年度実績については集計中)

○ 児童相談所 相談内容受付状況 (平成28年度)

相談内容	養 護		保 健		障 害		非 行		育 成		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	集 計 中 (別途公表予定のため、未計上)														
児 相 別															中央
															県中
															会津
															浜

○ 児童相談所別 相談処理状況 (平成28年度)

相談内容	面接指導		児童福祉司の 指導		福祉事務所 送致等		訓戒・誓約		施設入所		里親等への 委託		その他		計		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
県全体	集 計 中 (別途公表予定のため、未計上)																
児 相 別																	中央
																	県中
																	会津
																	浜

○ 児童相談所 虐待相談受付件数の推移

年 度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	計
平成15年度	106	11	70	23	210
平成16年度	84	10	55	36	185
平成17年度	75	12	50	23	160
平成18年度	107	15	90	33	245
平成19年度	134	9	90	38	271
平成20年度	100	12	84	41	237
平成21年度	109	12	52	30	203
平成22年度	90	13	72	60	235
平成23年度	130	18	66	48	262
平成24年度	119	15	90	66	290
平成25年度	132	17	88	63	300
平成26年度	122	12	124	141	399
平成27年度	142	17	129	259	547
平成28年度	集計中 (別途公表予定のため、未計上)				
前年比 (%)					

(資料提供：児童家庭課)

2 教育センターの教育相談来所の概況

○ 対象区分別相談件数・人数

(平成28年度)

区 分		知能学業	性格行動	身体神経	進路適性	教育一般	その他	計
幼 児	件数	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
小 学 生	件数	12	20	0	0	1	0	33
	人数	12	31	0	0	1	0	44
中 学 生	件数	0	12	2	0	3	0	17
	人数	0	18	4	0	3	0	25
高 校 生	件数	9	21	10	3	2	0	45
	人数	9	30	10	3	2	0	54
一 般	件数	0	3	0	0	1	2	6
	人数	0	6	0	0	1	2	9
計	件数	21	56	12	3	7	2	101
	人数	21	85	14	3	7	2	132

(資料提供：「県教育センター」)

3 ヤングテレホンの相談状況

(平成28年度)

相談内容・項目別	少 年	成 人	計
非 行 問 題			0
学 校 (業) 関 係		1	1
進 路 問 題	1		1
仕 事 の 問 題			0
家 庭 の 問 題			0
し つ け の 問 題			0
異 性 交 際 関 係	1		1
友 達 関 係			0
性 の 問 題			0
健 康 問 題			0
そ の 他	1	13	14
総 数	3	14	17

(資料提供：「警察本部県民サービス課」)

第3章 青少年の教育

1 学校数と在学青少年数（各年度5月1日現在）

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	
小 学 校	公 立	数	530	526	509	500	487	479	473	463	457
		人	120,270	118,053	116,177	107,043	102,095	99,339	96,776	94,686	92,449
	私 立	数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		人	760	768	758	709	639	642	647	647	613
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	810	766	733	676	590	598	614	619	613
計		数	534	530	513	504	491	483	477	467	461
		人	121,840	119,587	117,668	108,428	103,324	100,579	98,037	95,952	93,675

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	
中 学 校	公 立	数	240	238	238	238	237	232	229	224	223
		人	63,696	62,635	60,746	58,212	56,922	56,262	54,929	53,608	52,194
	私 立	数	6	7	7	7	7	8	8	8	8
		人	490	562	632	677	653	752	794	829	763
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	488	485	488	488	451	432	417	420	420
計		数	247	246	246	246	245	241	238	233	232
		人	64,674	63,682	61,866	59,377	58,026	57,446	56,140	54,857	53,377

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	
高 校	公 立	数	96	95	94	93	93	93	93	94	94
		人	52,291	51,493	50,578	48,497	47,000	44,964	44,060	42,918	42,560
	私 立	数	19	19	19	19	19	19	18	18	18
		人	11,105	10,885	10,641	10,465	10,343	10,509	10,892	10,956	10,719
	計		数	115	114	113	112	112	111	112	112
			人	63,396	62,378	61,219	58,962	57,343	55,473	54,952	53,874

※通信制高校及び通信制課程は除く

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	
特 別 支 援 学 校	公 立	数	22	22	22	22	22	22	23	23	
		人	1,979	2,025	2,101	2,090	2,161	2,098	2,105	2,118	2,171
	国 立	数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		人	54	55	53	55	53	50	52	52	53
	計		数	23	23	23	23	23	23	24	24
			人	2,033	2,080	2,154	2,145	2,214	2,148	2,157	2,224

（出典：「学校統計要覧」）

2 中学高校卒業者の進路状況

(1) 中学校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A 卒業者総数		B 進学者		C 専修学校等		D 就業者		E B～D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成14年3月	26,868	100.00	25,947	96.57	279	1.04	185	0.69	457	1.70	96.90	97.00	0.70	0.90
平成15年3月	25,404	100.00	24,617	96.90	232	0.91	176	0.69	379	1.49	97.50	97.30	0.80	0.80
平成16年3月	25,067	100.00	24,441	97.50	176	0.70	140	0.56	307	1.22	97.40	97.50	0.60	0.70
平成17年3月	23,593	100.00	22,981	97.41	163	0.69	109	0.46	340	1.44	97.80	97.60	0.50	0.70
平成18年3月	22,851	100.00	22,337	97.75	164	0.72	97	0.42	252	1.10	97.70	97.70	0.50	0.70
平成19年3月	23,127	100.00	22,593	97.69	160	0.69	92	0.40	281	1.22	97.90	97.70	0.50	0.70
平成20年3月	22,333	100.00	21,873	97.94	124	0.56	91	0.41	245	1.10	98.00	97.80	0.50	0.70
平成21年3月	21,807	100.00	21,372	97.94	135	0.56	58	0.41	241	1.10	98.20	97.90	0.30	0.50
平成22年3月	21,930	100.00	21,529	98.17	145	0.66	46	0.21	209	0.95	98.00	98.00	0.30	0.40
平成23年3月	20,887	100.00	20,465	97.98	144	0.69	60	0.29	184	0.88	98.10	98.20	0.30	0.40
平成24年3月	20,220	100.00	19,835	98.10	170	0.84	55	0.27	160	0.79	98.20	98.30	0.30	0.40
平成25年3月	19,427	100.00	19,072	98.17	136	0.70	59	0.30	160	0.82	98.20	98.40	0.30	0.40
平成26年3月	19,782	100.00	19,388	98.01	164	0.83	73	0.37	157	0.79	98.00	98.40	0.40	0.40
平成27年3月	18,929	100.00	18,546	97.98	190	1.00	56	0.30	137	0.72	98.00	98.50	0.30	0.40
平成28年3月	18,824	100.00	18,487	98.21	175	0.93	43	0.23	119	0.63	98.20	98.70	0.20	0.30

(2) 高校卒業者の進路状況の推移

卒業年月	A 卒業者総数		B 進学者		C 専修学校等		D 就業者		E B～D以外の者		進学率(%)		就職率(%)	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	本県	全国	本県	全国
平成14年3月	25,257	100.00	8,489	33.61	7,144	28.29	6,608	26.16	3,016	11.94	33.60	44.80	26.50	17.10
平成15年3月	25,024	100.00	8,579	34.28	7,440	29.73	6,284	25.11	2,721	10.87	34.30	44.60	25.40	16.60
平成16年3月	24,081	100.00	8,425	34.99	6,654	27.63	6,643	27.59	2,359	9.80	35.00	45.30	31.00	16.90
平成17年3月	23,772	100.00	8,944	37.62	6,372	26.80	6,797	28.59	1,659	6.98	37.60	47.30	28.90	17.40
平成18年3月	22,449	100.00	8,868	39.50	5,866	26.13	6,590	29.36	1,125	7.00	39.50	49.30	29.60	18.00
平成19年3月	22,209	100.00	9,141	41.16	5,365	24.16	6,661	29.99	1,040	5.00	41.20	51.20	30.20	18.50
平成20年3月	20,833	100.00	8,882	42.63	4,440	21.31	6,538	31.38	973	4.67	42.60	52.80	31.60	19.00
平成21年3月	20,214	100.00	8,778	42.63	4,444	21.31	5,961	31.38	1,031	4.67	43.40	53.90	29.70	18.20
平成22年3月	20,524	100.00	9,043	44.06	5,032	24.52	5,272	25.69	1,176	5.73	44.10	54.30	26.00	15.80
平成23年3月	19,726	100.00	8,351	42.33	4,742	24.04	5,405	27.40	1,206	6.11	42.30	53.90	27.60	16.30
平成24年3月	19,100	100.00	8,235	43.12	4,704	24.63	5,391	28.23	770	4.03	43.10	53.50	28.40	16.80
平成25年3月	19,067	100.00	8,262	43.33	4,718	24.62	5,409	28.37	678	3.56	43.30	53.20	28.50	17.00
平成26年3月	18,103	100.00	8,015	44.27	4,410	24.36	5,094	28.14	584	3.23	44.30	53.80	28.30	17.50
平成27年3月	17,847	100.00	7,901	44.27	4,223	23.66	5,224	29.27	499	2.80	44.30	54.50	29.40	17.80
平成28年3月	17,387	100.00	7,948	45.71	3,935	22.63	5,028	28.92	476	2.74	45.70	54.50	29.10	17.90

※ Eについては、B～D以外の者すべてを計上している。

3 高校の退学者数

(1) 平成28年度 福島県「私立」高等学校「中途退学者」

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数									合 計	
		理 由										
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 生 ・ 学 業 者 不 適 応	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 他	理 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	3,457	2	16	12	5	1	2	3	1	42	1.21	
2 年	3,423	1	9	11			1	5	2	29	0.85	
3 年	3,644	0	3	2	1		1	5		12	0.33	
通 信 制	910	0	16	3	2		3	1	1	26	2.86	
合 計	11,434	3	44	28	8	1	7	14	4	109	0.95	

(出典：「福島県私立中学高等学校協会資料」)

(2) 平成28年度 福島県「県立」高等学校「中途退学者」

【全日制】

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数									合 計	
		理 由										
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 生 ・ 学 業 者 不 適 応	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 他	理 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	13,977	0	16	13	2	0	1	1	1	34	0.24	
2 年	13,762	1	6	14	1	0	0	1	0	23	0.17	
3 年	13,865	0	2	2	0	1	0	0	0	5	0.04	
合 計	41,604	1	24	29	3	1	1	2	1	62	0.15	

【定時制】

区 分 (5/1現在)		退 学 者 数									合 計	
		理 由										
学 年	在 籍 者 数	学 業 不 振	学 校 生 活 ・ 学 生 ・ 学 業 者 不 適 応	進 路 変 更	病 気 ・ け が ・ 死	経 済 的 理 由	家 庭 の 事 情	問 題 行 動 等	そ の 他	理 由	合 計	在 籍 者 数 に 占 め る 中 退 学 者 の 割 合
1 年	315	0	5	3	0	0	0	0	0	8	2.54	
2 年	244	0	4	2	1	0	1	0	0	8	3.28	
3 年	247	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0.81	
4 年	110	0	3	3	1	0	2	0	0	9	8.18	
合 計	916	1	12	9	2	0	3	0	0	27	2.95	

(出典：「平成28年度福島県立高等学校中途退学者の状況について」)

4 不登校児童生徒数の推移（国・公・私立校）（福島県）

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27
小 学 校	公 立	256	251	238	249	231	209	202	280	309
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		256	251	238	249	231	209	202	280	309

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27
中 学 校	公 立	1,499	1,594	1,495	1,434	1,330	1,272	1,352	1,472	1,553
	私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		1,499	1,594	1,495	1,434	1,330	1,272	1,352	1,472	1,553

○不登校の定義： 「何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的な要因・背景により登校しない、あるいは、したくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」（文部科学省）

5 いじめ発生件数の推移

年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27
全 国		101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109	185,860	188,057	188,072
小 学 校	件 数	177	99	43	60	47	283	101	464	650
中 学 校	件 数	188	125	82	99	87	306	116	264	470
高 校	件 数	90	74	58	64	37	151	34	125	95
特別支援	件 数	0	1	0	9	4	6	2	1	5
計（本県）		455	299	183	232	175	746	253	854	1,220
千人当り	全 国	7.1	6.0	5.1	5.5	5.0	14.3	13.4	13.7	13.7
発生件数	本 県	1.8	1.2	0.7	1.0	0.8	3.4	1.2	4.1	5.8

○いじめの定義： 児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（文部科学省）

6 校内外暴力行為発生状況の推移

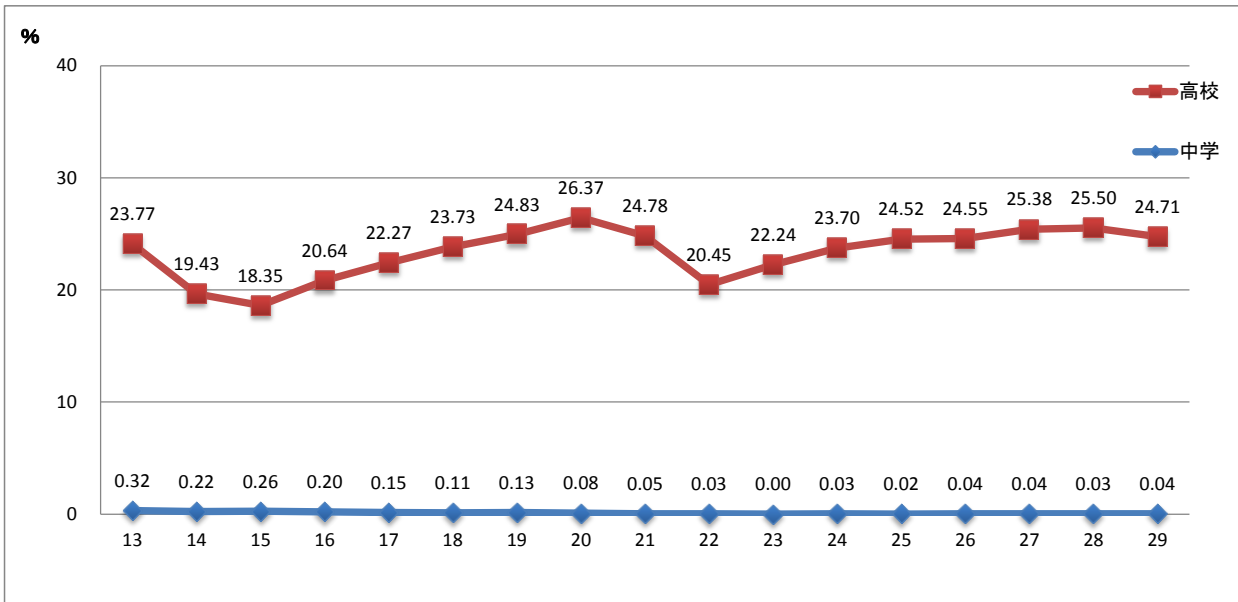
年 度		19	20	21	22	23	24	25	26	27
全 国		52,756	59,618	60,915	60,305	55,857	55,836	59,345	54,242	56,806
小 学 校	件 数	0	5	6	2	7	10	46	5	39
中 学 校	件 数	17	9	34	89	56	47	31	33	74
高 校	件 数	48	88	110	123	139	160	90	103	129
計（本県）		65	102	150	214	202	217	167	141	242
千人当り	全 国	3.7	4.2	4.3	4.3	4.0	4.1	4.3	4.0	4.0
発生件数	本 県	0.4	0.4	0.6	1.0	0.9	1.0	0.9	0.7	1.2

○暴力行為の定義： 「自校の児童生徒が起こした暴力行為」を指すものとし、「対教師暴力」、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士の暴力行為に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物破損」の四形態に分類される。（文部科学省）

（以上出典：「各年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

第4章 青少年の労働

1 新規学校卒業者に占める就職者の割合



卒業年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
中学校	卒業者	27,551	26,949	25,467	25,180	23,711	22,875	23,790	22,364	21,947	21,694	20,951	20,208	19,429	19,929	19,076	18,900	18,365
	就職希望者数	90	65	69	54	54	48	40	27	33	29	3	15	8	11	16	9	9
	就職者	89	60	66	50	35	25	32	19	10	6	1	6	3	7	8	5	7
	希望者就職率	98.89	92.31	95.65	92.59	64.81	52.08	80.00	70.37	30.30	20.69	33.33	40.00	37.50	63.64	50.00	55.56	77.78
高校	卒業者	26,078	26,194	25,809	25,029	24,777	23,130	23,133	21,756	21,305	21,627	20,970	20,056	20,258	19,124	18,821	18,279	18,586
	就職希望者数	6,199	5,144	4,840	5,244	5,537	5,504	5,761	5,750	5,498	4,727	4,990	4,876	5,042	4,752	4,807	4,684	4,617
	就職者	6,199	5,090	4,737	5,167	5,518	5,489	5,745	5,738	5,279	4,422	4,663	4,753	4,967	4,694	4,776	4,662	4,593
	希望者就職率	100.00	98.95	97.87	98.53	99.66	99.73	99.72	99.79	96.02	93.55	93.45	97.48	98.51	98.78	99.36	99.53	99.48

※ 各年3月末日現在の値（中学校：確定値／高校：参考値）（資料提供：福島労働局職業安定部）

2 新規学校卒業者の求人数推移（注）

卒業年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
中学校	365	372	354	366	371	315	354	467	447	106	106	6	5	7	14	8	7
高校	9,593	7,970	6,911	7,800	8,964	9,366	10,618	10,699	9,948	5,630	5,550	4,519	6,414	7,687	8,655	9,148	8,813

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

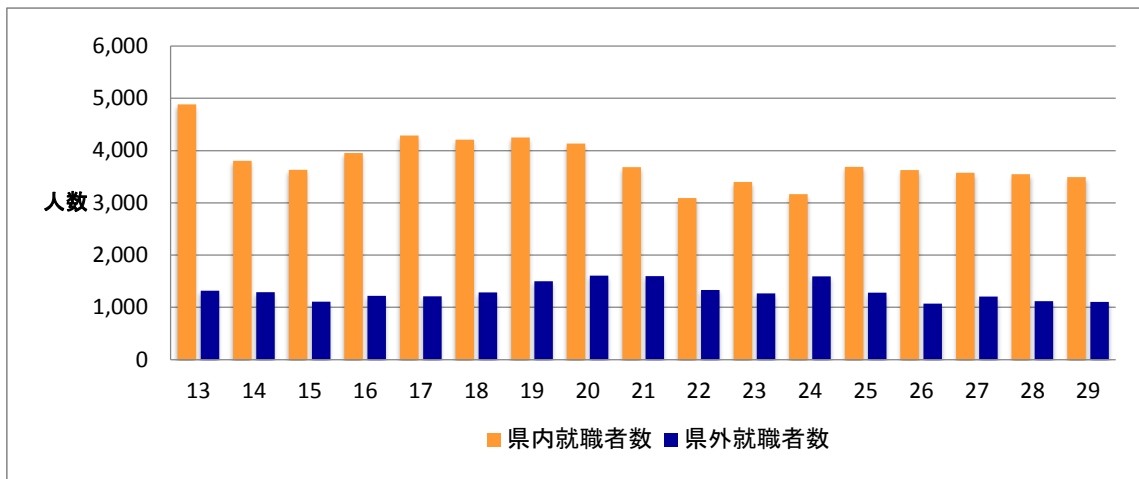
3 求人倍率の推移（注）

卒業年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
中学校	4.06	5.72	5.13	5.69	6.87	6.56	8.85	17.30	13.55	3.66	35.33	0.42	0.63	0.70	0.88	0.89	0.78
高校	1.55	1.55	1.43	1.44	1.62	1.68	1.84	1.85	1.81	1.19	1.11	1.38	1.71	2.09	1.80	1.95	1.91

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

注) 新規学校（高校）卒業者の求人数及び求人倍率については平成24年度から県内求人のみを計上

4 新規高校卒業者の県内外就職状況の推移

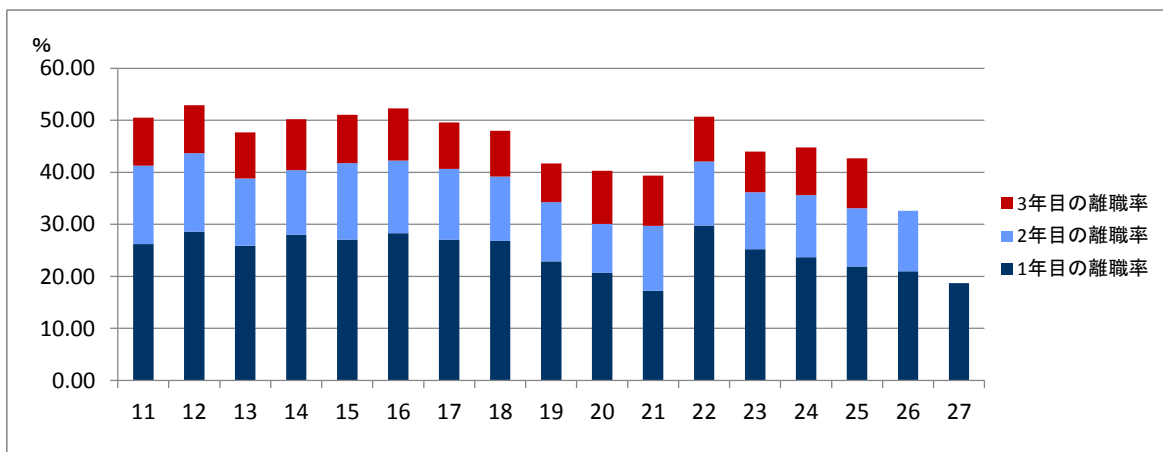


卒業年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
県内就職者数	4,882	3,804	3,629	3,950	4,286	4,207	4,247	4,134	3,682	3,090	3,397	3,163	3,688	3,624	3,572	3,547	3,489
県外就職者数	1,317	1,286	1,108	1,217	1,208	1,282	1,498	1,604	1,597	1,332	1,266	1,590	1,279	1,070	1,204	1,115	1,104

※ 各年3月末日現在参考値（資料提供：福島労働局職業安定部）

5 在職期間別離職率の推移

高校卒業（各年3月卒）



卒業年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
1年目の離職率	26.20	28.60	25.90	28.00	27.10	28.30	27.10	26.80	22.90	20.70	17.20	29.80	25.20	23.70	21.90	21.00	18.70
2年目の離職率	15.10	15.10	12.90	12.40	14.70	14.00	13.60	12.40	11.40	9.40	12.50	12.30	11.00	11.90	11.20	11.60	—
3年目の離職率	9.20	9.20	8.90	9.80	9.30	10.00	8.90	8.80	7.40	10.20	9.70	8.60	7.80	9.20	9.60	—	—
合計	50.50	52.90	47.70	50.20	51.10	52.30	49.60	48.00	41.70	40.30	39.40	50.70	44.00	44.80	42.70	32.60	18.70

※ 各年3月末日現在確定値（資料提供：福島労働局職業安定部）

第5章 青少年の国際交流活動

1 県民の海外派遣（内閣府青少年国際交流事業における本県からの派遣者数）

年度	35	36	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
人員	1	2	1	1	1	2	6	6	5	13	7	8	6	7	6	7
累計	1	3	4	5	6	8	14	20	25	38	45	53	59	66	72	79

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5
人員	7	7	9	7	11	8	7	5	3	6	1	1	3	1	1	2
累計	86	93	102	109	120	128	135	140	143	149	150	151	154	155	156	158

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
人員	1	1	2	1	5	4	3	4	1	5	4	4	4	2	2	0
累計	159	160	162	163	168	172	175	179	180	185	189	193	197	199	201	201

年度	22	23	24	25	26	27	28
人員	1	2	1	0	3	1	2
累計	202	204	205	205	208	209	211

2 外国青年の受け入れ

年度	10		11		12		13	
事業名	21世紀友情計画	アジア太平洋青年招へい事業	青年招へい事業	東南アジア青年の船	青年招へい事業	アジア太平洋青年招へい事業	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダ-招へい事業
受入国	ヴェトナム	中国・ミクロネシア・ミャンマー・ソロモン・ヴェトナム	インドネシア	シンガポール・マレーシア・インドネシア・タイ・ラオス・ヴェトナム・フィリピン・カンボディア	インドネシア	インドネシア・モンゴル・パプアニューギニア・タイ	インドネシア	ベネズエラ・ロシア
実施主体地（民泊地）	相双	県北	会津	県中	県中	会津	県北	いわき
受入団体	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま
受入人員	25	24	23	29	24	19	23	14

年度	14			15			16	
事業名	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダ-招へい事業	英国青少年指導者招へい	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダ-招へい事業	青年招へい事業	21世紀ネットワークス青年リーダ-招へい事業	
受入国	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・シンガポール・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・インドネシア・タイ・ヴェトナム・オーストラリア・パプアニューギニア・エジプト・フィンランド・インド・メキシコ・ニュージーランド・アラブ首長国連邦・アメリカ	イギリス	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・シンガポール・フィリピン・タイ・ヴェトナム・オーストラリア・カタール・コスタリカ・エジプト・英国・フィジー・キリバティ・インド・メキシコ・タンザニア	インドネシア	ブルネイ・カンボディア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ヴェトナム・パプアニューギニア・ケニア・ニュージーランド・ルウェー、ベル、ス、イン、アラブ首長国連邦、ベネズエラ	
実施主体地（民泊地）	いわき	県北・会津・相双	県北・いわき	いわき	郡山、会津若松	いわき	猪苗代町、会津若松市	
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	
受入人員	23	20	10	23	20	23	19	

年 度	17		18	19	20	21
事業名	青年招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	21世紀ルネッサンス青年リーダー招へい事業	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船
受入国	タイ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、パペーレン、ニュージラント、コスタリカ、エジプト、ギリシャ、インド、メキシコ、ソロモン、タンザニア、アメリカ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、パペーレン、カナダ、コスタリカ、フィジー、モーリシャス、ニュージラント、スリランカ、スウェーデン、アラブ首長国連邦、ベネズエラ	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム
実施主体地（民泊地）	いわき	福島市	福島市、白河市西郷村	福島市	郡山市	郡山市
受入団体	福島県青年海外派遣友の会	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま
受入人員	20	20	20	30	30	25

年 度	22	23	24	25	26	27	28
事業名	東南アジア青年の船			東南アジア青年の船	青年社会活動コアリーダー育成プログラム	東南アジア青年の船	東南アジア青年の船
受入国	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	(東日本大震災等のため、受入中止)	(東日本大震災等のため、受入中止)	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	英国 ドイツ デンマーク	ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ヴェトナム、日本	ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、インドネシア、ブルネイ、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、日本
実施主体地（民泊地）	郡山市			郡山市	福島市	郡山市	福島市
受入団体	船と翼の会ふくしま			船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま	船と翼の会ふくしま
受入人員	29			29	13	29	30

(資料提供：こども・青少年政策課)

第6章 少年非行の概況

1 非行少年の推移

↓基準年

年 別		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総 数	人 員	3,065	2,620	2,086	1,792	1,645	1,500	1,796	1,251	986	814	710	533	465
	指 数	100.00	85.48	68.06	58.47	53.67	48.94	58.60	40.82	32.17	26.56	23.16	17.39	15.17
刑 法 犯 少 年	人 員	2,921	2,520	1,978	1,724	1,543	1,400	1,696	1,169	890	723	654	456	412
	指 数	100.00	86.27	67.72	59.02	52.82	47.93	58.06	40.02	30.47	24.75	22.39	15.61	14.10
特 別 法 犯 少 年	人 員	112	72	82	51	76	73	74	63	67	73	39	51	38
	指 数	100.00	64.29	73.21	45.54	67.86	65.18	66.07	56.25	59.82	65.18	34.82	45.54	33.93
ぐ 犯 少 年	人 員	32	28	26	17	26	27	26	19	29	18	17	26	15
	指 数	100.00	87.50	81.25	53.13	81.25	84.38	81.25	59.38	90.63	56.25	53.13	81.25	46.88

注1) 刑法犯少年：刑法に定められた罪を犯した犯罪少年（14歳以上）及び触法少年（13歳以下）

注2) 特別法犯少年：刑法以外の法律に定める罪を犯した犯罪少年及び触法少年（道路交通関係法令違反を除く）

注3) ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の理由があつて、その性格又は環境に照らして、将来犯罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

2 非行少年（交通非行少年を除く）補導数

		平成27年(人)	平成28年(人)	増減(人)	増減率(%)	
非 行 少 年 等	非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	344	288	△ 56	△ 16.28
		触 法 少 年	112	124	12	10.71
		小 計	456	412	△ 44	△ 9.65
	特 別 法 犯 少 年	刑 法 犯 少 年	48	31	△ 17	△ 35.42
		触 法 少 年	3	7	4	133.33
		小 計	51	38	△ 13	△ 25.49
	ぐ 犯 少 年	26	15	△ 11	△ 42.31	
	計	533	465	△ 68	△ 12.76	
	不 良 行 為 少 年	3,113	2,717	△ 396	△ 12.72	
	総 計	3,646	3,182	△ 464	△ 12.73	

注) 不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

(以上資料提供：警察本部少年課)

3 交通非行少年の補導数

	平成27年(人)	平成28年(人)	増減(人)	増減率(%)
総数	1,808	1,641	△167	△9.24
交通に関する業務上過失傷害	239	159	△80	△33.47
道交法違反	1,569	1,482	△87	△5.54

(資料提供：警察本部交通指導課)

4 刑法犯少年の罪種別状況

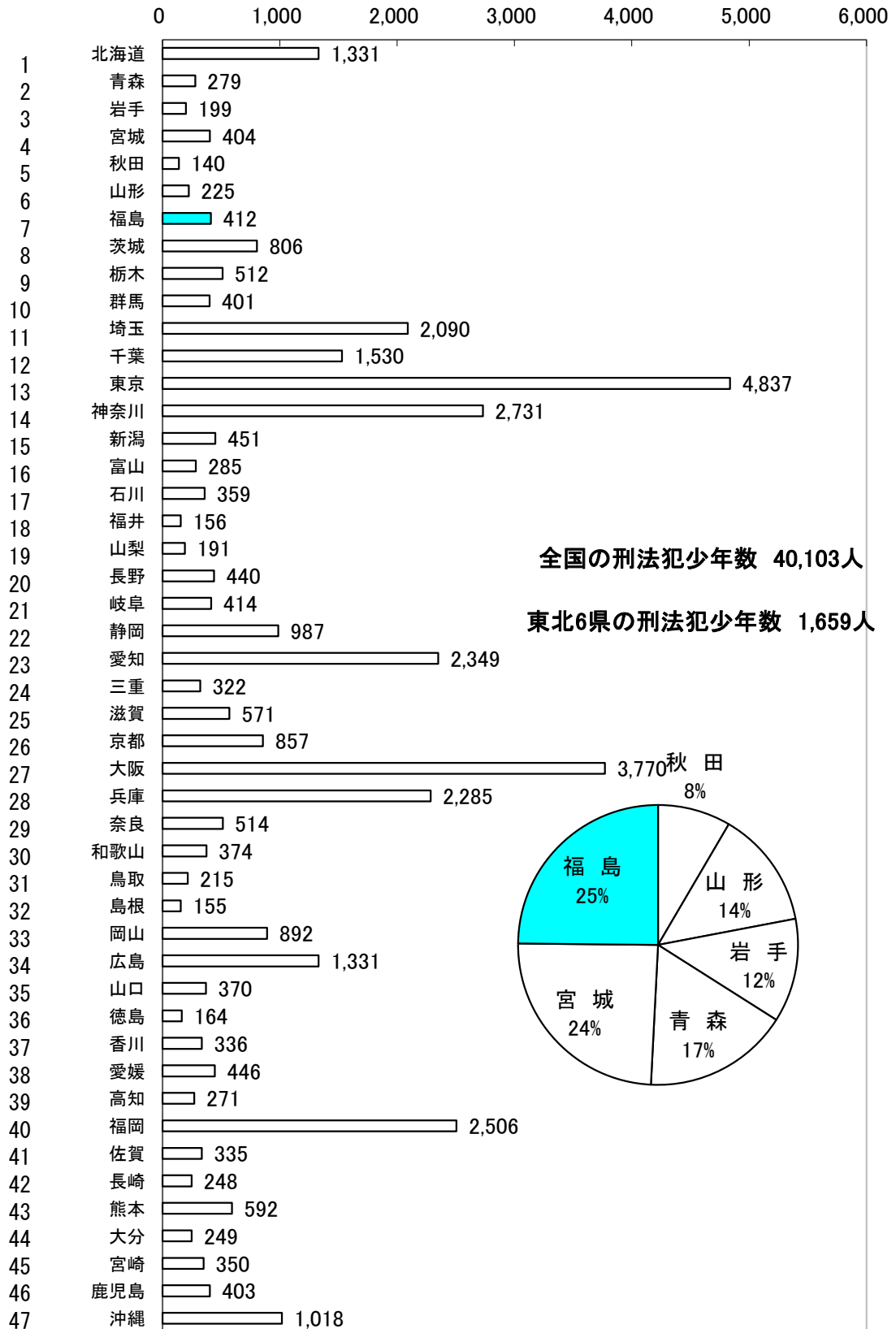
	平21年 (人)	平22年 (人)	平23年 (人)	平24年 (人)	平25年		平26年		平27年		平28年			
					(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)		
総数	1,752	1,529	1,373	1,679	723	100.00	654	100.00	456	100.00	412	100.00		
凶悪犯	殺人	1	1	0	0	1	0.14	0	0.00	0	0.00	1	0.24	
	強盗	7	4	0	5	0	0.00	2	0.31	2	0.44	1	0.24	
	放火	8	0	4	3	2	0.28	0	0.00	1	0.22	1	0.24	
	強姦	0	1	0	4	1	0.14	0	0.00	0	0.00	2	0.49	
	小計	16	6	4	12	4	0.55	2	0.31	3	0.66	5	1.21	
	粗暴犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		暴行	16	24	28	29	28	3.87	15	2.29	24	5.26	11	2.67
		傷害	92	87	69	64	76	10.51	65	9.94	41	8.99	32	7.77
		脅迫	1	4	1	0	2	0.28	0	0.00	6	1.32	1	0.24
		恐喝	28	40	10	31	9	1.24	9	1.38	7	1.54	7	1.70
小計	137	155	108	124	115	15.91	89	13.61	78	17.11	51	12.38		
窃盗犯	1,086	991	939	1,138	411	56.85	410	62.69	284	62.28	243	58.98		
知能犯	詐欺	1	8	11	4	3	0.41	4	0.61	7	1.54	11	2.67	
	横領	0	0	1	2	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	偽造	0	1	0	0	0	0.00	2	0.31	0	0.00	0	0.00	
	その他	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
小計	1	9	12	6	3	0.41	6	0.92	7	1.54	11	2.67		
風俗犯	と博	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	わいせつ	10	5	13	16	11	1.52	10	1.53	8	1.75	13	3.16	
小計	10	5	13	16	11	1.52	10	1.53	8	1.75	13	3.16		
その他	502	363	297	383	179	24.76	137	20.95	76	16.67	89	21.60		

5 刑法犯少年の学職別状況

	平21年 (人)	平22年 (人)	平23年 (人)	平24年 (人)	平25年		平26年		平27年		平28年		
					(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	(人)	構成比(%)	
総数	1,400	1,696	1,169	890	723	100.00	654	100.00	456	100.00	412	100.00	
未就学	3	3	0	0	1	0.14	1	0.15	0	0.00		0.00	
学生	小学生	101	101	95	69	68	9.41	57	8.72	55	12.06	78	18.93
	中学生	402	582	351	254	217	30.01	231	35.32	140	30.70	100	24.27
	高校生	588	683	469	340	259	35.82	197	30.12	150	32.89	116	28.16
	大学生	23	29	15	20	13	1.80	10	1.53	7	1.54	5	1.21
	他の学生	14	16	11	8	15	2.07	7	1.07	8	1.75	12	2.91
小計	1,128	1,411	941	691	572	79.11	502	76.76	360	78.95	311	75.49	
有職少年	97	101	90	95	73	10.10	92	14.07	66	14.47	57	13.83	
無職少年	172	181	138	104	77	10.65	59	9.02	30	6.58	44	10.68	

(以上資料提供：警察本部少年課)

6 刑法犯少年の都道府県別状況



(人)

(資料提供：警察本部少年課)

第7章 青少年を取り巻く環境

1 青少年健全育成条例の運用状況

(1) 優良映画等の推奨

年 度 別	53～12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
映 画 (本)	70	1	1	1	1	3	3	1	1	1	2	0	1	1	1	1	1	90
図 書 (冊)	36	0	6	12	12	11	14	11	6	6	7	3	7	6	4	4	6	151

(2) 条例に基づく表彰の状況

年 度 別	53～12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
個 人 (人)	85	5	5	6	4	4	5	0	7	5	4	2	6	5	6	7	6	162
団 体 (団 体)	42	1	5	4	1	3	1	3	1	2	3	1	2	3	2	5	3	82

(3) 青少年に有害な図書類の個別指定状況

年 度 別	53～12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
指 定 図 書 数 (冊)	6,352	20	11	13	34	9	6	24	25	27	20	3	13	11	12	14	5	6,599
指 定 ビ デ オ 数 (本)	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	490

※個別指定制度：一定の図書類について、福島県青少年健全育成審議会の図書類ごとの個別審査に基づく答申を受け、知事が、福島県青少年健全育成条例第18条第1項の規定により、「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」として指定する制度。

※包括指定制度：特に有害性の強い一定の図書類について、福島県青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、福島県青少年健全育成審議会の個別審査等を経ることなく、自動的に「青少年（18歳未満の者）に有害なもの」とみなす制度。本県では平成7年より導入されている。

(以上資料提供：こども・青少年政策課)

(4) 条例の規定に違反し、警察が検挙した状況

年 度 別	53～12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	計
検 挙 件 数 (件)	2,624	61	55	69	43	51	65	63	113	90	92	72	68	60	48	55	34	3,663
検 挙 人 員 (人)	1,534	53	55	61	37	52	59	51	111	92	99	73	78	66	39	42	35	2,537
被 害 者 人 員	2,065	39	41	52	37	45	52	57	135	102	116	82	86	79	48	46	40	3,122

(資料提供：警察本部少年課)

(5) 図書類自動販売機設置台数の推移（基準日：各年10月1日）

年 度 別	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
設 置 台 数	448	488	510	458	382	360	307	250	217	199	141	141	126	138	138	139	136	111	111
(上記のうちビデオ テープ収納台数)	390	423	453	400	318	319	266	188	161	84	45	22	26	24	16	3	0	0	0

(資料提供：こども・青少年政策課)

2 市町村別図書類自動販売機等設置台数

地方振興局	市町村名	24年10月		25年10月		26年10月		27年10月		28年10月		比較増減 (A-B)
		(B)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	(A)	うち未使用等	
県北	福島市	8	2	8	2	8	2	8	0	8	0	0
	伊達市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二本松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(旧飯野町)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大玉村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	8	2	8	2	8	2	8	0	8	0	0
県中	郡山市	52	4	53	4	45	2	50	1	59	0	9
	鏡石町	12	0	12	0	10	0	10	0	6	0	△4
	三春町	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0
	小野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	66	4	67	4	57	2	62	1	67	0	5
県南	白河市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉崎村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中島村	4	0	4	0	4	4	4	0	4	0	0
	棚倉町	8	0	8	0	8	2	8	0	8	0	0
	小計	12	0	12	0	12	6	12	0	12	0	0
会津	会津若松市	29	2	29	6	29	29	0	0	0	0	0
	喜多方市	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	0
	会津坂下町	5	0	5	0	5	1	5	1	5	1	0
	小計	39	2	39	6	39	30	10	1	10	1	0
相双	相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南相馬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき	いわき	13	8	13	9	20	9	19	6	14	3	△5
	小計	13	8	13	9	20	9	19	6	14	3	△5
合計		138	16	139	21	136	49	111	8	111	4	0

[11市町村] [11市町村] [10市町村] [10市町村]

注1) 「設置数」には、図書類自動貸出機(会津若松市1店舗26台)を含むが、音楽CD専用販売機は含まない。

注2) 「未使用」とは、自動販売機(貸出機)の設置は認められるが、収納物が明確には確認できないもの、又は24時間以上、通電がないものを指す。

3 書店、コンビニエンスストア等における成人向け図書の実態調査集計表

(平成28年10月1日現在)

市 町 村 別	調 査 し た 店 舗 数	区 分				一 般 図 書 の み 取 扱 店	成 人 向 け 図 書 取 扱 店	「成人向け図書取扱店」について												
		書 店 ・ 古 書 店	コ ン ビ ニ	ス ー パ ー	そ の 他			区 分 陳 列						青 少 年 へ の 購 入 禁 止 等 の 表 示		年 齢 の 確 認 方 法 (複 数 回 答)				
								有						無	有	無	会 員 証	身 分 証 明 書	外 見 判 断 等	確 認 し な い
								具 体 的 な 区 分 陳 列 方 法 (複 数 回 答)												
①	②	③	④	⑤	⑥															
福島市	6	2	2	0	2	0	6	2	4	0	0	0	0	0	6	0	2	4	0	0
二本松市	2	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	2	0	0
伊達市	2	1	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0	1	0	2	0	0	1	1	0
本宮市	2	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0
郡山市	91	18	66	6	1	17	74	25	36	4	13	3	34	0	54	20	0	29	59	0
須賀川市	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
田村市	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
白河市	4	1	2	1	0	1	3	0	1	0	0	0	0	2	0	3	0	0	3	0
会津若松市	11	2	9	0	0	0	11	0	9	0	0	0	11	0	11	0	0	7	11	0
喜多方市	4	0	4	0	0	1	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	1	3	0
相馬市	5	1	3	1	0	1	4	0	3	0	1	1	1	0	4	0	0	1	4	0
南相馬市	6	1	5	0	0	1	5	0	4	0	1	0	0	0	5	0	0	0	4	1
いわき市	18	3	15	0	0	5	13	0	13	0	0	0	13	0	13	0	0	0	13	0
市 計	153	33	109	8	3	26	127	27	78	4	16	4	65	2	104	23	3	46	100	1
桑折町	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
国見町	2	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0
川俣町	2	1	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0
大玉村	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0
鏡石町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天栄村	3	0	3	0	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0
石川町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
玉川村	5	0	4	1	0	1	4	0	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
平田村	4	0	2	1	1	2	2	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
浅川町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
古殿町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
三春町	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
小野町	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
西郷村	2	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
泉崎村	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
中島村	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢吹町	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
棚倉町	2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
矢祭町	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
北塩原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西会津町	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
磐梯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
猪苗代町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0

(平成28年10月1日現在)

市町村別	調査した店舗数	区分				一般図書のみ取扱店	成人向け図書取扱店	「成人向け図書取扱店」について													
		書店・古書店	コンビニ	スーパー	その他			区分陳列						青少年への購入禁止等の表示		年齢の確認方法(複数回答)					
								有						無	有	無	会員証	身分証明書	外見判断等	確認しない	
								具体的な区分陳列方法(複数回答)													
①	②	③	④	⑤	⑥																
会津坂下町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	
湯川村	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0
柳津町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0
会津美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南会津町	6	3	2	1	0	0	6	1	2	0	3	1	1	0	3	3	1	1	5	0	
下郷町	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
只見町	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	2	0	
広野町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
檜葉町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
川内村	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
新地町	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
町村計	56	15	32	8	1	10	46	1	33	2	7	1	12	0	39	7	2	5	43	1	
県合計	209	48	141	16	4	36	173	28	111	6	23	5	77	2	143	30	5	51	143	2	

注) 原発事故により警戒区域等となっている市町村及び今回の調査で不実施とした市町村については除く。

- ① 間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置が講じられた場所に陳列
- ② 20センチ以上張り出す仕切り板(透視できないもの)を設け陳列
- ③ 陳列棚を他の棚と60センチ以上離して陳列
- ④ レジ等から5メートル以内の場所に陳列
- ⑤ 150センチ以上の高さに背立てで陳列
- ⑥ ①~⑤ができないときは、ビニール包装、ひも掛けその他の方法による陳列
なお、「一般図書類のみ取扱店」には、図書の取扱いのない店舗を含む。

第8章 青少年育成団体等

1 青少年団体連絡協議会加盟団体等一覧

(平成28年10月1日現在)

団体名称	郵便番号	団体所在地	電話番号
ボーイスカウト福島連盟	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-546-4155
ガールスカウト福島県連盟	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-6637
福島県スポーツ少年団	960-8670	福島市杉妻町5-75 (県庁東分庁舎3号館)	024-524-3833
福島県モラロジー協議会 青年クラブ	(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)		
福島県BBS連盟	960-8017	福島市狐塚17 (福島保護観察所内)	024-534-2246
(公社)日本青年会議所 東北地区福島ブロック協議会	960-8041	福島市大町1-13 (長谷川第2ビル3F)	024-528-1145
福島県漁業協同組合 青壮年部連絡協議会	970-8044	いわき市中央台飯野4-3-1 (福島県水産会館内)	0246-28-9335
(社)福島県国際農友会	960-2156	福島市中町8-2 (福島県農業会議内)	024-524-1201
福島県青少年教化協議会	(個人宅のため掲載を差し控えさせていただきます)		
福島県レクリエーション協会	960-8153	福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館内)	024-544-1886

2 青少年団体の組織状況

(1) 少年団体組織状況[県集計表]

(平成28年10月1日現在)

区 分	子ども会	ボーイスカウト	ガールスカウト	スポーツ少年団	青少年赤十字	緑の少年団	少年消防クラブ	その他	計		
平成15年度	3,204	54	24	1,312	807	112	136	67	5,716		
平成16年度	2,284	46	24	1,335	806	109	160	113	4,877		
平成17年度	2,255	46	22	1,349	816	107	152	87	4,834		
平成18年度	2,944	44	25	1,337	535	105	161	93	5,244		
平成19年度	1,989	38	19	1,362	434	97	156	89	4,184		
平成20年度	2,797	38	20	1,452	414	100	134	64	5,019		
平成21年度	2,666	33	17	1,409	380	102	178	59	4,844		
平成22年度	2,574	29	15	1,179	365	88	149	141	4,540		
平成23年度	1,319	29	15	1,332	754	112	145	71	3,777		
平成24年度	1,303	29	16	1,332	798	98	175	136	3,777		
平成25年度	2,031	28	12	1,228	745	94	163	37	4,338		
平成26年度	1,998	28	15	1,223	359	89	170	61	3,943		
平成27年度	2,148	26	17	1,211	372	83	124	81	4,062		
平成28年度	2,080	24	16	1,140	339	83	131	77	3,890		
団 員 数	団員数	56,773	724	281	23,048	77,197	5,088	7,477	1,240	171,828	
	構 成	小学1～3年生	22,264	83	28	5,079	29,162	789	1,111	90	58,606
		小学4～6年生	23,038	131	70	12,187	16,946	4,163	4,256	419	61,210
		中学生	3,034	91	23	5,398	28,099	136	2,110	77	38,968
		高校生	85	65	16	306	1,585	0	0	55	2,112
		15～18歳勤労青年	0	7	0	1	0	0	0	0	8
		その他	8,352	347	144	77	1,405	0	0	599	10,924

注) 東日本大震災による集計不能のため、平成22年度分については、浜通り10市町村の数値不計上

(資料提供: 社会教育課)

(2) 青年団体組織状況 [教育事務所別集計表]

(平成28年10月1日現在)

年度別 (方部別)	地域青年団		その他の 青年団体		合 計	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
平成23年度	105	29,104	193	4,598	298	33,702
平成24年度	70	24,817	198	4,513	268	29,330
平成25年度	68	24,987	187	4,108	255	29,095
平成26年度	71	24,518	185	4,028	256	28,546
平成27年度	64	23,330	187	4,016	251	27,346
平成28年度	31	331	181	3,604	212	3,935
県 北	0	0	3	63	3	63
県 中	11	73	26	342	37	415
県 南	0	0	138	2,831	138	2,831
会 津	3	40	9	271	12	311
南 会 津	3	72	3	66	6	138
相 双	2	64	2	31	4	95
い わ き	12	82	0	0	12	82

注) 「地域青年団」……県組織を有する団体
「その他の団体」…市町村内において活動する団体

(資料提供：社会教育課)

3 青少年関連相談窓口

【青少年に関する悩み事など相談全般】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県青少年総合相談センター (福島県青少年総合相談支援事業)	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・FAX 024-546-0006 E-mail soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページアドレス(URL) http://www.fukushima-youth.com 面接・電話・電子メール ※面接相談は事前予約が必要です	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始 (12/29～1/3)、 休館日を除く

【ひきこもりに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県ひきこもり支援センター	所在 福島市黒岩字田部屋53-5 (県青少年会館1階) 電話・FAX 024-546-0006 E-mail soudan-fukushima@gaea.ocn.ne.jp ホームページアドレス(URL) http://fhc.beans-fukushima.or.jp/ 面接・電話・電子メール・訪問 ※面接相談は事前予約が必要です	火～土曜日 9:30～17:30 祝日、年末年始 (12/29～1/3) を除く

【子どもの虐待・療育・障がい・非行・性格など児童の福祉に関する相談】

1 児童相談所

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所	所在 福島市森合町10-9 電話 024-534-5101	月～金曜日 8:30～17:15
県中児童相談所	所在 郡山市麓山1丁目1-1 電話 024-935-0611	
県中児童相談所 白河相談室	所在 白河市郭内127番地 電話 0248-22-5648	
会津児童相談所	所在 会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3 電話 0242-23-1400	
会津児童相談所 南会津相談室	所在 南会津町田島字天道沢甲2542-2 電話 0241-63-0309	
浜児童相談所	所在 いわき市自由ヶ丘38-15 電話 0246-28-3346	
浜児童相談所 南相馬相談室	所在 南相馬市原町区錦町1丁目30 電話 0244-26-1135	

2 家庭児童相談室

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所 安達福祉相談コーナー	所 在 二本松市金色424-1 電 話 0243-22-1128	月～金曜日 8:30～17:15
県中児童相談所 田村福祉相談コーナー	所 在 三春町大字熊耳字下荒井176-5 電 話 0247-62-2654	
県中児童相談所 石川福祉相談コーナー	所 在 石川町字当町418-1 電 話 0247-26-2123	
会津児童相談所 耶麻福祉相談コーナー	所 在 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 電 話 0241-24-5747	
会津児童相談所 両沼福祉相談コーナー	所 在 会津坂下町大字見明字南原881 農業総合センター2階 電 話 0242-83-2115	
浜児童相談所南相馬相談室 富岡福祉相談コーナー	所 在 富岡町小浜553-2 (休止中 浜児相で対応) 電 話 0240-22-5125 (休止中)	

【子育てや児童本人の悩みに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
中央児童相談所 ○子どもと家庭テレフォン 相談	所 在 福島市森合町10-9 電 話 024-536-4152	9:00～20:00 祝日及び年末年始を除く

【こころの悩みに関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
精神保健福祉センター ○こころの健康相談 ダイヤル	所 在 福島市御山町 8-30 電 話 0570-064-556	月～金曜日 9:00～17:00 月～金曜日 土・日曜、祝日、 年末年始（12/29 ～1/3）を除く

県北保健福祉事務所	所 在 福島市御山町 8-30 電 話 024-534-4300	月～金曜日 8:30～17:15 土・日曜、祝日、 年末年始（12/29～ 1/3）を除く
県中保健福祉事務所	所 在 須賀川市旭町 153-1 電 話 0248-75-7811	
県南保健福祉事務所	所 在 白河市郭内 127 電 話 0248-22-5649	
会津保健福祉事務所	所 在 会津若松市追手町 7-40 電 話 0242-29-5275	
南会津保健福祉事務所	所 在 南会津郡南会津町田島字天道沢甲 2542-2 電 話 0241-63-0305	
相双保健福祉事務所	所 在 南相馬市原町区錦町 1-30 電 話 0244-26-1132	

【少年の非行の問題、しつけや教育の問題等に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島少年支援センター福島 （福島少年鑑別所）	所 在 福島市南沢又字原町越 4-14 電 話 024-557-7020	月～金曜日 9:00～16:30 土日・祝祭日及び年末年始を 除く

【就職に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	利用時間等
ふくしま生活・就職応援センター (郡山事務所)	所 在 郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く ※南相馬事務所 は9:00～18:00
	電 話 024-925-0811	
	F A X 024-925-0812	
ふくしま生活・就職応援センター (白河事務所)	所 在 白河市郭内1 NTT白河ビル1階	※南相馬事務所 は9:00～18:00
	電 話 0248-27-0041	
	F A X 0248-27-0061	
ふくしま生活・就職応援センター (会津若松事務所)	所 在 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2階	※南相馬事務所 は9:00～18:00
	電 話 0242-27-8258	
	F A X 0242-27-8285	
ふくしま生活・就職応援センター (南相馬事務所)	所 在 南相馬市原町区南町1丁目1 松本ビル2階	※南相馬事務所 は9:00～18:00
	電 話 0244-23-1239	
	F A X 0244-23-1240	
ふくしま生活・就職応援センター (いわき事務所)	所 在 いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎 西分庁舎1階	※南相馬事務所 は9:00～18:00
	電 話 0246-25-7131	
	F A X 0246-25-7132	
ふくしま生活・就職応援センター (広野事務所)	所 在 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 広野みらいオフィス2階 ハローワーク富岡 広野サテライト内	※広野事務所は、 月～金曜日 9:00～17:00 土曜、日曜、祝 日、年末年始を 除く
	電 話 0240-28-0636	
	F A X 0240-27-1723	
ふるさと福島就職情報センター (東京窓口)	所 在 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 福が満開、福島暮らし情報センター	10:00～18:00 月曜、祝日、8/12 ～16、年末年始 (12/26～1/4) を除く
	電 話 03-3214-9009	
	F A X 03-6269-9885	
ふるさと福島就職情報センター (福島窓口)	所 在 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	月～土曜日 10:00～19:00 日曜、祝日、年 末年始(12/29～ 1/3)を除く
	電 話 024-525-0047	
	F A X 024-533-4115	

【学校教育・いじめ・不登校などに関する相談】

1 ダイアルSOS（教育、いじめ、不登校、学校不適応、体罰ほか教育一般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
教育センター	所在地 福島市瀬上町字五月田16 フリーダイヤル 0120-453-141 電話 024-553-3141 (内線25~26)	〔電話相談〕 月～金曜日 10:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を除く 〔来所相談〕 月、水、金 13:15～14:45 15:00～16:30 ※来所相談については事前の 予約が必要です。

2 電話相談（いじめ問題やその他の子どものSOS全般）

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
「ふくしま24時間子どもSOS」	フリーダイヤル 0120-916-024 (電話による相談のみ)	夜間・休日も含めて24時間 態勢で受付

3 いじめ110番

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
福島県警察本部 県民サービス課	フリーダイヤル 0120-795-110 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

4 特別支援教育センター

(家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもや保護者などの相談)

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
特別支援教育センター	所在地 郡山市富田町字上ノ台4-1 専用ダイヤル 024-951-5598	〔相談の予約受付〕 月～金曜日 9:00～17:00 〔来所相談〕 火～金曜日9:00～17:00

【非行、不良行為、犯罪等の被害その他青少年の健全育成に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
ヤングテレホン (福島県警察本部 県民サービス課)	電話 024-526-1189 (電話による相談のみ)	月～金曜日 9:00～17:00 土日・祝日及び年末年始を 除く

【県政に関する相談・要望などをはじめ、県民生活に関する相談窓口】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
県庁県民広聴室 県政相談コーナー	所 在 福島市杉妻町2番16号 (県庁本庁舎2階)	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:00 土日、祝日 及び年末年始 を除く
	フリーダイヤル 0120-899-721	
県中地方振興局 県政相談コーナー	所 在 郡山市麓山1丁目1-1 (郡山合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-722	
県南地方振興局 県政相談コーナー	所 在 白河市昭和町269番地 (白河合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-723	
会津地方振興局 県政相談コーナー	所 在 会津若松市追手町7番5号 (会津若松合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-724	
南会津地方振興局 県政相談コーナー	所 在 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 (南会津合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-725	
相双地方振興局 県政相談コーナー	所 在 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 (南相馬合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-726	
いわき地方振興局 県政相談コーナー	所 在 いわき市平字梅本15番 (いわき合同庁舎)	
	フリーダイヤル 0120-899-727	

【子どもの人権問題についての相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	受付時間等
子どもの人権110番 (福島地方法務局)	所 在 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	月～金曜日 8:30～17:15
	電 話 0120-007-110	
福島地方法務局 分室	所 在 福島市本内字南長割1-3	
	電 話 024-534-1994 (人権擁護課)	
福島地方法務局 相馬支局	所 在 相馬市塚ノ町1-12-1	
	電 話 0244-36-3413	
福島地方法務局 郡山支局	所 在 郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎	
	電 話 024-962-4500	
福島地方法務局 白河支局	所 在 白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎	
	電 話 0248-22-1201	
福島地方法務局 若松支局	所 在 会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎	
	電 話 0242-27-1498	
福島地方法務局 いわき支局	所 在 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎	
	電 話 0246-23-1651	

【労働問題に関する相談】

相談機関名	所在地・電話番号等	利用時間等
中小企業労働相談所	所 在 福島市杉妻町2-16 (福島県商工労働部雇用労政課内)	月～金曜日 9:00～16:00 土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 0120-610-145	
福島労働局 総合労働相談コーナー	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働局雇用環境・均等室内)	月～金曜日 9:00～16:30
	電 話 024-536-4600	
福島総合労働相談コーナー	所 在 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	土日、祝日、 年末年始を 除く
	電 話 024-536-4610	
郡山総合労働相談コーナー	所 在 郡山市桑野二丁目1-18 (郡山労働基準監督署内)	
	電 話 024-922-1370	
いわき総合労働相談コーナー	所 在 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	
	電 話 0246-23-2255	
会津総合労働相談コーナー	所 在 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	
	電 話 0242-26-6494	
白河総合労働相談コーナー	所 在 白河市郭内1-124 (白河労働基準監督署内)	
	電 話 0248-24-1391	
須賀川総合労働相談コーナー	所 在 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	
	電 話 0248-75-3519	
喜多方総合労働相談コーナー	所 在 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	
	電 話 0241-22-4211	
相馬総合労働相談コーナー	所 在 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	
	電 話 0244-36-4175	
富岡総合労働相談コーナー	所 在 双葉郡広野町大字下浅見川字広長44-3 (富岡労働基準監督署内)	
	電 話 0240-28-0170	

4 市町村青少年行政担当課一覧

方 部	市町村名	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	FAX
					E-mail	
県 北	福島市	こども政策課	960-8002	福島市森合町10-1	電話 024-535-1137 E-mail ko-sien@city.fukushima.lg.jp	FAX 024-572-3417
	二本松市	生涯学習課	964-8601	二本松市金色403-1	電話 0243-55-5156 E-mail sho-spo@city.nihonmatsu.lg.jp	FAX 0243-23-1326
	伊達市	こども支援課	960-0792	伊達市梁川町青葉町1	電話 024-577-3128 E-mail kids@city.date.fukushima.lg.jp	FAX 024-577-3286
	本宮市	生涯学習センター	969-1129	本宮市本宮字矢来39-1	電話 0243-33-2611 E-mail shakaikyoiuku@city.motomiya.lg.jp	FAX 0243-33-4488
	桑折町	生涯学習課	969-1613	桑折町字桑島三103	電話 024-582-3129 E-mail shougai@town.koori.lg.jp	FAX 024-582-3104
	国見町	生涯学習課	969-1761	国見町大字藤田字観月台15	電話 024-585-2676 E-mail shogai@town.fukushima-kunimi.lg.jp	FAX 024-585-2707
	川俣町	生涯学習課	960-1463	川俣町字樋ノ口11	電話 024-565-2434 E-mail shougai@town.kawamata.lg.jp	FAX 024-565-2436
	大玉村	健康福祉課	969-1392	大玉村玉井字星内70	電話 0243-24-8115 E-mail kenkofukushika@vill.otama.lg.jp	FAX 0243-48-3137
県 中	郡山市	こども未来課	963-8601	郡山市朝日1-23-7	電話 024-924-3801 E-mail kodomoirai@city.koriyama.fukushima.jp	FAX 024-924-3802
	須賀川市	生涯学習スポーツ課	962-8601	須賀川市八幡町135	電話 0248-88-9173 E-mail manabi@city.sukagawa.fukushima.jp	FAX 0248-94-4563
	田村市	社会福祉課	963-4312	田村市船引町船引字畑添76-2	電話 0247-81-2273 E-mail fukushi@city.tamura.lg.jp	FAX 0247-82-4555
	鏡石町	教育課	969-0404	鏡石町旭町159	電話 0248-62-2031 E-mail kyoiku@town.kagamiishi.lg.jp	FAX 0248-62-2190
	天栄村	住民福祉課	962-0592	天栄村大字下松本字原畑78	電話 0248-82-2115 E-mail fukushi@vill.tenei.lg.jp	FAX 0248-81-1008
	石川町	教育課(公民館)	963-7845	石川町字高田200-2	電話 0247-26-9136 E-mail kyoiuku@town.ishikawa.fukushima.jp	FAX 0247-26-4992
	玉川村	公民館	963-6312	玉川村大字小高字大谷地71	電話 0247-57-4632 E-mail kouminkan@vill.tamakawa.fukushima.jp	FAX 0247-57-4686
	平田村	教育課	963-8205	平田村大字永田字切田158-5	電話 0247-55-2131 E-mail kouminkan@vill.hirata.fukushima.jp	FAX 0247-55-3367
	浅川町	社会教育課	963-6204	浅川町大字浅川字背戸谷地143-5	電話 0247-36-2134 E-mail asakou@town.asakawa.fukushima.jp	FAX 0247-36-4805
	古殿町	公民館	963-8304	古殿町大字松川字横川235	電話 0247-53-2305 E-mail koumin@town.furudono.fukushima.jp	FAX 0247-53-2500
	三春町	生涯学習課	963-7759	三春町字大町191	電話 0247-62-3837 E-mail gakusyu@town.miharu.lg.jp	FAX 0247-62-4727
	小野町	教育課	963-3401	小野町大字小野新町字中通2	電話 0247-72-6780 E-mail kyoiukuka@fukushima-ono.lg.jp	FAX 0247-72-2127
	県 南	白河市	教育総務課	961-8602	白河市八幡小路7-1	電話 0248-22-1111 E-mail kyoikusomu@city.shirakawa.fukushima.jp
西郷村		生涯学習課	961-8501	西郷村大字熊倉字折口原40	電話 0248-25-2371 E-mail shougai@vill.nishigo.fukushima.jp	FAX 0248-25-2756
泉崎村		教育課 学校教育グループ	969-0101	泉崎村大字泉崎字館24-9	電話 0248-54-1533 E-mail kyoiuku@vill.izumizaki.fukushima.jp	FAX 0248-53-1414
中島村		生涯学習課	961-0102	中島村大字滑津字二ツ山28-10	電話 0248-52-2503 E-mail kouminkan@vill-nakajima.lg.jp	FAX 0248-52-3005
矢吹町		教育振興課	969-0272	矢吹町一本木101	電話 0248-44-4400 E-mail kyoiuku@town.yabuki.lg.jp	FAX 0248-44-4401
棚倉町		生涯学習課	963-6123	棚倉町大字関口字一本松58	電話 0247-33-0111 E-mail syougaigakusyu@town.tanagura.lg.jp	FAX 0247-33-9611
矢祭町		教育課	963-5118	矢祭町大字東館字石田25	電話 0247-46-2202 E-mail syougaigakusyu@town.yamatsuri.lg.jp	FAX 0247-46-2202
埴町		生涯学習課	963-5405	埴町大字埴字桜木町80	電話 0247-43-2644 E-mail k-sg@town.hanawa.lg.jp	FAX 0247-43-1883
鮫川村		教育課	963-8401	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作128	電話 0247-49-3151 E-mail kyoiuku@vill.samegawa.fukushima.jp	FAX 0247-49-3152

方 部	市町村名	担当課名	郵便 番号	所在地	電話	FAX
					E-mail	
会 津	会津若松市	教育総務課あいづっこ育成推進室	965-0871	会津若松市栄町5-17	電話 0242-39-1304 E-mail ikusei@city.aizuwakamatsu.lg.jp	FAX 0242-39-1272
	喜多方市	生涯学習課	966-8601	喜多方市御清水東7244-2	電話 0241-24-5318 E-mail lifelong@city.kitakata.fukushima.jp	FAX 0241-25-7075
	北塩原村	教育委員会公民館	966-0402	北塩原村大字大塩字下六郎屋敷2134	電話 0241-23-5236 E-mail k-kouminnkan01@vill.kitashiobara.fukushima.jp	FAX 0241-33-2522
	西会津町	健康福祉課	969-4406	西会津町野沢字原町乙2344-1	電話 0241-45-2214 E-mail kodomo@town.nishiaizu.lg.jp	FAX 0241-45-4199
	磐梯町	教育委員会教育課	969-3301	磐梯町大字磐梯字仁渡1018	電話 0242-73-2017 E-mail bandai-syougai@town.bandai.fukushima.jp	FAX 0242-73-2449
	猪苗代町	保健福祉課	969-3123	猪苗代町字鶴田141-1	電話 0242-62-2115 E-mail fukushi@town.inawashiro.lg.jp	FAX 0242-62-2123
	会津坂下町	教育課 社会文化班	969-6545	会津坂下町字五反田1310-3	電話 0242-83-3010 E-mail cyuon@town.aizubange.fukushima.jp	FAX 0242-83-4498
	湯川村	住民課	969-3593	湯川村大字清水田字長瀬18	電話 0241-27-8810 E-mail fukushi@vill.yugawa.lg.jp	FAX 0241-27-3760
	柳津町	教育課	969-7201	柳津町大字柳津字下平乙242-2	電話 0241-42-3511 E-mail shougai-gakushuu@town.fukushima-yanaiizu.lg.jp	FAX 0241-42-3591
	三島町	生涯学習課	969-7511	三島町大字宮下字宮下350	電話 0241-48-5599 E-mail kyouiku@town.mishima.fukushima.jp	FAX 0241-48-5544
	金山町	教育委員会	968-0011	金山町大字川口字谷地393	電話 0241-54-5360 E-mail kyoiku@town.kaneyama.fukushima.jp	FAX 0241-54-5377
	昭和村	保健福祉課	968-0103	昭和村下中津川字中島652	電話 0241-57-2645 E-mail hohuku@vill.showa.fukushima.jp	FAX 0241-57-2649
	会津美里町	生涯学習課	969-6495	会津美里町鶴野辺字広町740	電話 0242-78-2114 E-mail shogai@town.aizumisato.fukushima.jp	FAX 0242-78-3045
南 会 津	南会津町	教育委員会	967-0004	南会津町田島字宮本東22	電話 0241-62-6311 E-mail kannke-yuuki@minamiaizu.orag	FAX 0241-62-6307
	下郷町	教育委員会	969-5345	下郷町大字塩生字大石1000	電話 0241-69-1168 E-mail shakai_kyouiku_01@town.shimogo.lg.jp	FAX 0241-69-1167
	檜枝岐村	住民課	967-0525	檜枝岐村字下ノ原880	電話 0241-75-2502 E-mail hygiene@vill.hinoemata.lg.jp	FAX 0241-75-2511
	只見町	教育委員会	968-0421	只見町大字只見字町下2591-30	電話 0241-82-5320 E-mail syougaku@town.tadami.lg.jp	FAX 0241-82-2337
相 双	相馬市	教育委員会生涯学習課	976-8601	相馬市中村字北町63-3	電話 0244-37-2187 E-mail sy-syogai@city.soma.lg.jp	FAX 0244-37-2617
	南相馬市	男女共同こども課	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	電話 0244-24-5215 E-mail danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp	FAX 0244-24-5740
	広野町	教育委員会 生涯学習課	979-0408	広野町中央台1-1	電話 0240-27-3244 E-mail koumin@town.hirono.lg.jp	FAX 0240-27-2015
	檜葉町	住民福祉課	979-0696	檜葉町大字北田字鐘突堂5-6	電話 0240-23-6102 E-mail jyumin-n@town.naraha.lg.jp	FAX 0240-25-5006
	富岡町	健康福祉課	979-1192	富岡町本岡字王塚622-1	電話 0240-22-9001 E-mail tom0400-001@tomioaka-town.jp	FAX 0240-22-0899
	川内村	教育課	979-1201	川内村大字上川内字小山平15	電話 0240-38-3806 E-mail syougai.g@vill.kawauchi.lg.jp	FAX 0240-38-3807
	大熊町	教育総務課	965-0873	会津若松市追手町2-41 大熊町役場 会津若松主張所 会津若松市役所追手町第2庁舎内	電話 0242-26-3844 E-mail kyoikusoumu@town.okuma.fukushima.jp	FAX 0242-26-3786
	双葉町	教育総務課	974-8261	いわき市植田町中央1-16-13 エムケービル2階	電話 0246-84-5210 E-mail kyouiku@town.futaba.fukushima.jp	FAX 0246-84-5248
	浪江町	教育委員会事務局	979-1592	浪江町大字幾世橋字六反田7-2	電話 0240-34-0253 E-mail namie42020@town.namie.lg.jp	FAX 0240-34-3659
	葛尾村	住民生活課	979-1602	葛尾村大字落合字落合16	電話 0240-29-2112 E-mail jumin@vill.katsurao.lg.jp	FAX 0240-29-2123
	新地町	教育総務課	979-2792	新地町谷地小屋字樋掛田30	電話 0244-62-2085 E-mail s-koumin@shinchi-town.jp	FAX 0244-62-2172
	飯館村	生涯学習課	960-1801	飯館村草野字大師堂17	電話 0244-42-0072 E-mail kouminkan@vill.iitate.fukushima.jp	FAX 0244-42-0860
	い わ き	いわき市	生涯学習課	970-8026	いわき市平字堂根町1-4	電話 0246-22-7558 E-mail shogaigakushu@city.iwaki.fukushima.jp

5 少年センター一覧

名 称	郵便 番号	所在地	電話番号	メールアドレス
			FAX番号	
福島市青少年センター	960-8011	福島市宮下町1-15	電話 024-535-7310	ko-shien@city.fukushima.lg.jp
			FAX 024-535-7310	
会津若松市少年センター	965-0871	会津若松市栄町5-17	電話 0242-39-1304	ikusei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
			FAX 0242-39-1272	
郡山市少年センター	963-8001	郡山市大町1-17-4	電話 024-922-1162	shounen-ctr@city.koriyama.fukushima.jp
			FAX 024-922-1162	
いわき市少年センター	970-8026	いわき市平字堂根町4-8	電話 0246-22-7558	shogaigakushu@city.iwaki.fukushima.jp
			FAX 0246-21-9158	
白河市少年センター	961-8602	白河市八幡小路7-1	電話 0248-22-1111	kyoikusomu@city.shirakawa.fukushima.jp
			FAX 0248-22-1143	
須賀川市少年センター	962-8601	須賀川市八幡町135	電話 0248-88-9173	manabi@city.sukagawa.fukushima.jp
			FAX 0248-94-4563	
喜多方市少年センター	966-8601	喜多方市字御清水東7244-2	電話 0241-24-5318	lifelong@city.kitakata.fukushima.jp
			FAX 0241-25-7075	
相馬市少年センター	976-8601	相馬市中村字北町63-3	電話 0244-37-2187	sy-syogai@city.soma.lg.jp
			FAX 0244-37-2617	
二本松市少年センター	964-0937	二本松市榎戸1-92	電話 0243-23-5121	shogaigakushu@city.nihonmatsu.lg.jp
			FAX 0243-22-7171	
南相馬市少年センター	975-8686	南相馬市原町区本町2-27	電話 0244-24-5215	danjokodomo@city.minamisoma.lg.jp
			FAX 0244-24-5740	

第3部 ふくしま青少年育成プラン の指標の達成状況

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (H28年度実績) (<新>プラン4年目)	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
I すべての青少年の健やかな成長の支援							
1 豊かな心と健やかな体の育成							
(1) 基本的な生活習慣の形成							
1	朝食を食べる児童・生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23年度 96.3% (単年度値)	H28年度 96.4% (単年度値)	97.2%以上 (単年度値)		健康教育課
(2) 生命の大切さや家庭の役割の理解							
2	「性に関する教育」の手引利用率（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	教育計画	H24年度 87.2% (単年度値)	H28年度 92% (単年度値)	(H26年度) 100% (単年度計) (H26に100%に到達させその後継続)		健康教育課
3	十代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女性総人口千対の率）	現行プラン 子ども夢プラン	H23年度 7.6‰ (単年度値)	H27年度 6.1‰ (単年度値)	減少をめざす（前年度値に対して） (単年度値)	厚労省（衛生行政報告例）のデータがH28年度のデータに更新されるのは11月頃。	子育て支援課
(3) ふくしまの文化の担い手の育成							
意1	文化活動やスポーツ活動に積極的に参加していると回答した県民の割合（鑑賞を含む） 【県政世論調査／意識調査項目】 [新統計の指標]	総合計画	H24年度 33.6% (単年度値)	H28年度 31.6% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に対して) [単年度値]		文化振興課
2 社会の変化に対応できる力の育成							
(1) 自らたくましく生きる力の育成							
4-1	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校6年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24年度 国語 99.7 算数 97.7 理科 101.3 (単年度計)	H28年度 国語 99.4 算数 98.9 (単年度計)	国語 103.0以上 算数 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)		義務教育課
4-2	全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校3年生）	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H24年度 国語 101.9 数学 98.7 理科 102.4 (単年度計)	H28年度 国語 98.9 数学 94.3 (単年度計)	国語 103.0以上 数学 102.0以上 理科 103.0以上 (単年度計)		義務教育課
5-1	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立小学校5年生）	総合計画 教育計画	H22年度 男子 99.1 女子 101.0 (単年度値)	H28年度 男子 98.6 女子 102.5 (単年度値)	男子 101.0以上 女子 102.5以上 (単年度値)		健康教育課
5-2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合（全国平均＝100） （公立中学校2年生）	総合計画 教育計画	H22年度 男子 98.2 女子 97.4 (単年度値)	H28年度 男子 99.3 女子 100.0 (単年度値)	男子 101.5以上 女子 101.0以上 (単年度値)		健康教育課
青1	優良書籍等の推奨数	現行プラン 子ども夢プラン	H23年度 図書124冊 映画85本 [S53～H23累計]	H28年度 図書151冊 映画90本 [S53～H28累計]	図書178冊以上 映画94本以上 [S53～H32累計]		こども・青少年政策課
(2) コミュニケーション能力の育成							
6	体験活動・ボランティア活動の実施状況（時間）（公立小学校） [モニタリング指標]	教育計画	H23年度 220時間 (単年度計)	H28年度 238時間 (単年度計)	増加をめざす (前年度値に対して) (単年度計)		社会教育課
7	英検準2級以上の取得率（県立高等学校全日制・定時制第3学年）	教育計画	H23年度 5.3% (単年度計)	H28年度 10.5% (単年度計)	(H26年度) 10%以上 (単年度計) (H26に10%に到達させその後継続)	平成28年12月1日現在	高校教育課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (H28年度実績) (<新>プラン4年目)	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
(3) 情報活用能力(情報リテラシー)の育成							
8	コンピューターで指導できる教員率 (公立小・中・高・特別支援学校)	現行プラン 教育計画	H24 年度 66.9% (単年度値)	H27 年度 71.2% (単年度値)	(H25年度) 100% 〔単年度値〕 (H25に100%に到達 させその後継続)	平成29年9月公 表予定	義務教 育課 高校教 育課 特別支 援教育 課
3 震災の経験を踏まえた青少年の社会参画・自立支援							
(1) 青少年による、ふくしま復興の支援							
青 6 新	「県による若者の社会参画推進事 業」の参加者数 (【H27】チャレンジふくしま若者 リーダーまちづくり事業【H28】若 者交流支援事業)	無	H22 年度 39人 (単年度計)	H28 年度 54人 (単年度計)	450人以上 〔H24～32累計〕		こど も・青 少年政 策課
純 新 規	【新】 「地域創生総合支援事業(サポート 事業)」の採択件数	総合計画	H23 年度 226件 (単年度計)	H28 年度 224件 (単年度計)	2,260件以上 〔H23～32累計〕		地域振 興課
(2) 社会参加・参画の促進							
9	体験活動・ボランティア活動の実施 状況(時間)(公立小学校) 〔モニタリング指標〕 (6の再掲)	教育計画	H20 年度 220時間 (単年度計)	H28 年度 238時間 (単年度計)	増加をめざす (前年度値に対し て) (単年度計)		社会教 育課
青 2	「少年の主張県大会」への応募者数	現行プラン	H23 年度 14,442人 (単年度計)	H28 年度 15,721人 (単年度計)	104,000人以上 (H23～32累計)		こど も・青 少年政 策課
(3) 就業・自立支援の充実							
10	インターンシップ実施校の割合(県 立高等学校全日制・定時制課程)	教育計画	H23 年度 63.2% (単年度計)	H27 年度 65.6% (単年度計)	80%以上 (単年度計)	平成27年度の 数値が最新の 公表値	高校教 育課
11	県立工業高校のジュニアマイスター 認定者数	教育計画	H23 年度 194人 (単年度計)	H28 年度 298人 (単年度計)	(H26年度) 250人以上 (単年度計) (H26に250人に到達 させその後継続)		高校教 育課
12	新規高卒者の県内就職率 (県立・私立 高校全日制・定時制課 程)	現行プラン 総合計画	H23 年度 71.3% (H24.3卒)	H28 年度 82.6%(3月末現在) (H29.3卒)	86%以上 (H33.3卒)		雇用労 政課
13	新規高卒者の県内就職率 (県立 高等学校全日制・定時制課 程)	現行プラン 総合計画 教育計画	H23 年度 70.5% (H24.3卒)	H28 年度 81.6% (H29.3卒)	86%以上 (H33.3卒)		高校教 育課
14	新規高卒者の県内就職率 (私立 高等学校全日制・定時制課 程)	現行プラン 総合計画	H21 年度 77.4% (H22.3卒)	H28 年度 88.3% (H29.3卒)	86%以上 (H33.3卒)		私学・ 法人課
15	県立高校生の就職決定(内定)率 (県立高等学校全日制・定時制課 程)	総合計画 教育計画 子どもプラン	H23 年度 97.6% (H24.3卒)	H28 年度 99.7% (H29.3卒)	100% (H26.3卒) (H25に100%に到達 させその後継続)		高校教 育課
16	県内企業に就職した高卒者の離職率 (県立・私立高等学校全日制・定時 制課程)(採用後3年以内の離職 率)	総合計画 教育計画	H20 年度 40.3% (H20.3卒)	H28 年度 42.7% (H25.3卒)	全国平均値以下 (H29.3卒)		雇用労 政課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (H28年度実績) (<新>プラン4年目)	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
II 困難を有する青少年及びその家族の支援							
1 震災ストレスなど困難な状況ごとの取組							
(1) 大震災等に起因する各種問題への総合的な相談・支援体制の充実							
青7新	「福島県青少年総合相談センター」の相談受付件数 (H23. 10. 31開設)	無	H24年度 約236件 (単年度計)	H28年度 1,834件 (単年度計) 3,862件 (H24～H28累計)	適切に対応する (単年度値)		こども・青少年政策課
(2) いじめ等の問題行動や不登校への対応							
17	いじめの認知件数 (国公立の小・中・高等・特別支援学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23年度 175件 (単年度計)	H27年度 1220件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)	平成29年9月確定予定	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
純新規	【新】 いじめの解消率 (国公立小・中・高等・特別支援学校)	総合計画 教育計画	H23年度 92.6% (単年度値)	H27年度 98.4% (単年度値)	(H25年度) 100% [単年度値] (H25に100%に到達させその後継続)	平成29年9月確定予定	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課
18	暴力行為の発生件数 (国公立の小・中・高等学校) [モニタリング指標]	総合計画 教育計画	H23年度 202件 (単年度計)	H27年度 242件 (単年度計)	減少をめざす (前年度値に対して) (単年度計)	平成29年9月確定予定	義務教育課 高校教育課
19	不登校の件数 (国公立の小・中学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23年度 1,491件 (単年度計)	H27年度 1862件 (単年度計)	940件以下 (単年度計)	平成29年9月確定予定	義務教育課
(3) 障がいのある青少年への支援の充実							
20	個別の教育支援計画の作成率 (公立幼・小・中・高等学校)	総合計画 教育計画 子ども夢プラン	H23年度 66.6% (単年度値)	H28年度 97.6% (単年度値)	100% (単年度値) (H25に100%に到達させその後継続)		特別支援教育課
21	就業している障がい者数	総合計画	H23年度 6,251人 (単年度計)	H28年度 8,765人 (単年度計)	7,600人以上 (単年度計)		雇用労政課
22	特別支援学校高等部卒業生のうち就職を希望する生徒の就職率	教育計画	H23年度 95.0% (H24. 3卒)	H28年度 90.9% (29. 3卒)	100% (H26. 3卒) (H25に100%に到達させその後継続)		特別支援教育課
(4) 虐待やドメスティック・バイオレンスの根絶							
23	児童虐待相談受付件数	総合計画	H23年度 262件 (単年度計)	H27年度 547件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)	H28年度については集計中。確定時期はH29. 8月頃。	児童家庭課
24	ドメスティック・バイオレンス相談受付件数	総合計画	H23年度 1,361件 (単年度計)	H28年度 1,562件 (単年度計)	適切に対応する (単年度計)		児童家庭課
2 非行防止対策と立ち直り支援の充実							
(1) 非行防止活動の充実							
26	犯罪発生件数 (刑法犯認知件数)	総合計画	H23年度 16,179件 (単年計)	H28年度 11,575件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対して) (単年計)		生活安全企画課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	<新>初期値 (H25年3月時点) (<新>プラン策定時)	現況値 (H28年度実績) (<新>プラン4年目)	<新>プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
(2) 立直り支援活動の充実							
(3) 薬物乱用の防止・啓発							
27	「薬物乱用防止教室」の受講率 (中学生対象)	無	H23年度 22.7% (単年度値)	H28年度 27.7% (単年度値)	33.3%以上 (単年度値)		薬務課
Ⅲ 青少年の健全な育成を推進するための社会環境の整備							
1 子どもをはぐくむ家庭づくりと大人の意識改革							
(1) 子どもの成長を支える家庭づくり							
28	県内各地で実施された家庭教育事業の数の数 [モニタリング指標]	教育計画	H23年度 763事業 (単年度計)	H28年度 765事業 (単年度計)	増加をめざす (前年度値に対して) (単年度計)		社会教育課
29	福島県次世代育成支援企業認証数	総合計画 子ども夢プラン	H23年度 424社 [H17~23累計]	H28年度 95社 累計599社	600社以上 (H17~32累計) [累計]		雇用労政課
30	年次有給休暇取得率	子ども夢プラン	H23年度 47.8% (単年度値)	H28年度 50% (単年度値)	60%以上 (単年度値)		雇用労政課
31	放課後児童クラブ設置数	総合計画 子ども夢プラン	H23年度 328カ所 (H23までの累計)	H28年度 435カ所 (H28までの累計)	419カ所以上 (H32までの累計)		子育て支援課
32	ファミリー・サポート・センターの設置数	子ども夢プラン	H23年度 26カ所 [H23までの累計]	H28年度 29カ所 [H28までの累計]	31カ所以上 [H32までの累計]		子育て支援課
(2) 子どもを育てる大人の意識改革							
青3	大人への応援講座の受講者数	現行プラン	H23年度 3,580人 (単年度計)	H28年度 1,662人 (単年度計) 17,820人 (H24~H28累計)	39,000人以上 (H23~32累計)		こども・青少年政策課
2 青少年を育成する地域力の強化							
(1) 地域力を生かした青少年の育成							
意2	地域住民やNPO等による地域づくり活動に積極的に参加していると回答した県民の割合 【県政世論調査/意識調査項目】 [新統計の指標]	総合計画	H24年度 15.2% (単年度値)	H28年度 20% (単年度値)	上昇をめざす (前年度値に対して) (単年度値)		こども・青少年政策課
33	NPOやボランティアと県との協働事業数	総合計画	H24年度 59事業 [多年累計]	H28年度 実績照会中	130事業以上 [H32までの累計]	8月	文化振興課
34	福島県次世代育成支援企業認証数 (30の再掲)	総合計画 子ども夢プラン	H23年度 424社 [H17~23累計]	H28年度 95社 累計599社	600社以上 (H17~32累計) [累計]		雇用労政課
(2) 地域コミュニティづくり							
35	放課後児童クラブ設置数 (31の再掲)	総合計画 子ども夢プラン	H23年度 328カ所 [H24までの累計]	H28年度 435カ所 [H28までの累計]	419カ所以上 [H32までの累計]		子育て支援課

1 ふくしま青少年育成プランの指標の達成状況

指標コード	項目	区分	＜新＞初期値 (H25年3月時点) (＜新＞プラン策定時)		現況値 (H28年度実績) (＜新＞プラン4年目)		＜新＞プランの 最終目標値等 (H32年度)	備考	担当課 (室)
			年度	数値	年度	数値			
36	地域子育て支援拠点（センター型・ひろば型・児童館型）施設数	子ども夢プラン	H23年度	75カ所 [H23までの累計]	H28年度	107カ所 [H28までの累計]	124カ所以上 [H32までの累計]		子育て支援課
意3	福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合 【県政世論調査／意識調査項目】 [新総計の指標]	総合計画	H24年度	48.3% (単年度値)	H28年度	59.6% (単年度値)	上昇を目指す (前年度値に対して) (単年度値)		こども・青少年政策課
(3) 地域の青少年指導者や青少年育成団体活動の推進									
青4	「青少年育成活動推進指導者研修会」への参加者数	現行プラン	H23年度	2,526人 [H23までの累計]	H28年度	104人 (単年度計) 3,190人 [H28までの累計]	3,300人以上 [H32までの累計]		こども・青少年政策課
(4) 県民運動の推進									
青9新	「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」への参加者数	無	H24年度	200人 (単年度計)	H28年度	175名 (単年度計) 685人 [H28までの累計]	1,000人以上 [H24～32累計]		こども・青少年政策課
3 社会環境の健全化									
(1) 有害環境の浄化活動の推進									
青5	有害図書類の区分陳列及び適正表示の実施率	現行プラン	H22年度	87.1% (単年度値) [直近判明値]	H28年度	87.6% (単年度値)	100% (単年度値)		こども・青少年政策課
(2) 子どもの安全の確保									
37	犯罪発生件数（刑法犯認知件数） (26の再掲)	総合計画	H23年度	16,179件 (単年計)	H28年度	11,575件 (単年計)	減少を目指す (現況値に対して) (単年計)		生活安全企画課
38	すべての人が安心して通れるように配慮して整備された歩道の延長	総合計画 子ども夢プラン	H23年度	567km [H23までの累計]	H28年度	651km [H28までの累計]	690km以上 [H32までの累計]		道路整備課
39	スクールガードの人数（公立小・中学校1校あたりの平均人数） [モニタリング指標]	教育計画	H22年度	83.0人 (直近判明値)	H28年度	31.9人	現状維持をめざす		健康教育課
40	子どもの交通事故死傷者数	子ども夢プラン	H23年度	663人 (単年計)	H28年度	302人 (単年計)	継続的な減少をめざす (単年計)		交通企画課

第4部 參考資料

1 福島県青少年健全育成条例

昭和53年3月30日福島県条例第30号
改正 昭和58年12月16日福島県条例第40号
改正 昭和59年12月25日福島県条例第56号
改正 平成4年3月24日福島県条例第24号
改正 平成6年10月14日福島県条例第73号
改正 平成7年10月13日福島県条例第59号
改正 平成10年7月7日福島県条例第45号
改正 平成11年3月19日福島県条例第10号
改正 平成11年12月24日福島県条例第56号
改正 平成12年3月24日福島県条例第18号
改正 平成16年3月26日福島県条例第21号
改正 平成18年3月22日福島県条例第16号
改正 平成19年3月20日福島県条例第16号
改正 平成28年3月25日福島県条例第35号

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 健全な育成に関する施策（第9条－第13条）
- 第3章 健全な育成を阻害する行為の規制（第14条－第30条）
- 第3章の2 インターネット利用環境の整備（第30条の2）
- 第4章 青少年健全育成審議会（第31条－第33条）
- 第5章 罰則（第34条－第36条）
- 第6章 雑則（第37条－第39条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 すべて青少年は、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（家庭を構成する者の責務）

第3条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭づくりをすすめることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第4条 学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、その職務又

は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第5条 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力することによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、青少年の健全な育成に関し必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、国及び市町村と緊密な連携を図りながらこれを実施する責務を有する。

第7条 削除

(適用上の注意)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、何人の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第9条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(施策の大綱)

第10条 県は、次の各号に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の利用する文化施設、体育施設その他の施設の整備
- (4) 青少年の健全な育成に関する各種の教育の振興
- (5) 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止活動の強化
- (6) 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備

(調査、研究及び情報の提供)

第11条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し必要に応じ情報を提供するものとする。

(推奨)

第12条 知事は、映画、演劇、書籍その他これらに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第13条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- (2) 青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

第3章 健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、雇用主その他の者で青少年を現に保護監督する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。

ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業

イ 設備を設けて、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）ウ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる営業

（興行等の自主規制）

第15条 興行を主催する者、図書類を販売し、交換し、貸し付けし、見せ、若しくは聴かせることを業とする者、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。）を営む者でその施設において客に対し図書類をサービスとして提供するもの（以下「図書類サービス業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、若しくは聴かせ、又は当該広告物を掲示し、表示し、若しくは頒布しないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(3) 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による図書類の販売等の自主規制)

第16条 図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は、その図書類の内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき又はそのがん具類の形状、構造若しくは機能が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類又はがん具類を自動販売機又は自動貸出機（販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。以下「自動販売機等」という。）により青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

2 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、次に掲げる施設の敷地の周辺においては、前条第1項各号のいずれかに該当する図書類及び同条第2項各号のいずれかに該当するがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で知事が指定するもの

(有害興行の指定、観覧の制限等)

第17条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第2条第6項第3号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第1項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第18条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体と

した写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数（表紙を含む。以下この号において同じ。）が20ページ以上のもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又はページの総数の5分の1以上を占めるもの

- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの（当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又は連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。）
 - (3) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの
- 3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サービス業者（以下これらを「図書類の取扱業者」という。）は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。
- 4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するときは、この限りでない。
- 5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができる旨の掲示をしなければならない。
- 6 知事は、前2項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。

（有害広告物の指定及び掲示等の制限）

第19条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 広告物の広告主又はその管理者は、前項の規定により指定された広告物を速やかに撤去し、その内容を変更し、その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反して掲示され、表示され、又は頒布されている広告物があるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の制限）

第20条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

(1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

(2) 著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

(3) 著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。

(1) 下着の形状をしたがん具

(2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品

(3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 がん具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具類及び前項各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は頒布してはならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第20条の2 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等ごとに、第21条第2項の規定による青少年に有害な図書類及び青少年に有害ながん具類の撤去その他の必要な措置を自ら直ちに講ずることができない場合において、自己に代わつてその措置を講ずることができる者を自動販売機等管理者として置かなければならない。ただし、図書類等販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者でなければならない。

（自動販売機等の設置等の届出）

第20条の3 図書類等販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けを目的として自動販売機等を設置しようとするとき又は自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 図書類等販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 自動販売機等管理者の住所及び氏名

(3) 自動販売機等の設置場所

(4) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(5) 自動販売機等の設置予定年月日

(6) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日

(7) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類の種類

2 前項の規定により届出をした者は、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等の届出済証のはり付け）

第20条の4 前条第1項又は第2項の規定による届出をし、知事から届出済証の交付を

受けた者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(自動販売機等への図書類及びがん具類の収納の制限)

第21条 図書类等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を販売又は貸付けの目的で収納してはならない。

- 2 図書类等販売業者及び自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されている図書類が第18条第1項の規定による指定を受けたとき又はがん具類が第20条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類の当該自動販売機等からの撤去その他の必要な措置を講じなければならない。

- 3 知事は、第18条第1項の規定による指定を受けた図書類又は第20条第1項の規定による指定を受けたがん具類が前項の規定に違反して、自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されているときは、当該図書类等販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

- 4 知事は、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害するおそれのないよう、図書类等販売業者に対し図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所について適当な措置を講ずるよう求めることができる。

(適用除外)

第21条の2 第20条の2から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(金銭の貸付け等の制限)

第22条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。

- 2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。

- 3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。

- 4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは適用しない。

(非行誘発行為の防止)

第23条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- (1) その内容が第15条第1項各号のいずれかに該当する興行、図書類及び広告物並びにその形状、構造又は機能が同条第2項各号のいずれかに該当するがん具類を見せ、聴かせ、又は所持させること。
- (2) 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。
- (3) 射幸心をそそるおそれのある行為をさせること。
- (4) 飲酒又は喫煙をさせること。

(5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を正当な理由なく使用させ又は所持させること。

(遊技営業等の場所への立入禁止等)

第23条の2 遊技営業等を営む者は、当該遊技営業等の場所に個室又は区画席（周囲を仕切り板等で囲った構造の客席をいう。以下同じ。）を設けて営業を行うときは、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席（以下「特定個室等」という。）に青少年を客として立ち入らせてはならない。

(1) 出入口に内部からかぎのかかる設備を有するもの

(2) 外部からその内部を常に見通すことが困難であるもの

2 警察官又は少年補導に関する事務に従事することをその職務とする警察職員（警察官を除く。以下「少年警察補導員」という。）は、遊技営業等を営む者が前項の規定に違反して特定個室等に現に青少年を客として立ち入らせているときは、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、更に反復して特定個室等に青少年を客として立ち入らせてはならない旨を警告することができる。

3 知事は、前項の規定による警告を受けた者が当該警告に従わずに特定個室等に青少年を客として立ち入らせた場合において、当該警告に係る遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害するおそれのあると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入りを禁止する場所として指定することができる。

4 遊技営業等を営む者は、前項の規定による指定を受けた場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

5 遊技営業等を営む者は、第3項の規定による指定を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に当該指定を受けた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第24条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第24条の2 何人も、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施し、又はその周旋をしてはならない。

2 何人も、青少年をして、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施させ、又はその周旋をさせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第24条の3 何人も、青少年に対し、次に掲げる者となるよう勧誘してはならない。

(1) 風営法第2条第1項第1号に掲げる営業の客

(2) 風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事する者又は同法第35条の3第1号に規定する受託接客従業者

(深夜外出の制限)

第25条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

（深夜遊技営業等の場所への立入禁止等）

第25条の2 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）

及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反している深夜遊技営業等営業者に対し、期限を定めて、同項の掲示をすべきことを命ずることができる。

（場所の提供及び周旋の禁止）

第26条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(1) みだらな性行為又はわいせつな行為

(2) 前号の行為を教え又は見せる行為

(3) 暴行又はとばく行為

(4) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為

(5) 正当な理由なく、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を使用する行為

(6) 正当な理由なく入れ墨を施す行為

(7) 飲酒又は喫煙

（旅館業者等の通知義務等）

第27条 旅館業を営む者若しくはアパート、貸家若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、当該施設において、前条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの行為がなされる疑いがあると認めるとき又は当該施設を使用する青少年に家出等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察署等関係機関に届け出し、又は保護者に通知するよう努めなければならない。

2 自動車旅行ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第3条第1項第2号に規定する施設のうち、同条第2項に規定する構造を有する個室を設けるもの又はこれに類似する施設を利用させる営業をいう。）を営む者は、その建築物若しくは看板類の意匠若しくは形態又はその設置場所が青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。

（有害興行等の指定の取消し）

第28条 知事は、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項又は第23

条の2第3項の規定により指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、速やかにこれを取り消さなければならない。

(立入調査等)

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 興行が行われている場所
- (2) 図書類を販売し、貸し付け、交換し、見せ、又は聴かせることを業とする者の営業の場所
- (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
- (4) 広告物が掲示され、表示され、又は頒布されている場所
- (5) がん具類の販売を業とする者の営業の場所
- (6) 図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所
- (7) 遊技営業等の場所

2 警察官又は少年警察補導員は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内において遊技営業等の場所に立ち入り、調査し、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。

3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への諮問)

第30条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ福島県青少年健全育成審議会の意見を聴かななければならない。ただし、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為(第18条第2項第3号の規定による指定を除く。)を行おうとする場合において、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第12条の規定による推奨
- (2) 第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項又は第23条の2第3項の規定による指定
- (3) 第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正
- (4) 第19条第3項又は第21条第3項の規定による措置命令
- (5) 第28条の規定による指定の取消し

2 知事は、前項ただし書の規定により指定、措置命令又は指定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を福島県青少年健全育成審議会に報告するものとする。

第3章の2 インターネット利用環境の整備

第30条の2 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により

得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第15条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。
- 3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第4章 青少年健全育成審議会

（設置及び権限）

第31条 知事の附属機関として、福島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

（組織及び運営）

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に会長1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。

（規則への委任）

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則規定)

第34条 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 第24条第3項の規定に違反した者

(3) 第26条の規定に違反して同条第1号から第6号までに掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第2項の規定に違反した者

(2) 第18条第3項の規定に違反した者

(3) 第18条第6項の規定による命令に違反した者

(4) 第19条第3項の規定による命令に違反した者

(5) 第20条第3項の規定に違反した者

(6) 第21条第3項の規定による命令に違反した者

(7) 第23条の2第4項の規定に違反した者

(8) 第24条の3の規定に違反した者

(9) 第25条第2項の規定に違反した者

(10) 第25条の2第1項の規定に違反した者

(11) 第26条の規定に違反して同条第7号に掲げる行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条の3第2項の規定による変更若しくは廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第20条の4第1項の規定に違反して知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者

(4) 第23条の2第5項の規定に違反した者

(5) 第25条の2第3項の規定による命令に違反した者

(6) 第29条第1項又は第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒んだ者

6 第24条から第24条の3まで又は第25条第2項の規定に違反した者は、当該行為の相手は青少年であることを知らないことを理由として第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第36条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。

第6章 雑則

(推奨等の告示)

第37条 第12条の規定による推奨又は第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項若しくは第23条の2第3項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しは、福島県報をもつて告示によりこれを行う。ただし、急施を要する場合は、あらかじめ関係者にその旨を通知することによりこれを行うことができる。

(申出)

第38条 何人も、第12条の規定による推奨又は第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項若しくは第23条の2第3項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対しその旨を申し出ることができる。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県青少年健全育成条例第22条第1項の規定の適用については、この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第3条第1項の規定により同法第3条第1項の貸金業の登録を受けないで同法の施行後も引き続き同法第2条第1項の貸金業を営んでいる者は、同法第2条第2項に規定する貸金業者とみなす。

附 則（昭和59年条例第56号）

この条例は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成4年条例第24号）

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第73号）

(施行月日)

- 1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書類又はがん具類（がん具、刃物（鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これに類するものをいう。）の販売又は貸付けを目的として自動販売機等（法令により青少年（18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）を設置している図書类等販売業者は、平成7年3月31日までに、当該自動販売機等ごとに改正後の福島県青少年健

全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の3第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第5号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第6号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。

3 前項の規定による届出は、改正後の条例第20条の3第1項の規定による届出とみなす。

4 改正後の条例第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正を行おうとするときは、知事は、この条例の施行前においても福島県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。

5 附則第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成7年条例第59号）

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成10年条例第45号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第56号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第21号）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、目次及び第16条第1項の改正規定並びに第3章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第35号）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 福島県青少年健全育成条例施行規則

	昭和53年8月15日福島県規則第49号
改正	平成5年3月9日福島県規則第6号
改正	平成6年12月6日福島県規則第131号
改正	平成10年9月29日福島県規則第86号
改正	平成11年3月30日福島県規則第29号
改正	平成16年3月26日福島県規則第24号
改正	平成16年12月24日福島県規則第88号
改正	平成17年3月4日福島県規則第17号
改正	平成19年3月20日福島県規則第13号
改正	平成27年10月2日福島県規則第81号

(有害興行の指定の基準)

第1条 福島県青少年健全育成条例（昭和53年福島県条例第30号。以下「条例」という。）第17条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態を描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (2) 性交又はこれに類する性行為を露骨に描写し、若しくは表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
 - (3) 自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- 2 条例第17条第1項第2号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 暴力を肯定し、又は賛美するように描写し、又は表現しているもの
 - (2) 殺人、傷害、暴行等の行為又は言語等により人に精神的苦痛を与える行為を刺激的に描写し、又は表現しているもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの
- 3 条例第17条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 自殺又は刑罰法規に触れる行為を肯定し、又はこれらの行為の実行を勧めるような表現をしているもの
 - (2) 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を模倣できるように詳細に又は具体的に描写し、又は表現しているもの

(有害興行の指定等の掲示)

第1条の2 条例第17条第3項の規定による掲示は、様式第1号によるものとする。

(有害な図書類とする図書等の内容)

第2条 条例第18条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 排せつの姿態

オ 愛ぶの姿態

カ 緊縛の姿態

(2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

ア 性交又はこれを連想させる行為

イ ごうかんその他の凌辱行為

ウ 同性間の行為

エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害図書類の陳列の方法）

第2条の2 条例第18条第4項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により他の図書類と区分し、かつ、図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が容易に監視できる場所に陳列する方法とする。

(1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。

(2) 棚板の前面から20センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。

(3) 他の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。

(4) 図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の場所にまとめて陳列すること。

(5) 床面からの高さが150センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。

(6) 前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合には、有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法による容易に閲覧することができない状態にし、かつ、まとめて陳列すること。

（有害ながん具類の指定の基準）

第3条 条例第20条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(2) 性行為の用具として使用できるもので、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第20条第1項第2号の規則で定めるものは、銃砲若しくは刀剣類をかたどつたもので実物に酷似したもの又は人の身体を自由を奪い、若しくは苦痛を与えるもので、犯罪を誘発するおそれのあるものとする。

3 条例第20条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適したもので、物を発射し、又はその物を投げることにより、人を殺傷するおそれが高いもの

(2) 家庭用、学習用及び業務用に使用するもの以外の刃物で、容易に人を殺傷し得るもの

(3) 火薬その他爆発性の物質を内包することができるもので、人を殺傷するおそれが高いもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのあるもの

（有害ながん具類とするがん具の形状等）

第3条の2 条例第20条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具は、次の

各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体を充てんし人形とするものを含む。）
（自動販売機等管理者の設置）

第4条 条例第20条の2第1項ただし書の規則で定める自動販売機等は、図書类等販売業者がその住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

2 条例第20条の2第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 未成年者でないこと。
- (2) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に居住していること。
- (3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、図書类等販売業者から一切の権限を付与されていること。
- (4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。
（自動販売機等の設置等の届出）

第5条 条例第20条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- (3) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類
- (4) 自動販売機等管理者が前条第2項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第20条の3第2項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第20条の3第1項第1号に規定する事項の変更の場合には、法人にあつてはその登記事項証明書、個人の氏名の変更にあつてはその戸籍抄本
- (2) 条例第20条の3第1項第2号に規定する事項の変更の場合には、第2項第4号に掲げる書類
- (3) 条例第20条の3第1項第4号に規定する事項の変更の場合には、第2項第3号に掲げる書類

5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。）について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項第2号の規定によるその利用ができないときは、自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

- (1) 自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者（個人である場合に限る。）
- (2) 自動販売機等管理者
（自動販売機等の届出済証）

第6条 条例第20条の4第1項の届出済証は、自動販売機等届出済証（様式第4号）とする。

2 条例第20条の4第2項の規定による申請は、自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。

（遊技営業等の場所への立入禁止等の掲示）

第7条 条例第23条の2第5項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。

（身分証明書）

第8条 条例第29条第4項に規定する同条第1項の規定による権限を行使する者の身分を示す証明

書は、身分証明書（様式第7号）とする。

（推奨等の申出）

第9条 条例第38条の規定による推奨又は指定若しくは指定の取消しの申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出の対象に係る事項
- (3) 推奨又は指定若しくは指定の取消しをすることが適当であると認める理由
- (4) 申出の年月日

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第131号）

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第86号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第29号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第24号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第88号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第17号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「新法」という。）附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第119条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年規則第13号）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条の3及び様式第1号の2を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第6号による身分証明書は、改正後の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第7号の規定身分証明書とみなす。

附 則（平成27年規則第81号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

平成8年10月18日

福島県条例第35号

改正 平成10年10月16日条例第58号

平成10年12月22日条例第67号

平成10年10月19日条例第47号

平成13年12月25日条例第101号

平成18年7月11日条例第74号

平成24年12月28日条例第112号

平成26年10月3日条例第86号

〔福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例〕をここに公布する。

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

(平13条例101・改称)

(目的)

第1条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とする。

(平13条例101・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) テレホンクラブ営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）をいう。
- (3) 利用カード テレホンクラブ営業に係る役務の提供を行うために有償で発行するカード、文書その他の物品をいう。

(平13条例101・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第3条 業として利用カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する店舗又は場所（以下「店舗等」という。）ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 利用カードを販売する店舗等の名称及び所在地
- (3) 自動販売機により利用カードを販売する場合にあっては、当該自動販売機の名称、型式及び製造

番号

(4) 販売開始予定年月日

(5) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業の本拠となる事務所（事務所のない場合にあつては、当該営業を営む者の住居）（以下「テレホンクラブ営業所等」という。）の名称及び所在地

(6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者（以下「利用カード販売業者」という。）は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、利用カードを販売する店舗等の名称に限る。）に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（平13条例101・旧第五条繰上・一部改正）

（利用カードの販売の制限）

第4条 何人も、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに定める地域（以下これらを「販売制限区域」という。）においては、利用カードを販売してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第百64号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所

(5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園

(6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

(7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(8) 前各号に掲げるもののほか、その周辺において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があると認められる施設であつて公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）における利用カードの販売については適用しない。

(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第八号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

(2) 福島県青少年健全育成条例（昭和53年福島県条例第30号。以下「青少年健全育成条例」という。）第17条の規定により青少年に有害な興行として指定された興行を行う場所

3 何人も、青少年入場禁止場所に設置される自動販売機以外の自動販売機に販売の目的で利用カード

を収納してはならない。

(平10条例58・平10条例67・一部改正、平13条例101・旧第六条繰上・一部改正、平18条例74・一部改正)

(自動販売機への届出済証のはり付け)

第5条 第3条第1項又は第2項の規定による届出をし、公安委員会から自動販売機に係る届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機の正面の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、公安委員会に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平13条例101・旧第7条繰上・一部改正)

(広告及び宣伝の規制)

第6条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業所等又は利用カードを販売する店舗の名称、所在地又は電話番号(以下これらを「テレホンクラブ営業所等の名称等」という。)を記載した文書、図画その他の物品(以下「広告文書等」という。)を頒布してはならない。

2 何人も、次に掲げる方法により、広告又は宣伝をしてはならない。ただし、テレホンクラブ営業を営む者が、第1号又は第3号に掲げる方法により行う場合を除く。

(1) 青少年入場禁止場所以外の場所にテレホンクラブ営業所等の名称等に係る広告物(常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物、車両等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下単に「広告物」という。)を掲出し、又は表示すること(第3条第1項の規定による届出に係る店舗等において、自己の営業に関し表示する広告物であって公安委員会規則で定めるものを掲出し、又は表示する方法を除く。)

(2) 青少年入場禁止場所以外の場所に広告文書等を配置すること。

(3) 街頭において頒布する方法(散布による方法を除く。)以外の方法で広告文書等を頒布すること(青少年入場禁止場所において頒布する方法を除く。)

(4) 販売制限区域において、口頭により、若しくは拡声機等により、又は録音された音声を再生する方法等により、テレホンクラブ営業に係る広告又は宣伝をすること。

(平13条例101・旧第8条繰上・一部改正)

(違反広告物の除却)

第7条 公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物については、当該広告物を掲出し、又は表示した者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の措置を命ずる場合において、当該広告物を掲出し、又は表示した者を過失がなくて確知することができないときは、当該広告物を警察職員に除却させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物が立看板、はり紙及びはり札（以下「立看板等」という。）であって公安委員会規則で定めるものであるときは、当該立看板等を警察職員に除却させることができる。

（平13条例101・旧第9条繰上）

（現場における警察職員の中止命令）

第8条 警察職員は、第6条第1項又は同条第2項第2号から第4号までの規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

（平13条例101・旧第10条繰上・一部改正）

（青少年のテレホンクラブ営業の利用の禁止等）

第9条 青少年は、テレホンクラブ営業所等へ客として立ち入り、電話をかけ、その他テレホンクラブ営業を利用してはならない。

2 何人も、テレホンクラブ営業を利用して、青少年と会話をし、又は青少年に対して伝言を入力してはならない。

（平13条例101・旧第11条繰上・一部改正）

（青少年に対する勧誘等の禁止）

第10条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業を利用するよう指示し、そそのかし、又は勧誘してはならない。

（平13条例101・旧第12条繰上・一部改正）

（青少年に対する利用カードの交付の禁止）

第11条 何人も、青少年に利用カードを販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布する等の方法により交付してはならない。

（平13条例101・旧第15条繰上）

（利用カードを販売する者の禁止行為）

第12条 利用カードを販売する者は、利用カードの見やすい箇所に、青少年はテレホンクラブ営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が青少年であることを知ったときは、直ちにその利用をやめなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

（平13条例101・旧第16条繰上・一部改正）

（報告及び立入り）

第13条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者の事務所若しくは店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平13条例101・旧第17条繰上・一部改正)

(指示)

第14条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が、第五条の規定に違反したときは、当該利用カード販売業者に対し、必要な指示をすることができる。

(平13条例101・旧第18条繰上・一部改正)

(利用カード販売業者の営業の停止)

第15条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人等が、当該利用カード販売業者の利用カードの販売に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は利用カード販売業者がこの条例に基づく指示若しくは命令に従わなかったときは、当該利用カード販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に規定する罪に当たる違法な行為
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第百75条又は第182条の罪に当たる違法な行為
- (3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章に規定する罪に当たる違法な行為
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪に当たる違法な行為
- (5) 児童福祉法第34条第一項第六号、第7号（同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。）又は第9号の規定に違反する行為
- (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為
- (7) 青少年健全育成条例第24条の規定に違反する行為

(平13条例101・旧第20条繰上・一部改正、平24条例112・平26条例86・一部改正)

(聴聞の特例)

第16条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売に係る営業の停止を命じようとするときは、福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

(平13条例101・旧第21条繰上・一部改正)

(公安委員会規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(平13条例101・旧第22条繰上)

(罰則)

第18条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定による警察職員の命令に違反した者
- (2) 第10条の規定に違反した者
- (3) 第15条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第7条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者
- (3) 第11条の規定に違反した者

3 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条の規定に違反した者
- (3) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(平13条例101・旧第23条繰上・一部改正)

第19条 第10条及び第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(平13条例101・旧第24条繰上・一部改正)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して、第18条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平13条例101・旧第25条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第3条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営

業を開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成9年2月20日までに」とする。

- 3 前項の規定により届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から平成11年1月31日までの間は、第4条第1項の規定は、適用しない。

(利用カードの販売に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者は、第5条第1項に規定する業として利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成9年2月15日までに」とする。

附 則 (平成10年条例第58号)

- 1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第6条第1項第1号に規定する場所であって、この条例の施行の際に改正後の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第1号に規定する場所以外の場所となるものにおいては、この条例の施行の日から平成10年12月31日までの間は、新条例第6条及び第8条の規定は、適用しない。

附 則 (平成10年条例第67号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第47号)

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

(平成11年公委規則第5号で平成11年11月1日から施行)

附 則 (平成13年条例第101号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)附則第1条の政令で定める日から施行する。

(政令で定める日=平成14年4月1日)

附 則 (平成18年条例第74号) 抄

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第112号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第86号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 福島県暴走族等根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族等による暴走行為が県民生活に及ぼしている影響の重大性にかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な規制を定めることにより、県民生活の安全と平穏を確保し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 暴走行為 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 法第68条の規定に違反する行為
 - イ 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条、第57条第1項、第62条又は第71条の2の規定に違反する行為
 - ウ 福島県迷惑行為等防止条例（平成12年福島県条例第190号）第9条の規定に違反する行為
- (3) 暴走族 暴走行為を行うことを目的として結成された集団をいう。
- (4) 暴走族等 暴走族、暴走行為を行う者及び暴走行為が行われることの情を知って暴走行為に係る自動車等に同乗する者をいう。
- (5) 少年 20歳に満たない者をいう。
- (6) 保護者 少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、駐車場、ふ頭その他の公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が策定し、及び実施する暴走族等の根絶に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 県民は、暴走行為が行われていること又は暴走行為を行うおそれがあると認められる者が集合していることを知ったときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護に係る少年を暴走行為に参加させないよう、及び暴走族に加入させないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から脱退させるよう努めなければならない。

(学校、職場等関係者の責務)

第6条 学校及び職場の関係者その他少年の育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年による暴走行為を防止するとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売又は自動車等の改造をしないよう努めなければならない。

3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、暴走行為に使用されるおそれがあると外観上明らかに認められる自動車等を運転している者に対して燃料を販売しないよう努めなければならない。

4 衣服、鉢巻、旗、のぼり、ステッカー等(以下「衣服等」という。)に刺しゅうし、又は印刷することを業とする者は、その事業活動において、衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誇示しようとすることが明らかな文字、図形等を刺しゅうし、又は印刷しないよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、暴走行為を行うおそれがあると認められる者が常習的に集合し、又は暴走行為が繰り返し行われる場所について、暴走行為を行うおそれがある者を集合させないために必要な措置又は暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第9条 知事は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 暴走族等の根絶に係る啓発活動に関する事項
- (2) 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項
- (3) 暴走行為の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関等との連携の強化)

第10条 県は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するため、国、市町村その他関係機関等との連携の強化を図るものとする。

(情報の提供等)

第11条 県は、県民、関係団体等が行う暴走族等の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少年及び保護者への支援)

第12条 県は、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進を図るため、少年及び保護者に対し、相談業務の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(暴走行為を行う目的での集合の禁止)

第13条 何人も、暴走行為を行う目的で、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って、公共の場所に集合してはならない。

(威勢を示す行為の禁止)

第14条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、集団で、暴走族の名称その他の暴走族であることを誇示する文字、図形等を表示した衣服、鉢巻等を当該文字、図形等が公衆の目に触れるような状態で着用し、又は暴走族であることを誇示する文字、図形等が表示された旗、のぼり等を掲げることにより、暴走族であることの威勢を示してはならない。

(あおり行為の禁止)

第15条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り若しくは身振りをすることにより、旗、のぼり、鉄パイプ

その他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより、当該暴走行為をあおってはならない。

(空ぶかしの禁止)

第16条 何人も、公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせる方法で、反復して空ぶかし（自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることをいう。）をしてはならない。

(平16条例96・一部改正)

(暴走族への加入の勧誘等の禁止)

第17条 何人も、少年に対し次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。
- (2) 暴走族から脱退することを妨害すること。
- (3) 暴走行為を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族加入少年に対する金品等の供与の要求等の禁止)

第18条 何人も、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為を行うことを容認する対償として、暴走族に加入している少年に対し会費、面倒見代等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与若しくは役務の提供を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している少年から金品等の供与若しくは役務の提供を受けてはならない。

(適用上の注意)

第19条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1号又は第2号の規定に違反した者
- (2) 第17条第3号の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。以下この号において同じ。）を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をした者

(3) 第18条の規定に違反した者

第21条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。）において、第16条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（平16条例96・一部改正）

第22条 第15条の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。）を犯した者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 第16条の規定に違反した者（第21条の規定に該当する者を除く。）は、5万円以下の罰金に処する。

（平16条例96・追加）

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第96号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に一条を加える改正規定は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年行政の一元性及び総合性を確保し、青少年問題への総合的かつ有機的な対策を推進するため、知事の事務部局、教育庁及び警察本部（以下「各部局」という。）をもって構成される福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 青少年問題の総合的調査、啓発及び広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

- 2 本部長に、事故あるときは、本部長があらかじめ指名した本部員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本部の協議事項について、本部員を補佐する。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課に事務局を置く。

- 2 事務局の組織規程は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
この要綱は、平成2年6月25日から施行する。
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 10 月 22 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（本部員）

総務部長、危機管理部長、企画調整部長、文化スポーツ局長、生活環境部長、保健福祉部長、
こども未来局長、商工労働部長、観光交流局長、農林水産部長、土木部長、教育長、警察本部長

別表 2（幹事）

広報課長、私学・法人課長、危機管理課長、企画調整課長、スポーツ課長、男女共生課長、
こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長、健康増進課長、薬務課長、
雇用労政課長、観光交流課長、農林企画課長、土木企画課長、教育総務課長、社会教育課長、
義務教育課長、高校教育課長、健康教育課長、少年課長、交通指導課長

6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県青少年健全育成推進本部設置要綱第8条の規定により、福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 本部の会議において協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
 - ア 青少年行政推進の基本方針の策定
 - イ 青少年行政推進の年度重点目標の設定
 - ウ 青少年行政推進の長期計画等の策定
 - エ 青少年育成に関する県民運動等の実施
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
 - ア 事業の予算編成の事前調整
 - イ 事業執行の連絡調整
 - ウ 青少年問題対策等の現況把握及び実施結果の取りまとめ
- (3) 青少年問題の総合的調査及び啓発、広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(本部会議)

第3条 本部の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。

(本部長の専決事項)

第4条 本部の会議において決定を要する事項のうち、軽易なものについては、本部長がこれを専決することができる。

(幹事会議)

第5条 幹事の会議は、本部長が招集し、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課長が主宰する。

- 2 幹事の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。
- 3 幹事の会議において協議する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本部会議において協議する事項の調整及び検討に関すること。
 - (2) 青少年行政関係事業の推進及び連絡調整に関すること。
 - (3) その他、青少年の育成に関すること。
- 4 幹事は、やむを得ない事由により幹事の会議に出席することができないときは、当該課（室）に所属する職員を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
- 5 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

(会議への出席要請)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事の会議に構成員以外の協議事項に係る部課長又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、本部の事務を処理するため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部及び幹事の会議の運営（会議資料の収集及び作成等）に関すること。
- (2) 青少年行政関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他、青少年の育成に関すること。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

7 福島県青少年育成県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は福島県青少年育成県民会議と称する。

(目 的)

第2条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、明日の福島県をになう青少年の健全な育成をはかる県民運動を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための県民運動の推進活動
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (3) 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動
- (4) 社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の整備活用を促進するための諸活動
- (5) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (6) 青少年の非行及び事故防止のための諸活動
- (7) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(組 織)

第4条 この会議は会議の目的に賛同する関係機関団体、並びに学識経験者等の個人を会議員として組織する。

2. 会議員は会長が委嘱する。

(機 関)

第5条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 会議員総会
- (2) 理事会

(会議員総会)

第6条 会議員総会は、この会議の最高議決機関で毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他総会が必要と認める事項。

(理事会)

第7条 理事会はこの会議の運営に関する業務を行う機関であって必要に応じ会長が招集する。

2. 理事会は必要やむを得ない場合、会議員総会に代わって、議決することができる。
3. 前項により議決した事項については、次回の会議員総会に報告しなければならない。
4. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会長専決)

第8条 会長は事業の執行上やむを得ない場合には、事務を専決することができる。

2. 事務を専決した事項については理事会に報告しなければならない。

(議 決)

第9条 会議員総会及び理事会は出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(役員)

第10条 この会議に次の役員をおく。

(1) 会長 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 若干名

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会議を代表し、この会議を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
3. 理事は理事会を組織し、第7条に定めるところにより、その職務を行う。
4. 監事は会計及び会務執行状況を監査し、その結果を会議員総会に報告する。

(役員を選任)

第12条 会長は福島県知事をもってあて、副会長、理事及び監事は会長が会議員のなかから指名委嘱する。

(役員任期)

第13条 副会長、理事及び監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補充による役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第14条 この会議の事務を処理するため、主たる事務局を財団法人福島県青少年会館内に、従たる事務局を福島県庁内におき、各県地方振興局単位に地方事務局をおくことができる。

2. 事務局及び地方事務局の組織規程は別に定める。

(会計年度)

第15条 この会議の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 この会議の経費は、県費補助その他をもってあてる。

(補則)

第17条 この規定に定めるもののほか、この会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和41年10月29日から施行する。

附 則

この規約は、昭和44年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年9月8日から施行する。

附 則

この規約は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成11年5月21日から施行する。

附 則

この規約は平成18年5月16日から施行する。

8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
福島県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満 (結婚している者を除く) ※ただし、第1～2章では、 おおむね30歳未満	第14条① この章(第3章)以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満	第2条① この法律において「青少年」とは、18歳に満たない者をいう。 (青少年インターネット環境整備法)
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年 子ども	(規定なし) おおむね 18歳以下の者	(同法上は、年齢の範囲について明文規定なし) 第11条① 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <中略> (7) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうち おおむね18歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 (参考)〔子どもゆめ基金助成金交付要綱〕 第2条 助成金の交付の目的は、青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、…。
勤労青少年福祉法	勤労青少年	35歳未満	第6条① 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。 ※同基本方針(第9次/平成23年4月施行)内で「35歳未満」とされている。
少年法	少年	20歳未満	第2条① この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をいい、…。
子ども・若者ビジョン(内閣府) [H22年7月施行]	子ども・若者	おおむね 40歳未満	乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)からポスト青年期(※)までの者。 ○乳幼児期からポスト青年期(※)までを広く支援対象にする点を明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。 ※「ポスト青年期」にある者: おおむね30歳以上40歳未満の者のうち、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者及び円滑な社会生活を営む上で困難を有する者。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね 18歳以下の者	第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、…。 （読書活動推進法）
児童福祉法	児 童 乳 児 幼 児 少 年	満18歳未満 満1歳未満 満1歳から小学校就学の始期に達するまで 小学校就学の始期から満18歳に達するまで	第4条① この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 (1) 乳児 満1歳に満たない者 (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（…）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。…）について行う次に掲げる行為をいう。（児童虐待防止法）
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条① この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。 （児童買春処罰法）
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	第3条① この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。
母子及び寡婦福祉法	児 童	20歳未満	第6条② この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
道路交通法	児 童 幼 児	6歳以上 13歳未満 6歳未満	第14条③ 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童 18歳に満たない者をいう。 （出会い系サイト規制法）
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満	第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
学校教育法	幼 児	満3歳以上 満6歳になる 年度の末日まで	第26条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
	学齢児童	満7歳になる年度の初日から 満12歳になる年度の末日まで	第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校…に就学させる義務を負う。…。
	学齢生徒	満13歳になる年度の初日から 満15歳になる年度の末日まで	第17条② 保護者は、子が小学校…の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校…に就学させる義務を負う。
労働基準法	児 童 (使用禁止児童)	満15歳になる年度の 末日まで (例外あり)	第56条① 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。 ② 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。
	年少者	満18歳未満	第57条① 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。
	未成年者	民法上の未 成年者 (20歳未満)	第58条① 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない。 第59条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはならない。
未成年者 喫煙禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条 満二十年に至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
未成年者 飲酒禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条① 満二十年に至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
民 法	未成年者	20歳未満	第4条 年齢20歳をもって、成年とする。
	婚姻適齢	男 18歳以上 女 16歳以上	第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 ※未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を要する。
刑 法	刑事未成年者	14歳未満	第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。
風俗営業等の 規制及び業務 の適正化等に 関する法律	年少者	18歳未満	第18条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(…)を営業所の入り口に表示しなければならない。(風営法又は風適法)

子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

平成 28 年 2 月 9 日

子ども・若者育成支援推進本部

子供・若者育成支援推進大綱（概要）

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

平成28年2月9日（火）
子ども・若者育成支援推進本部決定

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

第1 はじめに

- **全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。**
- **子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立つて、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。**
- **全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。**

現状と課題

- 【 **家 庭** 】 ・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
 ・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
 ・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要
- 【 **地 域 社 会** 】 ・地域におけるつながりの希薄化の懸念
 ・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要
- 【 **情報通信環境** 】 ・常に化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
 ・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要
- 【 **雇 用** 】 ・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
 ・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

これまでの取組の中で顕在化してきたもの

- +
- 【 **課題の複合性、複雑性** 】 困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

第2 基本的な方針（5つの重点課題）

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- ・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
- ・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
- ・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- ・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
- ・家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実
- ・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- ・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
- ・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- ・官公民連携による地域における共助機能の充実
- ・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- ・グローバル人材、科学技術人材の育成
- ・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
- ・地域づくりで活躍する若者の応援

第3 基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

- (1) 自己形成のための支援
 - ① 日常生活能力の習得
 - ・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進 等
 - ② 学力の向上 ③ 大学教育等の充実
- (2) 子供・若者の健康と安心安全の確保
 - ① 健康教育の推進と健康の確保・増進等
 - ・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実 等
 - ・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
 - ② 子供・若者に関する相談体制の充実
 - ・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
 - ・子ども・若者総合相談センターの充実
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用 等
 - ③ 被害防止のための教育
- (3) 若者の職業的自立、就労等支援
 - ① 職業能力・意欲の習得 ② 就労等支援の充実
- (4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
 - ・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
 - ・アウトリーチ（訪問支援）に携わる人材の養成 等
- (2) 困難な状況ごとの取組
 - ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
 - ・地域若者サポートステーションによる支援の充実 等
 - ② 障害等のある子供・若者の支援
 - ③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
 - ④ 子供の貧困問題への対応
 - ・国民運動の取組の展開、充実 等
 - ⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援
- (3) 子供・若者の被害防止・保護
 - ① 児童虐待防止対策
 - ・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応 等
 - ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

- (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
 - ① 保護者等への積極的な支援
 - ② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働
 - ③ 地域全体で子供を育む環境づくり
 - ・放課後子ども総合プランの推進
 - ・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進 等
 - ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
- (2) 子育て支援等の充実
- (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - ・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
 - ・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施 等
- (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

- (1) 地域における多様な担い手の養成
 - ・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進 等
- (2) 専門性の高い人材の養成・確保
 - ・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
 - ・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

- (1) グローバル社会で活躍する人材の育成
 - ・留学支援の充実 等
- (2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
 - ・先進的な理数教育の支援 等
- (3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
 - ・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
- (4) 地域づくりで活躍する若者の応援
 - ・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
 - ・「地域おこし協力隊」の推進 等
- (5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
 - ・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
 - ・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
- (6) 社会貢献活動等に対する応援
 - ・内閣総理大臣表彰の創設

第4 施策の推進体制等

- (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- (2) 広報啓発等
- (3) 国際的な連携・協力
- (4) 施策の推進等
 - ・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進 等

目 次

第1	はじめに	1
第2	基本的な方針	4
(1)	全ての子供・若者の健やかな育成	4
(2)	困難を有する子供・若者やその家族の支援	4
(3)	子供・若者の成長のための社会環境の整備	5
(4)	子供・若者の成長を支える担い手の養成	5
(5)	創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援	5
第3	基本的な施策	7
1	全ての子供・若者の健やかな育成	7
(1)	自己形成のための支援	7
①	日常生活能力の習得	
②	学力の向上	
③	大学教育等の充実	
(2)	子供・若者の健康と安心安全の確保	9
①	健康教育の推進と健康の確保・増進等	
②	子供・若者に関する相談体制の充実	
③	被害防止のための教育	
(3)	若者の職業的自立、就労等支援	11
①	職業能力・意欲の習得	
②	就労等支援の充実	
(4)	社会形成への参画支援	12
2	困難を有する子供・若者やその家族の支援	13
(1)	子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実	13
(2)	困難の状況ごとの取組	14
①	ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等	
②	障害等のある子供・若者の支援	
③	非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等	
④	子供の貧困問題への対応	
⑤	特に配慮が必要な子供・若者の支援	
(3)	子供・若者の被害防止・保護	20
①	児童虐待防止対策	

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3	子供・若者の成長のための社会環境の整備	22
(1)	家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築	22
①	保護者等への積極的な支援	
②	「チームとしての学校」と地域との連携・協働	
③	地域全体で子供を育む環境づくり	
④	子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり	
(2)	子育て支援等の充実	23
(3)	子供・若者を取り巻く有害環境等への対応	24
(4)	ワーク・ライフ・バランスの推進	24
4	子供・若者の成長を支える担い手の養成	25
(1)	地域における多様な担い手の養成	25
(2)	専門性の高い人材の養成・確保	25
5	創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援	26
(1)	グローバル社会で活躍する人材の育成	26
(2)	イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成	27
(3)	情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成	28
(4)	地域づくりで活躍する若者の応援	28
(5)	国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成	28
(6)	社会貢献活動等に対する応援	28
第4	施策の推進体制等	29
(1)	子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有	29
(2)	広報啓発等	29
(3)	国際的な連携・協力	30
(4)	施策の推進等	30

第1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりで目指していく。

(家庭を巡る現状と課題)

三世代世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子

供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

(情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

(雇用を巡る現状と課題)

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成 22 年 4 月の子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け同年 7 月に作成した「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成 26 年 7 月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成 27 年 11 月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニード等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1 はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

(1) 全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援するとともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵養^{かん}に取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体^{かん}の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（法第13条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保されるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

(2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護の推進を図る。

（３）子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

（４）子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

（５）創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

グローバル化が進行する社会に必要なとされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を拡げ、

子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

(基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

(規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

(体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

(読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

(体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

(生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

② 学力の向上

(知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

(基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

(高校教育の質の保証)

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

(学校教育の情報化の推進)

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

(多様な価値観に触れる機会の確保等)

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

③ 大学教育等の充実

(教育内容の充実)

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

(健康教育の推進)

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

(思春期特有の課題への対応)

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を推進する。

(妊娠・出産・育児に関する教育)

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするといった体験活動を推進する。

(10代の親への支援)

10代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

② 子供・若者に関する相談体制の充実

(相談窓口の広報啓発等)

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよ

う、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

(子ども・若者総合相談センターの充実)

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

(学校における相談体制の充実)

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

(地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることから、消費生活相談の周知を行う。

(いじめ防止対策等)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや医療機関などの関係機関等と連携した取組等を促進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う。

(暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

③ 被害防止のための教育

(被害防止のための教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもな

らないための予防啓発の充実を図る。

メディアリテラシーを身に付け、情報モラルを養うことを推進する。特に、いわゆるリベンジポルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

(キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

(能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

(新卒者等に対する就職支援)

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

(職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

(非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進する。

(若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

(4) 社会形成への参画支援

(社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業

観を形成する教育に取り組む。

(ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

(子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築)

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会（以下この項目において単に「協議会」という。）の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18 歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

(アウトリーチの充実)

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

(2) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

(ニート等の若者の支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

(ひきこもりの支援)

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

(不登校の子供・若者の支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

(高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援)

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

(障害のある子供・若者の支援)

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

(発達障害のある子供・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等におい

て、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

(障害者に対する就労支援等)

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援B型事業所(旧授産施設)等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

(障害者に対する文化芸術活動の支援)

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

(慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援)

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

(総合的取組)

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター(少年鑑別所)やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

(非行防止、相談活動等)

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取

組、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのSOSを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

(薬物乱用防止)

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

(施設内処遇を通じた取組等)

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

(社会内処遇を通じた取組等)

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④ 子供の貧困問題への対応

(教育の支援)

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ぶ不登校

児童生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導体制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

（生活の支援）

生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

(保護者に対する就労の支援)

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

(住宅の支援)

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

(経済的支援)

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

(調査研究等)

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

(官公民の連携した取組)

官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備

や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(自殺対策)

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)

外国人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

(定住外国人の若者の就職の促進等)

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイドンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

(性同一性障害者等に対する理解促進)

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

(3) 子供・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減するよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保

護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)

虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成 25 年 5 月 28 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

① 保護者等への積極的な支援

(家庭教育支援)

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

(養育の多様化への支援)

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

(学校と地域が連携・協働する体制の構築)

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③ 地域全体で子供を育む環境づくり

(放課後子ども総合プランの推進)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指して、計画的な整備等を進める。

(中高生の放課後等の活動の支援)

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人

材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

(地域で展開される多様な活動の推進)

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、E S D (持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

(体験・交流活動等の場の整備)

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

(2) 子育て支援等の充実

(子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てるとともに、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保する。

(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等)

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）」（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。

(ネット依存への対応)

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。

(性風俗関連特殊営業の取締り等)

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止)

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

4 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な担い手の養成

(民間協力者の確保)

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

(総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

(教員の資質能力の向上)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

(医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

(児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

(少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1) グローバル社会で活躍する人材の育成

(自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

(外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

(海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイス

クールを推進する。

(海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

(オリンピック・パラリンピック教育の推進)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

(国際交流活動)

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

(理数教育の推進)

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

(起業家の育成)

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることを目指し、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

(起業支援)

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

(3) 情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

(情報通信技術人材の育成)

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

(4) 地域づくりで活躍する若者の応援

(若者による地域づくりの推進)

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

(5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

(次世代競技者の育成)

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

(新進芸術家等の育成)

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

(6) 社会貢献活動等に対する応援

(内閣総理大臣表彰の創設)

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

第4 施策の推進体制等

(1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

(調査研究)

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

(2) 広報啓発等

(広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子供・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通じて、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

(保護者を含む大人に対する啓発)

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

(国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子

供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

(家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

(3) 国際的な連携・協力

(国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

(情報の収集・発信)

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

(4) 施策の推進等

(国の関係機関等の連携・協働の促進)

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

(審議会等の委員構成への配慮)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。

(地域における取組の推進)

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

(関係施策の実施状況の点検・評価)

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

(大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。

用語（注）

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。

福島県青少年行政事業計画（平成29年度）

発行：福島県 こども未来局 こども・青少年政策課

〒960-8670 福島県 福島市 杉妻町2番16号

電話：024-521-7187 F A X：024-521-7747

E-mail：kodomoseisaku@pref.fukushima.lg.jp



地域のきずなを強め、互いに支え合いながら
地域コミュニティの再生・子育てしやすい環境づくり・環境問題への対応
に取り組み、いきいきと暮らせる福島県を未来の世代につないでいきましょう!